

## ◎議 事 日 程（第 4 号）

令和 5 年 3 月 13 日（月曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 市長招集挨拶並びに施政方針説明に対する質問
- 日程第 2 議案第 1 号 愛西市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 3 号 愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 4 号 愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 5 号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 6 号 愛西市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7 号 愛西市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 8 号 市道路線の廃止について
- 日程第 10 議案第 9 号 市道路線の認定について
- 日程第 11 議案第 11 号 令和 4 年度愛西市一般会計補正予算（第 12 号）
- 日程第 12 議案第 12 号 令和 4 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 13 議案第 13 号 令和 4 年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 14 議案第 14 号 令和 5 年度愛西市一般会計予算
- 日程第 15 議案第 15 号 令和 5 年度愛西市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 16 議案第 16 号 令和 5 年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 17 議案第 17 号 令和 5 年度愛西市介護保険特別会計予算
- 日程第 18 議案第 18 号 令和 5 年度愛西市水道事業会計予算
- 日程第 19 議案第 19 号 令和 5 年度愛西市下水道事業会計予算
- 日程第 20 委員会付託について

---

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## ◎出 席 議 員（18名）

|     |             |     |               |
|-----|-------------|-----|---------------|
| 1 番 | 馬 渕 紀 明 君   | 2 番 | 佐 藤 旭 浩 君     |
| 3 番 | 中 村 文 武 君   | 4 番 | 河 合 克 平 君     |
| 5 番 | 真 野 和 久 君   | 6 番 | 山 田 門 左 工 門 君 |
| 7 番 | 吉 川 三 津 子 君 | 8 番 | 杉 村 義 仁 君     |

9番 角田龍仁君  
11番 原裕司君  
13番 近藤武君  
15番 鬼頭勝治君  
17番 高松幸雄君

10番 石崎誠子君  
12番 佐藤信男君  
14番 神田康史君  
16番 山岡幹雄君  
18番 竹村仁司君

---

◎欠席議員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

|           |        |         |        |
|-----------|--------|---------|--------|
| 市長        | 日永貴章君  | 副市長     | 鈴木睦君   |
| 教育長       | 平尾理君   | 総務部長    | 近藤幸敏君  |
| 市民協働部長    | 人見英樹君  | 企画政策部長  | 西川稔君   |
| 教育部長      | 三輪進一郎君 | 保険福祉部長  | 小林徹男君  |
| 健康子ども部長   | 清水栄利子君 | 産業建設部長  | 宮川昌和君  |
| 消防長       | 加藤義久君  | 上下水道部長  | 山田英穂君  |
| 学校教育課長    | 猪飼政和君  | 社会福祉課長  | 田口貴敏君  |
| 子育て支援課長   | 長谷川努君  | 保険年金課長  | 橋本創君   |
| 健康推進課長    | 服部芳樹君  | 総務課長    | 佐藤博之君  |
| 生涯学習課長    | 石田泰弘君  | 産業振興課長  | 清水直樹君  |
| 発達支援センター長 | 伊藤恒君   | 高齢福祉課長  | 八木久美子君 |
| 高齢福祉課長補佐  | 山田光正君  | 高齢福祉課主査 | 城安代君   |

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

|        |       |      |      |
|--------|-------|------|------|
| 議会事務局長 | 鷲尾和彦  | 議事課長 | 大原守人 |
| 書記     | 丸山小百合 | 書記   | 猪飼隆善 |
| 書記     | 杉本昌哉  |      |      |

---

午前 9 時30分 開議

○議長（杉村義仁君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ただいまから代表質問に入りますが、質問時間は質問・答弁含め15分とされております。

また、再質問につきましては、1回までできるとされております。

通告した内容が答弁を含め、持ち時間内に収まるよう、質問は簡潔・明瞭に行っていただくようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・市長招集挨拶並びに施政方針説明に対する質問

○議長（杉村義仁君）

日程第1・市長招集挨拶並びに施政方針説明に対する代表質問を行います。

質問者の順番及び質問事項は、お手元に配付のとおりです。

なお、質問は簡潔・明瞭に定められた時間内で行っていただくようお願いいたします。

最初に、新生愛西クラブを代表して、14番・神田康史議員、どうぞ。

○14番（神田康史君）

議長のお許しをいただきましたので、新生愛西クラブを代表して、招集挨拶並びに施政方針演説について質問をさせていただきたいと思っております。

本日は、市の財政運営についてお伺いしたいと思っております。

まずは令和5年度予算の特徴、傾向についてであります。

令和5年度予算は、一般会計が249億5,900万円で過去最大の予算規模となっております。一方、国の予算を見ても、令和5年度の一般会計当初予算は114兆3,812億円で、こちらは11年連続で過去最大を更新しております。

今回の一番の要因は、防衛関係経費の大幅な増大で、報道でも大きく取り上げられているところではありますが、それ以外にも、高齢化の進展による医療費や介護の費用が年々増加していることなどによる社会保障関係経費の増加といったものが上げられております。

防衛関係は国の専権事項であります。社会保障関係は市の重要な事業であり、予算の大きな割合を占めておりますので、令和5年度の予算編成にも大きな影響があったのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。

愛西市の令和5年度予算の特徴、傾向と過去最大の規模となったことに対する市長の思いをお聞かせください。

次に、財源確保に関する考え方です。

施政方針演説の中で、市の自主財源の拡充、強化に向けて取組を推進していくとの発言がありました。愛西市の財政力指数は0.6ほどで、県内の市で最下位を争うなど、財政力が決して豊かとは言えません。

全国的に人口減少が急速に進む中、数ある自治体の中で愛西市を選んでいただいたり、愛西市に住んでよかったとと思っていただくためには、横並びのサービスだけでなく市独自の事業、サービスを積極的に展開していく必要があります。そのためには、市長もおっしゃるように、国や県の補助金、交付金のほか、有利な起債などの情報収集を積極的に行うだけでなく、自主財源の確保、拡充の取組が市にとって最優先の事業であると職員の皆様が意識していただくことが必要ではないでしょうか。

そこでお伺いします。

自主財源の確保に向けて、市としては今後どのように取り組んでいくのでしょうか。

以上よろしくお願いたします。

### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁を申し上げさせていただきます。

令和5年度予算につきましては、一般会計で過去最大規模となっております。

このうち一般会計予算につきましては、これまでは平成26年度当初予算の248億4,200万円が最大規模でございましたが、今回それを上回る予算となりました。平成26年度は、市役所の庁舎建設という大型事業があったこともあり、当時では過去最大の予算規模でありました。その後、平成29年度まで減少してまいりましたが、平成30年度からは増加に転じ、今回過去最大の予算規模となりました。

令和5年度の一般会計予算を性質別で見えますと、義務的経費と言われる人件費、扶助費、公債費の合計はおよそ124億円で、歳出予算全体のほぼ半分、50%となっております。このうち、児童、高齢者、障害者、生活困窮者を支援する経費である扶助費はおよそ60億円で、義務的経費の半分以上を占めており、また年々数億円というペースで増加をしております。

10年前の平成25年度当初予算を見えますと、およそ45億円でありましたので、この10年間で約15億円増加していることになり、また今後も引き続き増加していくことが見込まれております。

一方で、公共施設やインフラの老朽化が進む中、安心・安全で快適なまちづくりをしていくためには、施設などの新設や大規模修繕などが必要となりますが、こうした経費である普通建設事業費は、十分な予算を確保できていない状況でございます。

過去最大の予算規模であった平成26年度当初予算では、普通建設事業費はおよそ48億円でございましたが、令和5年度はおよそ31億円となっております。

誰もが生き生きと暮らし、子育てしやすい愛西市とするため、切れ目のない子育て支援、子供たちの学びを支える、高齢者福祉の充実といった福祉や教育に関する予算は、これまでも他市に劣ることのないしっかりと確保をしているところでございます。

しかしながら、皆様に選んでいただける、訪れていただける愛西市としていくためには、安

心・安全・快適で人々が訪れたいくなるようなまちの整備に必要な事業や、10年後、20年後の愛西市を見据えた事業にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

一例を申し上げますと、名鉄藤浪駅前広場の改修工事や名鉄佐屋駅の周辺整備といった鉄道駅を中心としたまちづくりに関する事業ですとか、本市の観光拠点であります道の駅立田ふれあいの里の整備事業など、まちのにぎわいの創出に向け、今後も着実に進めていきたいと考えております。

こうした考えに基づきまして必要な事業を十分に精査し、また国・県の補助金、交付金なども有効に活用しながら予算編成を行ったところであり、結果として過去最大規模の予算となっております。

自主財源の確保についてでございますが、施政方針ではふるさと納税について積極的に取り組んでいることを申し上げさせていただきました。

ふるさと納税は、生まれ育った地域でお世話になった地域、これから応援したい地域に寄附することで地方創生につながっていくということで始まっております。現在はその制度の在り方について疑問の声も聞かれるところでございます。

しかしながら、愛西市として手をこまねいて見ているわけにはいきませんので、ふるさと納税の制度は愛西を市内外にPRできる絶好の機会であることは間違いありませんので、数ある自治体の中で愛西市を選んでいただくために有効な方法を今後も検討していきたいと考えております。

しかしながら、PRだけで中身が伴わなければ意味がございません。切れ目のない子育て支援、子供たちの学びを支える、そして高齢者福祉の充実、安心・安全・快適で人々が訪れたいくなるようなまちとしていくために、引き続き各事業の充実を図ってまいります。

そのほかにも、自主財源の確保、充実を図るために、本市の歳入予算のおよそ3割を占める税収をいかに増やしていくかが重要でございます。

市として重点的に取り組んでいる事業の一つは、企業誘致であります。企業誘致は、立地企業からの固定資産税など税収を確実に確保できるだけでなく、市民の皆様の雇用の受皿等にもなり、地域の発展が非常に期待できる事業と考えております。

南河田工業団地は、平成30年に造成工事が完了し、令和3年1月から一部の企業で操業が開始をされ、現在では5区画で操業が開始されております。それに伴う固定資産税収入は、令和3年度からいただいております。年間数億円の税収は確保しており、全5区画で操業が開始されたことで、今後はさらに税収の増加が期待をされます。

現在は、弥富インター周辺部において、新たな工業用地の創出に向け取り組んでいるところであり、さらなる税収の確保と地域の活性化につなげていくことで、県をはじめ関係機関と連携し、事業を着実に進めていきたいと思っております。財源確保に積極的に取り組んでいくことで、持続可能な財政運営に努めてまいります。以上でございます。

#### ○14番（神田康史君）

ありがとうございました。

扶助費といった社会保障が年々増大していくという課題は、愛西市だけでなく全国の自治体が直面しているところであります。

様々なお話を聞きました。切れ目のない子育て支援、子供たちの学びを支える、高齢者福祉の充実といったキーワードを交えながら、福祉分野や教育分野で予算をしっかりと確保し、様々な施策に取り組んでいることが分かりました。また、将来の愛西市を見据えた投資も積極的に行っていくという市長の姿勢もかいま見ることができました。

過去最大の規模となってしまったことが、愛西市として背伸びをしているのではないかという心配の声も聞かれるかもしれませんが、国や県の補助金など、特定財源を有効に活用していくことや、ふるさと納税、企業誘致の取組を強化していくことで、自主財源の確保にも積極的に取り組んでいく堅実な財政運営を行っていただきたいと思います。

我々新生愛西クラブとしましては、今後も市の様々な課題について市当局と論議し、愛西市の発展に向け、全力で取り組んでいきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

#### ○議長（杉村義仁君）

14番議員の質問を終わります。

次に、日本共産党愛西市議団を代表して4番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○4番（河合克平君）

では、市長の令和5年度招集挨拶並びに施政方針について質問をいたします。

4点にわたって質問をいたします。

第1点目は、SDGsの基本理念である誰一人取り残さない社会の実現のために取り組むという決意を最後にされておりますが、言葉どおりの予算となっているのかが疑問であります。特に障害者や高齢者など、弱者対策予算はどんどん削られていて、市のセーフティーネットがなくなっています。市民が困ったときに助けられない、そういう市政になっているのでしょうか。例えば75歳以上の独り暮らし高齢者や精神障害者3級手帳保持者の福祉医療の廃止、また緊急連絡通報装置は65歳以上の独り暮らし高齢者から75歳への高齢者へと変更、安否確認として行ってきた乳酸菌飲料配付事業は廃止など、高齢者に対し冷たい市政になっていきます。

扶助費というのをコストと考え、コスト削減という経費の考え方を行う中で、行政改革という名で扶助費の削減を一層進めてセーフティーネットがなくなる市政ではなくて、言葉だけでなく真に誰一人取り残さない社会の実現を目指す市政を行っていくように思っておりますが、市長の考えをお聞きします。

2点目に、市の財政状況について、依然として厳しい財政状況が続く見込みとされています。そのような状況でなぜ道の駅再整備及び周辺整備を進めるのか疑問であります。将来に負の遺産を残すことになるのではないかと危惧しておるところであります。

35億円の整備費は拡大することになります。道の駅再整備と周辺整備の事業費を教えてくださいと、ともにどんどん整備費が拡大をしていくことも考えられ、また年間の維持管理費も幾

らになるか分からない。そういう流れの中で、この事業はすぐさま凍結をし、再度市民の意見を取り入れながら計画を立てるべきであると考えますが、市長のお考えをお伺いします。

3点目に、月例出納検査の結果報告によると、令和4年12月31日の基金残高は197億7,000万円であります。

基金を活用して、大事業ではなく教育福祉を充実してほしい、少子化対策として少子化に歯止めをかけるための教育や子育ての充実に活用してほしいということが市民の願いではないでしょうか。この願いをどう実現するかが問われているところであります。

今行うべきは、将来を担う子供たちが安心して学べる老朽校舎を改修していくことではないでしょうか。学校の統廃合を白紙にする決断を行い、老朽対策を早急に行ってください。優先をして行ってください。市長の考えをお伺いします。

4点目に、18歳までの医療費の無料化によって、子供たちが医療費の心配をすることなく病院に行けるようになったことはとても評価をするところでありますが、新型コロナウイルスや物価高騰対策として給食費の無料化を行ってきました。国からの交付金がなくなると同時に、給食費の値上げを含む負担が4月から子育て世帯を襲います。ぜひとも基金を活用して、負担の軽減を市独自に行っていただきたい。市長のお考えをお伺いいたします。

以上4点についてお答えください。お願いします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、1点目の誰一人取り残さない社会の実現のための予算となっているかにつきまして御答弁させていただきます。

人口減少、少子高齢化など社会情勢が急速に変化していく中で、子育て支援、高齢者支援、障害者支援など、誰一人取り残さない社会の実現のために持続可能な財政運営をしつつ、市の様々な課題の克服に向けて、着実に施策を前に進めていかなければなりません。

先ほど障害者や高齢者などの弱者対策予算がどんどん削られているですとか、扶助費を経費としてその削減の下にセーフティーネットがなくなるといった御発言がございますが、扶助費につきましては、令和5年度当初予算では約61億円となっており、令和4年度当初予算に比べますと約4億円の増、5年前の平成30年度当初予算と比べますと約12億円の増となっており、削られているという御指摘には当たらないものであり、厳しい財政状況にあっても扶助費などの社会保障関係経費はしっかりと確保しているところであります。一部の事業だけを取り上げて、市民が困ったときに助けられない市政、セーフティーネットがなくなる市政という発言がなされることは大変残念でなりません。

また、高齢者の見守り事業につきまして、65歳以上から75歳以上に変更したとの御指摘がありました。近年平均寿命だけでなく健康寿命も延びてきている中、医療の対象者を一律に65歳としている現状を見直すことも必要ではないかと考えております。

なお、令和5年度は、高齢者福祉の充実として高齢者見守り事業のほか、新たに高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業、権利擁護支援センター事業などを開始いたします。

急速に変化していく社会情勢に柔軟に対応していくため、各事業の在り方を絶えず検証し、

真に必要な事業に効果的、効率的に予算を配分することで、持続可能なまちづくりにつなげてまいります。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、2点目の道の駅再整備と周辺整備について御答弁差し上げます。

道の駅周辺整備事業の事業費といたしましては、令和3年度から行ってきた実施設計で実施工程が定まり、それを基にして物価上昇の動向等を踏まえ積算した結果、約49億円となります。

財源といたしましては、実施設計の結果、国や県の補助金や合併特例債の適用について具体的な検討が可能となり、これらを最大限に活用することで一般財源の支出は約3億9,000万円となる見込みでございます。

第2次愛西市総合計画の中では、地方観光の中核を担う地域として位置づけられており、今回、道の駅周辺整備事業を進める意義といたしましては、本市の観光の拠点施設を創設し、そこから市の魅力を発信することで、交流人口や関係人口の創出、拡大を期待するとともに、新たな都市公園を提供することで10年先、20年先の市民の居住価値を高める効果を期待するところでございます。

令和8年度のグランドオープンに向けて、関係者とも連携しつつ鋭意取り組んでまいります。以上です。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

それでは、私からは、3点目の学校の統廃合を白紙にする決断を行い、老朽化対策を優先してくださいとの御質問について御答弁させていただきます。

学校への対応につきましては、トイレ改修や空調設備の整備など、状況を確認しながら対応させていただいております。

令和5年度も小学校の特別教室への空調設備の整備などを予定しており、予算をお認めいただけましたら、手続を進めていきたいと思っております。

将来の愛西市を担う子供たちが安心して学ぶため校舎の老朽化対策を行うことは、非常に重要であり、速やかに計画し実施する必要がございます。しかし、同時に、将来の愛西市を担う子供たちが将来を生きるための環境整備もひとしく重要であり、そのためにはどのように学校規模を適正化していくのか、議論と検討を重ねる必要がございます。

限られた予算の中で、この2つを効果的に実現するため、一刻も早く市民の皆様へ愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画をお示しし、実施していきたいと考えております。以上でございます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、4点目の基金を活用した子育て世帯への負担軽減について御答弁させていただきます。

昨年からの物価高騰により、子育て世帯をはじめ市民生活に大きな影響を受けていることは、市としても十分認識しており、速やかに対応しなければならない課題であると考えております。物価の高騰につきましては、現在も続いております。

国では、本年1月の使用分から電気代などの負担軽減策に乗り出しており、その負担軽減策の効果が出始めていると報道されております。

さらに、直近の報道では、国は今年度末に向け、エネルギー、食料品価格上昇の影響緩和対策について、予備費の使用も含め、必要な追加策を検討する旨を打ち出しております。

市といたしましては、今年度実施しております小中学校給食費無償化事業や上水道基本料金免除事業を令和5年度に実施する予定は今のところありませんが、今後も社会情勢を冷静に捉えていくとともに、国や県の動きも十分注視し、連携しながら必要な時期に必要な施策を進めていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

今答弁いただきましたが、今新しい戦前と言われる状況の中で、国は専守防衛や敵基地攻撃能力などを保有する集団的自衛権を行使するということが、今防衛費も多くなっている状況の中で、国言いなりの市政運営を行って行けば、結果として市民が苦しむ状況になるのではないのでしょうか。

今言われましたが、市民のために市独自にセーフティーネットを守って、市民に温かい市政をつくっていく、そういう運営をしていくということがこれから今後も必要であり、そのための方法について、全体として費用が増えているからというのは、国からの目的な財源もあるわけで、そういった点では市独自に負担が増えているということは、すぐさま15億円大変だということではなく、市独自の費用としてはそんなに負担が多くなっている状況ではないというふうに考えます。

やはり市独自に市民のセーフティーネットを守っていくために、国に求めると同時に市独自に行っていける財政状況をつくっていくための市の取組を再度お伺いして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

我々市といたしましては、様々な事業につきまして有利な交付金、補助金等を活用しながら、市民の皆様方と一緒にあって市政運営を続けていかなければならないというふうに考えております。

当然国が打ち出される様々なメニューをしっかりと我々としては内容を確認して、事業を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

#### ○議長（杉村義仁君）

4番議員の質問を終わります。

次に、公明党あいさいを代表して、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

#### ○18番（竹村仁司君）

通告に従いまして、公明党あいさいを代表して、招集挨拶並びに施政方針について質問をさせていただきます。

重なる部分もありますが、そのまま発言いたします。

私からは、市長が述べられたまちづくりの視点のうち、2つの視点に関してお伺いします。

まずは、第3の視点である「心身ともに健やかなまちづくり」です。

全国的に人口減少、少子高齢化の流れが進む中で、愛西市もその例外ではありません。先日市の職員の方に令和4年の1年間に生まれた子供の数をお聞きしたところ、311人ということでした。ちなみに、10年前の平成25年では、1年間に379人ということで、10年前と比べると68人、率にしますと20%ほど減少している計算になります。

出生数の減少は、当然ながら人口の減少につながっていきます。こうした中、全国の各自治体では子育てしやすいまちをアピールして、子供を産みやすい環境、また子供を育てやすい環境を整備していくことに非常に力を入れております。

愛西市においても、この動きに取り残されることなく、安心して子供を産み育てることができまちなちづくりを進めていかなければなりません。

そこでお伺いします。

愛西市を子育てしやすいまちとしていくために、市としてどのように取り組んでいくのでしょうか。

次に、第4の視点である「活力ある快適なまちづくり」です。

令和5年度予算は、過去最大規模となっております。社会保障関係経費である扶助費や特別会計への繰出金が年々増加を続けていることが大きな要因であります。市長からは、こうした中にあっても切れ目のない子育て支援、子供たちの学び、安心・安全で快適なまちの整備に必要な市独自の事業のほか、10年、20年後の愛西市を見据えた事業にも積極的に予算を配分したとの発言がありました。

愛西市に住んでよかった、愛西市に住んでみたいと思っていただくまちとするためには、先ほどの子育て世代に対するソフト面での取組だけでなく、安心・安全で快適で人々が訪れたいなるまちとしていくための都市基盤整備やまちのにぎわい、活性化に向けたハード面での取組の両面で施策を進めていく必要があります。特にまちのにぎわい、活性化に向けた事業は、持続可能なまちづくりを進めていく上で非常に重要な取組ではないでしょうか。

そこでお伺いします。

10年後、20年後も持続可能なまちづくりを進めていくために、市としてどのように取り組んでいくのでしょうか。

以上2点につきまして御答弁をよろしくお願ひします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、まず子育て支援に関する質問に対しまして御答弁させていただきます。

人口減少、少子高齢化が急速に進んでおり、これは愛西市でも同様でございます。こうした状況を我々としても非常に危機感を持って、子育て施策に取り組んでいるところでございます。

全国の自治体で様々な子育て支援が進められる中、本市におきましても、国や県の事業と市独自の事業を組み合わせ、妊娠から出産、子育てに至るまで切れ目のない施策を行い、若い世代、子育て世代に愛西市を選んでいただけるような施策を展開させていただいております。

出産・子育て応援交付金事業でございますが、伴走型相談支援といたしまして、妊娠の届出

時、妊娠8か月前後、出産後にそれぞれ保健師などが面談をいたしまして、個々の状況に合った支援を行ってまいります。また、経済的支援といたしまして、妊娠の届出時と出産後には面談やアンケートを実施した後、それぞれのお子さん1人当たり5万円の支給を予定しております。

その後、1歳の誕生日を迎えられた際には、市独自の事業でございます1歳児子育て応援給付金事業といたしまして、相談支援を行うほか、経済的支援といたしまして、お子さん1人当たり5万円を支給し、切れ目なく支援を行ってまいります。

また、18歳までのお子さんの医療費につきましては、国や県の負担のほか、市独自に支援をすることで、18歳の年度末までの窓口負担額を引き続きゼロとさせていただきます。

保育園などに通われるお子さんの給食費のうち、副食代につきましては本市独自サービスといたしまして、所得の状況に関わらず一月当たり3,500円を上限とする補助を継続してまいります。

また、ゼロ歳から2歳までの保育料につきましては、この地域の市町村に比べ安く設定がされております。

お子様を望むものの不妊症や不育症により授かることができない御夫婦に対しまして、一般不妊治療や不育症治療に対する補助を引き続き行い、経済的負担を軽減してまいります。

結婚に伴う愛西市での新生活を経済的に支援し、安心して生活をしていただけるよう、住居費や引っ越し費用の一部を助成し、新生活を応援させていただきます。

妊娠、出産、子育てについての様々な相談につきましては、子育て世代包括支援センター、あいさいっ子相談室でお伺いをいたしまして、御相談の内容に応じたサポートをさせていただくほか、内容によりましては、昨年1月に運用開始いたしました発達支援センターなど関係施設、関係機関と連携するなど一緒に考え、寄り添いながら支援を行ってまいります。

今後も引き続きまして、結婚、妊娠、出産、子育てに至るまで、切れ目のない施策を展開していくことで、安心して子供を産み、育てることができる環境を整備し、愛西市に住んでよかった、また愛西市に住んでみたいと感じていただけるような子育てしやすいまちづくりを進めていきたいと思っております。

続きまして、「活力のある快適なまちづくり」についてでございますが、10年後、20年後も持続可能なまちづくりに向けた取組を進めていかなければならないと考えております。

子育て施策をはじめ、各種施策はソフト面での取組のほかにハード面での取組を合わせることも重要であると考えております。

本市の財政の傾向といたしましては、先ほど議員からも、そして神田議員からもお話がございましたし、私も施政方針で述べさせていただきましたが、社会保障関係経費である扶助費や特別会計への繰出金が全体予算の3分の1を占めており、これらの経費は今後も増加が見込まれます。

これらの経費は、誰もが安心して暮らしていくために必要な経費であり、また教育関係費につきましても、将来の愛西市を担っていく子供たちの学びの環境を整えていくために必要であ

る経費となっておりますので、市といたしましてはしっかりと予算を確保しているところでございますが、それだけでは持続可能なまちづくりにはつながっていかないと考えております。安心・安全・快適で人々が訪れたいくなるようなまちづくりを進め、愛西市ににぎわいをつくっていくことも重要でございます。

それぞれ藤浪駅や佐屋駅等整備を進めてまいります、それぞれの事業を組み合わせることが、愛西市のまちづくりにつながっていくと思っております。

特に駅の整備につきましては、愛西市の顔として安心・安全・快適に利用できる駅となるよう今後も事業を確実に進めていかなければならないと思っております。

また、令和5年度は、都市計画マスタープランに位置づけられた市街地整備の方針に基づき、将来の事業化につなげていきたいと考えております。

まちのにぎわいに向け、重点的に行っている事業である道の駅立田ふれあいの里の整備につきましても、観光拠点として付加価値を高め、市内外から様々な方が訪れていただけるような、そしてまた訪れたいと思っただけのような施設を目指してまいります。厳しい財政状況ではありますが、市民の皆様がいつでも楽しめるような市の顔となり、市外の人から見ても魅力と感じていただけるような観光資源となるようさらに磨きをかけることによりまして、今後にもぎわいのあるまちづくりにつながっていくと考えております。今後もソフト面とハード面の両面から、安心・安全・快適で人々が訪れたいくなるようなまちづくりを進めてまいります。以上でございます。

#### ○18番（竹村仁司君）

ありがとうございました。

まず子育てしやすいまちについて、市長の思いをお伺いしました。

愛西市の将来を担う子供たちの数がますます減っていくことは、危機的とも言える状況であります。このことは、市長部局だけでなく我々市議会も改めて肝に銘じていかねばならないと思っております。

こうした中、愛西市では妊娠、出産から子育てに至るまで、切れ目のない支援を行っていくことを具体的な事業を示しながら説明していただきました。若い世代、子育て世代に愛西市を選んでいただけるような施策を今後も取り組んでいただくとともに、市外への情報発信も積極的に行っていただきたいと思っております。

また、10年後、20年後も持続可能なまちづくりを進めていくための取組についても御答弁いただきました。

社会保障経費が年々増加を続け、厳しい財政状況が今後も続いていく中においても、愛西市に住んでよかった、愛西市に住んでみたいと思っただけのためには、まちのにぎわい、活性化に向けた取組は不可欠であります。

公明党あいさいといたしましては、今後も市民の皆様の声に耳を傾けながら、市当局としっかり議論を進め、愛西市の発展に向け、全力で取り組んでいく決意を述べさせていただきます、私の発言を終わります。

○議長（杉村義仁君）

18番議員の質問を終わります。

次に、無会派、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

無会派を代表しまして、通告に従いまして市長の招集挨拶並びに施政方針について、2点について質問をさせていただきます。

市長は、本市の財政状況につきましては、今年度に比べ税収の伸びが期待できるものの、社会保障関係経費はそれを上回る形で増加するなど、依然として厳しい財政状況が続くと見込まれます。

歳入面では、国や県の補助金などの情報収集を積極的に行い、財源の充実に努めていくとともに、市の自主財源の拡充強化に向けて取組を推進してまいりますと話されました。

私が2年前になりますが、令和3年の6月議会で代表質問しました際にも、本市の財政状況につきましても、市税の大幅な減収が見込まれる一方で、扶助費が増加を続けるなどより一層厳しい財政状況が見込まれます。

歳入面では、国や県の補助金などの財源確保に一層努めることはもちろんですが、市の自主財源の拡充強化につながる取組を推進していきますと同様の話をされており、財源確保等は計画的に進んでいるのか不安に感じられます。

そこでお話にもあります自主財源の拡充強化について質問いたします。先ほど神田議員からも、その件について同様な質問ですけれども、私も私なりの通告どおり質問させていただきます。

第3次愛西市行政改革大綱に基づき安定した行財政運営を目指しているところですが、安定した自主財源の拡充強化に向けた取組は計画的に進んでいるのかお聞きします。

次に、歳出削減についてです。

人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費は毎年度増加しており、財政の硬直化が進んでいるのではないかと感じます。また、扶助費は今後の少子高齢化の進行により一層の増加が見込まれていて、義務的経費の増加は投資的経費に影響すると思われま

す。施政方針説明では、歳出面は各種事業やサービスについての検証見直しに引き続き取り組むほか、公共施設について統廃合や計画的な維持管理、民間活力の導入などを進め、歳出の削減につなげていくと話されました。

歳出の削減の取組について具体的にどのような考えなのかお聞きします。

2点目、農業の振興についてです。

農業の振興については、第2次愛西市総合計画の後期基本計画基本目標4(2)にもあり、目指す姿は、愛西市で農業を営む市民が安定かつ持続可能な農業経営を行っているとされています。

しかし、私がお聞きしていることとして、農業経営だけでは生活が厳しい、愛西市は農業振興地域というが、農業の成り手不足、休耕地、耕作放棄地も増えている状況で、農業振興を続

けていけるのかななどとお聞きしております。市長が施政方針説明で話されたように、農地には食料生産のほか防災機能など、多面的な機能があると思いますが、次世代に引き継ぐ市の財産としての考え、また人口減少が進む中、農業の成り手不足、休耕地等の増加も懸念する中、農地利用について、市長の考えを具体的にお聞かせください。よろしく申し上げます。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

まず、1点目の自主財源の拡充強化について御答弁させていただきます。

施政方針では、自主財源確保に向けての取組例として、まずふるさと納税について積極的に取り組んでいくことを申し上げられたところでございます。

その制度の在り方については、現在疑問の声が聞かれるところではございますが、愛西市を市内外にPRできる絶好の機会であることは間違いありませんので、数ある自治体の中で愛西市を選んでいただくために、最も有効な方法を今後も検討していきたいと考えております。

また、自主財源の充実、強化を図るためには、本市の歳入予算のおよそ3割を占める税収をいかに増やしていくかも重要でございます。

市として重点的に取り組んでいる事業の一つは、企業誘致でございます。

南河田工業団地では、現在は全5区画で操業が開始され、立地企業に係る固定資産税収入は、年間1億円強の税収入が確保できております。

現在は弥富インター周辺部において、新たな工業団地の創出に向け取り組んでいるところでございまして、さらなる税収の確保と地域の活性化につなげていくため、県をはじめとする関係団体と連携いたしまして、事業を着実に進めてまいりたいと考えております。

今後も財源の確保に積極的に取り組んでいくことで、持続可能な財政運営に努めてまいります。以上でございます。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

私からは、2点目の歳出の削減について御答弁をさせていただきます。

義務的経費は、令和5年度の一般会計予算では、およそ124億円で歳出予算全体のほぼ半分となっております。このうち児童、高齢者、障害者、生活困窮者を支援する経費である扶助費はおよそ60億円で、義務的経費の半分以上を占めており、年々数億円というペースで増加をしております。

本市の歳入構造は、地方税収入などの自主財源が乏しく、交付税や国・県支出金などへの依存度がかかなり高くなっており、財政構造の弾力性を示す経常収支比率を見ても、決して楽観視できるものではありません。

また、歳出は公共施設やインフラの老朽化が進む中、安心・安全で快適なまちとしていくためには、施設等の新設や大規模修繕などが必要になりますが、投資的経費のうちでも普通建設事業費は十分な額を確保できていない状況です。

こうした状況を踏まえ、第2次総合計画後期基本計画を力強く推し進めるために策定した第3次行政改革大綱に基づき、各種事業、サービスの検証、見直しや公共施設等の最適化と計画的な変更などといった歳出面のさらなる見直し等を行うなど、財政の健全化に努めているとこ

るです。

第3次行政改革大綱では、地域や民間の力の結集、行政の経営資源の最大限の活用、事務事業の積極的な見直しと財政健全化の3つの視点に時代の変化に対応したスマート自治体への転換を加えるなど、これまでの延長線上でない新たな改革に取り組んでおります。これから10年先、20年先の愛西市を見据え、真に必要な事業を見極め、限られた財源を効果的、効率的に配分する取組を引き続き行っていくことで、持続可能なまちづくりを推進していきます。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、農業の振興について御答弁させていただきたいと思います。

昨今、農業従事者の高齢化や担い手不足問題、耕作放棄地の拡大等が全国的な課題となっております。

本市におきましても、農業従事者数の減少に加えて、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の拡大など多くの課題を抱えております。

担い手の確保や新規就農者の育成、支援のため、本市では、愛知県とあいち海部農業協同組合と共同で新規就農サポート体制を整え、新規就農者に対して新規就農支援交付金事業を行っております。また、農地中間管理機構を活用して、農地所有者と担い手農家を結びつけることにより、農地の集約を行い、耕作放棄地の拡大防止に取り組んでおります。

農地には食料生産のほか、防災機能、美しい風景の形成など多面的な機能がありますので、次世代に引き継ぐ市の財産として今後も農地が適正に管理されるよう呼びかけていきたいと思っております。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

最初の自主財源の確保、拡充強化とか、歳出の削減については、一般質問でも行いましたけれども、最初にお話ししましたけれども、市長のほうから財源不足に取り組むというお話も出ておりますけれども、より企業誘致も大きいくくりへの考え方も持てるでしょうけれども、財源確保として一般質問でも提案しましたけれども、そういうところを確保できる、そういうところの努力に努めていただきたいと思います。

ちょっと再質問で、農業振興のところでもちょっと再質問させてもらいますけれども、愛西市は農業振興地域となっていて、農業保全ゾーンとかもそういう言葉も使われておりますけれども、この農業の振興を促進することを目的する地域だと思います。

振興とは、産業を盛んにするという意味で、農業を拡大する地域と考えることもできますが、愛西市は今後その農業を拡大していくという考えなのかをまず1点お聞きします。

それから、もう一点は、次世代に引き継ぐ市の財産という言葉について少しお考えを聞きたかったですけれども、次世代に引き継ぐというのは、将来を担う子供たちも含まれると思っておりますけれども、こういった引き継ぐ市の財産とは、現状の農地の利用を引き継いでいくという考えなのか、いろいろ10年、20年というスパンで考えていくということがあると思っておりますけれども、今現状の考え方として、今お話ししました次世代に引き継ぐ市の財産とは、現状の農地

の利用を引き継ぐという考えでよいのか、この2点再質問します。お願いします。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

まず1点目の農業の拡大についてでございますけれども、議員からもお話がございましたが、今愛西市の状況といたしましては、市の権限で農地の拡大や縮小というのはなかなか難しい、手続上、また地権者の理解がどれだけ得られるかといったハードルが非常に多くございます。

その中で、市といたしましては、まずは現状をいかに維持、そしていい農地を残していくかということが非常に重要ではないかというふうに思っております。当然それぞれ変更しようと思いますと、御理解等が非常に難しいのではないかということも考えられます。

しかしながら、今後、後継者不足や新たな就農者の育成というものも非常に難しい状況ではございますが、やっぱり関係機関等がしっかりと連携をしながら、食の安全、そしてこの地域の防災機能を持つ農地を適正に管理、運営していくことが必要だというふうに思っております。

そして、次世代へ引き継ぐというお話でございますが、先ほども言いましたけれども、農業をやっている方が、次の世代へどのように引き継いでいきたいのかということも重要ではないかというふうに思っております。とかく、農業は非常に厳しい職業だということを言われる方もございますし、なかなか収入を得るのが大変だというお話も聞いておりますけれども、やっぱりそういった面で、市や関係団体がバックアップできるものについてはしっかりとバックアップをして、農業に取り組みたい方々が取り組みやすい、参入しやすいようなことも今後検討していかなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

1番議員の質問を終わります。

これにて代表質問を終結いたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時40分といたします。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、これから議案質疑に入りますが、質疑におきましては、愛西市議会会議規則第54条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときには議長が注意することになっております。また、同条第3項には、自己の意見を述べることはできないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

議案質疑については、事前に通告制を取っているため、通告書に基づき質疑を行い、議員側も理事者側も時間短縮に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第1号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

日程第2・議案第1号：愛西市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

○18番（竹村仁司君）

議案第1号：愛西市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について質問します。

新たな対策協議会を設置するに当たって、本市の小・中学校において令和元年度から今年度までに、いじめと確認している生徒数をお伺いします。

また、いじめと確認できていない事例もあるはずですが、どのような過程をたどりながらいじめと確認していくのかお伺いします。

○教育部長（三輪進一郎君）

学校におけるいじめの件数は、令和元年度、小学校74件、中学校16件、令和2年度、小学校32件、中学校18件、令和3年度、小学校143件、中学校10件、令和4年度においては1月末現在で、小学校227件、中学校26件でございます。

いじめの把握につきましては、児童・生徒、保護者からの申出による把握に加え、年に6回実施するアンケートや、毎朝タブレットでその日の気分を天気や数値で表す「こころの天気」の中で数値などの低い児童・生徒へ声かけを行うことにより確認に努めております。以上でございます。

○18番（竹村仁司君）

この条例を制定する理由としているいじめ防止対策推進法は、平成25年に法律第71号として施行されています。今までにどうしてこうした協議会が条例制定されなかったのかお伺いします。

○教育部長（三輪進一郎君）

愛西市では、平成27年度に、愛西市いじめ防止基本方針並びに愛西市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱及び愛西市立小中学校におけるいじめに関する調査委員会設置規則などを施行し運用してまいりました。

市教育委員会では、いじめに関する重大事態に対し従前の体制では十分でないと判断し、専門委員会、調査委員会を条例により設置することといたしました。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、10番・石崎誠子議員、どうぞ。

○10番（石崎誠子君）

議案第1号：愛西市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について、3点質問いたします。

1点目は、先ほどの竹村議員の質問と同じ答弁になるのかと思うんですけれども、今議会の条例制定となった理由は何かお聞かせください。

2点目です。

第3条で連絡協議会での関係機関、団体等との連絡調整を図るとありますが、具体的にどのような内容なのかお聞かせください。

3点目です。

第10条及び第14条に専門委員会、調査委員会それぞれの規定がありますが、どのような事項を調査することが想定されているのか、お聞かせください。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

まず1点目ですが、愛西市では平成27年度に、愛西市いじめ防止基本方針並びに愛西市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱及び愛西市立小中学校におけるいじめに関する調査委員会設置規則などを施行し、運用してまいりました。

市教育委員会では、いじめに関する重大事態に対し、従前の体制では十分でないと判断し、専門委員会、調査委員会を条例により設置することといたしました。

次に、2点目でございます。

市内小・中学校におけるいじめに関し、海部児童・障害者相談センターや法務局、津島警察署などの関係諸機関と情報共有を図り、必要に応じ連携して対策を協議いたします。

続きまして、3点目ですが、専門委員会は、重大事態と判断されたいじめに関する案件について専門的な立場から調査を行い、審議結果を答申し、または意見を具申いたします。調査委員会については、専門委員会からの調査結果を受けて、市長が必要と判断した場合に諮問し、再調査を行い、審議結果を答申し、または意見を具申いたします。以上でございます。

**○10番（石崎誠子君）**

ありがとうございます。

それでは、1点再質問させていただきます。

先ほど、委員会では専門的な立場から重大事態と判断されたいじめに関する案件について、専門委員会で調査し、その結果を受けて市長が必要と判断した場合に調査委員会が再調査を行うということだったんですが、専門委員会、調査委員会の委員はどのように選任されるのか、お聞かせください。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

専門委員会及び調査委員会は、直接の関係者ではない第三者により組織する委員会とし、市教育委員会で独自に選任することが困難な場合には、愛知県教育委員会に相談の上、関係団体へ依頼することを考えております。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

よろしいですか。

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

**○5番（真野和久君）**

それでは、質問いたします。

最初の10年経過して設置に至った理由に関しては、竹村議員の質問がありましたので、最初の質問は終わります。

再質問で行います。

あと、これまで平成27年に先ほどありましたけれども、愛西市のいじめ防止基本方針、それからあと調査委員会等の設置規則等が定められたという話もありましたけど、それと今回の条例制定との関係、それからこの扱いについてお尋ねをしたいと思います。

それから、今石崎議員の話の中でもありましたが、いじめ問題が起きたときの各委員会の役割について、もう一度ちょっと詳しく順を追って説明をお願いします。

それから、これまでのいじめの、先ほども十分ではなかったと判断したというのがありましたが、これまでのいじめへの対応はどのように行っていたのか。また、今後そうした対応はどのように変わっていくのかについてお尋ねします。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

それでは、まず1点目ですが、いじめ防止対策推進法第12条に基づき、愛西市いじめ防止基本方針を作成しており、同法第28条第1項に基づく調査組織として愛西市立小中学校におけるいじめに関する調査委員会が設置されております。

今回の条例の施行に伴い、附属機関である専門委員会が調査組織を兼ねることから、いじめに関する調査委員会設置規則は廃止することとなります。

次ですが、各委員会の役割でございますが、専門委員会は重大事態と判断されたいじめに関する案件について、専門的な立場から調査を行い、審議結果を答申、または意見を具申いたします。調査委員会につきましては、専門委員会からの調査結果を受けて市長が必要と判断した場合に諮問し再調査を行い、審議結果を答申し、または意見を具申いたします。

最後の3点目ですが、各学校のいじめ防止基本方針を作成していますので、基本方針に沿って事実確認を実施しています。学校内で解決に向けた指導が可能な場合を除き、教育委員会事務局へ報告をし、指示・助言の下、指導を行っております。重大事態と判断される場合については、愛西市立小中学校におけるいじめに関する調査委員会にて調査を行いますが、条例制定後は条例で定められる委員会に諮問することとなります。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

以上、説明をしていただいたわけですが、基本的にこれまで十分でなかった部分、これまで十分でなかった部分というのは、どういった問題が今まであって、それはこの今回の新たな条例の制定によってどのように解決するのか、ちょっと具体的に説明をお願いします。

#### ○学校教育課長（猪飼政和君）

今回、条例により組織を設置するに至った理由なんですけれども、先ほど説明はさせていただいた現行の調査委員会におきましては、委員のお願いする予定の方が、第三者と言えるわけではなく、関係者での組織となっております。最近の重大事態等への対応につきましては、やはり第三者における組織が必要というふうに判断をさせていただいて、今回条例化をさせていただいたものです。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第1号：愛西市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について、質問いたします。

重複する部分もありますが、最初にこの連絡協議会、専門委員会、調査委員会のそれぞれの関係と役割についてお伺いをしたいと思います。

そして、先ほどから、学校からいろんな事例が出てくるということですのでけれども、学校等でどのような議論がされた上で上がってくるのか、どのようなプロセスを踏んでこの協議会、委員会に上がってくるのか教えていただきたいと思います。

あと、なぜ今制定かということについては先ほど答弁がありましたので、後で再質問をしたいと思います。

そして、かなりのいじめの件数があるわけですが、学校内でどのように処理をしていくのか等も含めて手続等について、もう少し学校内での手続も含めたやり方について教えていただきたいと思います。

○教育部長（三輪進一郎君）

まず1点目でございますが、市内小・中学校におけるいじめに関し、海部児童・障害者相談センターや法務局、津島警察署などの関係諸機関と情報共有をし、必要に応じ連携して対策を協議いたします。

また、必要に応じて臨時的に開催し、重大事態の判断、専門委員会に諮るべきかの判断を行います。専門委員会におきましては、重大事態と判断されたいじめに関する案件について専門的な立場から調査を行い、審議結果を答申し、または意見を具申いたします。調査委員会については、専門委員会からの調査結果を受けて市長が必要と判断した場合に諮問し、再調査を行い、審議結果を答申し、または意見を具申いたします。

次ですけれども、各学校のいじめ防止基本方針を作成しておりますので、基本方針に沿って事実確認を実施しております。学校内で解決に向けた指導が可能な場合を除き、教育委員会事務局へ報告をし、指示・助言の下指導を行っております。重大事態と判断される場合につきましては、愛西市立小中学校におけるいじめに関する調査委員会にて調査を行いますが、条例制定後は、条例で定める委員会に諮問することとなります。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

私、学校の中でこれが連絡協議会等に上げていかなきゃいけない案件だという判断が学校でどのようにされるのかなというのが、とても疑問に思っているわけです。その点、ちょっと教えていただきたいのと、先ほど重大事態と判断されればという言葉がよく出てくるんですが、この重大事態とはどういう事態をいうのか、そしてこの重大事態であるということは誰が判断するのか、教えていただきたいと思います。

それから、具体的にこの条例を制定するとこんなことが防げるということがあれば、教えて

いただきたいと思います。以上です。

○学校教育課長（猪飼政和君）

まず、学校におけるいじめの対応についてですけれども、先ほどの答弁にもありましたが、愛西市いじめ防止基本方針に沿って学校においてもいじめの防止基本方針をつくっております。その内容に沿って、状況に応じて学校のほうで困り感のあるお子さんだったりに対してのお声がけ等から始まって確認をしていくような形になってくるかと思えます。

次に、重大事態の関係ですけれども、同じく愛西市いじめ防止基本方針の中では、重大事態をいじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合やいじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合等とありますので、各学校で把握しているいじめの内容を連絡協議会等で諮る場合もありますし、速やかな対応が必要な場合は教育委員会のほうで判断になるかもしれませんが、そういった場合に調査委員会のほうを立ち上げる形になるかと思えます。

調査委員会等を今回条例化しての利点というか防げる内容ですけれども、先ほども少し触れましたが、第三者によるしっかりとした調査をしていただけるということになるかと思えますので、そういった点で必要な対策かというふうに思っております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第2号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第3・議案第2号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、11番・原裕司議員、どうぞ。

○11番（原 裕司君）

それでは、議案第2号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、質問させていただきます。

今回、事務手続において保護を受ける方の外国人の個人番号を利用するという形になるわけですが、現在の生活保護を受けておられる外国人の方、国別で何人おられるのかお伺いをしたいと思います。

それと、大阪のほうでもちょっと話題になりました外国人の生活保護の申請なんですけれど

も、本市では本年度も含めて過去数年で結構ですが、生活保護の外国人の申請者数とそれに対する非該当者数の数が分かればお願いをいたします。

次、生活保護を受けている日本人の個人番号を利用されている実績について、この2点お伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

対象者数は8人で、内訳は、韓国国籍3人、朝鮮国籍1人、フィリピン国籍3人、インド国籍1人です。令和2年度からの新規申請数は、令和2年度は3人、令和3年度は2人、令和4年度は1人です。3年間のうち、生活保護を受給できなかった方はいません。

2点目の実績でございますが、生活保護事務において、年金情報、税情報の連携をしております。以上でございます。

#### ○11番（原 裕司君）

当然、個人番号を利用するということで、事務的な手続も含めてメリットもデメリットも出てくるかと思いますが、この個人情報を利用すると事務的にどのような形で変わってくるのか、その辺を詳しくちょっとお願いしたいと思います。

#### ○社会福祉課長（田口貴敏君）

個人番号を利用することによる事務手続のメリットですけれども、外国人の方に対して日本人と同様に生活保護の事務を進められるというメリットがあります。以上です。

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○4番（河合克平君）

では、議案第2号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、質問いたします。

まず生活保護の受給をされている外国人については、今までマイナンバーを利用せずに来たところだと思っておりますが、今回利用事務に加えた理由についてお伺いをいたします。

また、生活保護を受けている外国人の方のマイナンバーを利用することによって変わることも、また収入認定などの影響についても影響があるのかと考えますが、従来と違うことについても併せて教えてください。

そして、条例の中にも入っておりますが、教育委員会が情報提供を求め、情報提供をするということになっておりますが、具体的にはどういった内容なのかを教えてください。以上、お願いします。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

まず、1点目でございますが、令和2年のデジタル・ガバメント実行計画において、生活保護の医療扶助におけるオンライン資格確認を令和5年度中に運用開始することとしたこと、また、生活保護法等の改正案を盛り込んだ全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、県、他自治体も運用開始を目指して

おり、愛西市もそれに対応するために条例改正をするものでございます。

続いて、令和5年度からシステム導入によるオンライン資格確認において、日本人と同様に外国人の方も利用可能となります。収入認定につきましては、ルールに変更はありませんので、影響はございません。以上でございます。

○教育部長（三輪進一郎君）

私から4点目でございますが、学校保健安全法第24条第1項により市が設置する小・中学校の児童・生徒が感染症または学習に支障を生じるおそれのある疾病で、政令に定めるものにかかり学校において治療の指示を受けたときの援助の実施に関する情報でございます。以上でございます。

○4番（河合克平君）

令和5年度からの新しい制度に対応するということでありましたが、マイナンバーはまだ強制ではありませんが、マイナンバーのことについては、そういった届出がないと申請等を含めそれは利用できないのか、確認をお願いいたします。

あと、外国人のマイナンバー利用については変わることは特にないということでありましたが、従来、外国人であるということを理由にして変わっていったことがあって、困ったという事例がもしあれば、教えてください。以上ですね。

○社会福祉課長（田口貴敏君）

今回の制度改正によってマイナンバーを持ってみえる外国人の方に関しては、新しい制度を活用してということになります。ただ従来どおり、それぞれの制度、マイナンバーを使わずに対応することもしておりますので、マイナンバーを持っている方、持っていない方、それぞれ差はないというふうに考えております。

また、外国人の方への何か対応で不利益等があったかということであれば、現在そういった事案はないと認識しております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第3号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第4・議案第3号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、11番・原裕司議員、どうぞ。

○11番（原 裕司君）

それでは、議案第3号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正について、質問をさせていただきます。

追加条文、安全計画の策定等の第7条の2の2項、研修及び訓練を定期的実施しなければならないという文言があります。具体的にどのような研修を行って訓練を想定しておるのかということ。また、定期的実施というところがありますけれども、この期間ですね、毎月やるのか、年に数回やるのか、そういうような期間の制定があるかと思しますので、その辺の部分をお答えいただきたいと思います。

それと、第14条の2、感染予防等に関しても研修、訓練、定期的というような文言がありますので、これについてもお伺いしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

市には、まずこの条例の対象となっている家庭的保育事業所はありません。第7条の2第2項の研修や訓練につきましては、応急処置研修、AED講習や避難訓練、消火訓練、園児の引渡訓練、不審者への対応訓練などを想定しています。避難訓練、消火訓練は毎月1回以上実施することになっており、それ以外の研修や訓練は各園であらかじめ年間計画に盛り込み実施していくこととなります。

次に、14条の2項についてですが、感染症予防等に関する研修、訓練につきましては、インフルエンザなどの感染症対応に関する研修、熱中症アドバイザー研修、ノロウイルスの際の嘔吐物の処理訓練や感染時の連絡訓練などが上げられます。以上でございます。

**○11番（原 裕司君）**

先ほども、愛西市にはこの事業所はないというようなお話でしたけれども、次の条例の部分も同じようなことだと思いますので、そちらのほうで置き換えてお願いしたいですけれども、家庭的保育事業というのは当然職員の配置も少なく、なかなか研修をしますよといっても児童・生徒をほったらかしにするわけにはいきませんので、そういったところが課題だというふうに思いますが、この訓練、特に実施しましたよという訓練の記録が残るわけなんです、研修でもそうなんです、こういった研修、あるいは訓練を行った評価について誰がするのか、そういったところも含めて評価の仕方についてお願いしたいと思います。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

研修の評価についての定めはございませんが、職員に研修内容が浸透し、効果的なものとなっているかを実地指導のときなどに確認していきたいと考えております。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

**○18番（竹村仁司君）**

議案第3号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質問します。

議案第3号の資料1、第7条の3の2で、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えとあります。

このブザーその他に当たる装置にはどのようなものが想定されるのか、他市の具体例があれば併せてお伺いします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

本条例の対象となる家庭的保育事業の事業者は市にはありませんが、条例中のブザーとは、降車時確認式の装置のことで、運転手等が車内に置き去りにされた園児がいないかを確認しないとブザーで車内確認を促すものです。

その他、国が示しているものとして、自動検知式の装置があります。センサー等により置き去りにされた園児を検知する機能により、車外に向けて警報で知らせるというものです。また、2つの装置の機能を併せ持つ併用式というものも国は対象としています。以上でございます。

**○18番（竹村仁司君）**

それでは、この装置の設置に対して国・県等の補助があるのか、お伺いします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

適合する装置を対象に送迎用のバス1台につき、定額17万5,000円の国補助があります。この補助を財源に、市内の民間保育所及び幼保連携型認定こども園を対象に補助を実施したいと考えております。令和5年度当初予算において、216万円の予算計上を行っております。幼稚園や幼稚園型認定こども園については、愛知県から直接補助が行われます。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

**○4番（河合克平君）**

では、議案第3号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質問いたします。

愛西市では、こういった対象となるところはないですよという話はありませんが、今まで安全管理ができていたかどうかということについてはないということなので分かりませんが、今後安全計画をつくっていくということを義務づけておりますが、この内容、策定方法、いつまでにつくるのか、また策定後のそれがしっかり履行されているかということについての確認はどうするのか教えてください。

あと、見落としを防止する装置ということについては装置の内容や費用等についてはお話がありました、これについてはないということですが、装置の設置については期日などがあれば教えてください。方法については先ほど答弁がありましたので、いいです。

続いて、3点目で、議案の第13条、懲戒に関する権限の濫用の禁止ということを削除ということになりますが、この削除する理由についてお伺いいたします。お願いします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

まず1つ目ですが、これまでも国から示された基準や保育所保育指針、児童の安全の確保に関連した事務連絡などに基づいて安全確保に関する取組が各園にて行われおります。

今回の改正は、安全計画を策定するよう求められているものです。国の計画案では、園外活動時などの安全点検計画、児童、保護者に対する安全指導計画、訓練・研修計画などが示され

ています。

期日は、令和5年4月1日からです。策定の確認は県が行う実地指導などに合わせて確認していきたいと考えております。

次、2つ目の見落としに関する期日についてですが、装置の装備は令和5年4月1日から義務となり、令和6年3月末までに経過措置が設けられております。

続きまして、懲戒権の削除の理由ですが、懲戒権の削除の理由は、民法において、親権者の懲戒権に係る規定が削除され、児童福祉関係の省令が改正されることにより、本条例においても削除するものです。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

では、再度質問いたしますが、この安全計画というものについて、内容を令和5年4月までにつくるということになりますが、これについては、計画があるかどうかということの確認は県がするという事なんですけど、その計画が守られるかどうかということの確認はどのように行っていくか、教えてください。計画が履行されているかどうかですね。

あと、懲戒権の削除について、民法が変えられたということがありますが、ちょっと民法が変わって懲戒権を削除するって、懲戒権の文面だけを見ると、これは内容の禁止ということでされておりますので、そこからするとこの文があるかないかでどう違うのか、どう民法は求めているのかについて再度お伺いいたします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

安全対策の確認です。市での確認ですが、県が行う指導監査などに合わせて確認をしていきたいというふうに考えております。

また、懲戒権については、一般にこの問題行動に対して監護教育の観点からこれを強制するために必要な範囲で実力を行使することをしてきましたが、それもしてはいけないということが含まれます。以上でございます。

#### ○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・議案第4号（質疑）

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第5・議案第4号：愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に4番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○4番（河合克平君）

では、議案第4号：愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部改正について、確認をいたします。

まず、中で今後の安全計画や安全管理について、まず今までどうであったのか、今後どうなのかについては先ほどの条例と同じような内容になりますが、質問いたします。

そして、業務継続計画ということが今後必要になってくるということも条例になっておりますが、この業務継続計画の内容、そして策定方法、今までできていたかどうかということも併せて教えてください。

あと、この項の中にも利用者の安全を確実に把握する方法ということで、ちょっと第3号のほうとは表現が違いますが、利用者の所在を確実に把握する方法というのはどういう方法をイメージしているのか教えてください。

そして、最後のところになる衛生管理の訓練方法ということがありますが、衛生管理の訓練方法については、どのように行っていくか教えてください。以上です。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

まず1つ目の安全管理についてですが、これまでも資格研修等において安全管理について、各事業所で安全管理を徹底してまいりました。今後の内容は、安全点検、児童、保護者に対する安全教育、訓練、研修等を具体的に定めたものになります。

策定方法につきましては、国から示されています計画例を参考に、各事業所において策定していただくこととなります。

安全計画の策定は、令和5年度は努力義務ですが、令和6年4月1日から義務化されます。策定の確認は、制度の周知を図っているところであり、策定の準備を進めていただき、モニタリング等の機会に確認を行ってまいります。

続きまして、今までの業務継続計画についてです。

これまで事業所において業務継続計画は策定しておりません。業務継続計画の内容は、非常時の組織体制や非常事態発生時の優先業務等を具体的に定めたものになります。策定方法は計画例をお示しし、策定していただくこととなります。策定の確認は、制度の周知を図っているところであり、モニタリング等の機会に確認を行ってまいります。

3つ目の利用者の所在の把握についてです。利用者の事業所への活動のため、自動車を運行するときに、点呼や目視確認等を徹底することや職員が保護者との連絡を適切に行うことで、所在を確実に把握いたします。

4つ目の衛生管理の訓練方法については、職員が児童に対して日常の衛生管理が適切に行われるための習慣づけを行うことなどが考えられます。事業所内においては衛生管理の徹底や非常時の対応方法についての訓練を定期的実施することなどが上げられます。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

では、安全計画については、今までは行ってきたけれども明文化するということについては分かりましたが、これは独自に国から示されたものということもありますが、独自に自分のところで事業所で作っていくことは、付け足していくことは可能なのか教えてください。

あと、業務継続計画については今まではできていなかったのですが、今後つくっていくというお話でしたが、特に市の施設を利用されている、この利用して児童健全育成事業を行っているところがあるかと思うんですけども、それについては市がそういった計画を行いながら示して、市が行っていくことを決めて計画を決めてそれに従ってもらうというような形になるのか、自主的に継続計画を決めていくのか教えてください。

あと、所在確認についてですが、児童健全育成事業ですから、児童館とか児童クラブとかというところが対象になるので、送り迎えでバスを利用するということがないから、このようなことかというふうに思いますが、具体的に点呼をしたり目視確認をしたりということで、結局ヒューマンエラーが発生しやすいような、そういうことを防ぐことが難しいんじゃないかなと、今の聞いているだけだと難しいのではないかと思うんですが、ヒューマンエラーを防ぐような方法として、何か別の方法があるのであれば教えていただきたいと思います。

以上2点お願いします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

計画については、付け足しも可能でございます。また、業務継続計画については、市の参考例もしくは国の参考例を踏まえ、各事業所の実情に応じて策定していただくこととなります。

それから、ほかのチェック表については、紙ベースのチェック表等を利用して、確実に園児が降車したかどうかの確認をしていくという方法もあります。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○7番（吉川三津子君）**

議案第4号：愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質問いたします。

既にいろいろ質問、答弁が出ておりますので、その部分は省いていきたいと思いますが、対象施設へのどのように周知するのかということで、質問させていただいておりますが、既に周知をされているということですが、どのように周知をされているのか、お伺いをしたいと思います。

それから2番目に通告したのが、この安全計画、業務継続計画等を独自でつくるのは大変なので、サンプルのような計画案を示すのかという質問を出したんですが、計画例等を示していくことという答弁がありましたので、後ほど再質問のほうをさせていただきます。

じゃあ1点のみ答弁のほうをお願いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

まず、施設にはどのように周知するのかというところですが、まず作成をしなければいけないということの周知を図っているところでございます。

今回の条例の一部改正についても、議案が可決され次第、関係事業所へ再度周知をさせていただく予定です。以上でございます。

**○7番（吉川三津子君）**

これはいつ頃からこの周知をされているのか、どんな形で周知をしているのか、お伺いをしたいと思います。そして、対象施設はどれだけあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、令和6年3月31日までは努力義務だというお話がありました。この愛西市としては、これら該当する施設に対していつ頃までにこの計画を策定しなさいということを書いていくのか、方針についてお伺いをしたいと思います。多分、紙切れを出しただけでは本当に紙切れで終わってしまう。絵に描いた餅になってしまいますので、各事業所内で協議等を十分にしながら計画をつくらなければ意味がないと思っておりますが、市としていつ頃までにこの計画策定を求めていくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

**○子育て支援課長（長谷川 努君）**

まず、施設にどのように周知につきましては、2月、3月のモニタリングで御説明させていただいて、各施設に赴き説明させていただいております。指定管理者11か所の児童クラブが対象となっております。

市の方針につきましては、いつまでかというところにつきましては、来年度末までに作成していただくと、それまでに相談等をいただき、確認していきたいと考えております。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第6・議案第5号（質疑）**

**○議長（杉村義仁君）**

次に、日程第6・議案第5号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・河合克平議員、どうぞ。

**○4番（河合克平君）**

議案第5号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について質問させていただきますが、ここについては、26条の懲戒権に関する濫用の禁止ということの内容を削除することについて、なぜ行うのか、先ほどもお伺いしましたが、再度お伺いします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

民法において、親権者の懲戒権に関する規定が削除され、児童福祉関係の省令が改正されたことにより、本条においても削除するものです。以上でございます。

**○4番（河合克平君）**

この懲戒に関する権限の濫用の禁止という条項があると、懲戒を認めたことになるという点で削除することによってよろしいですか。お願いします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

児童虐待を正当化する口実に利用されていると指摘があったことを受けて、民法での親権者の懲戒権を削除されたものです。親権者の懲戒権そのものがなくなったため、懲戒権限の濫用を禁止した本条例中の規定が必要なくなり削除するものです。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第6号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第7・議案第6号：愛西市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

議案第6号：愛西市国民健康保険条例の一部改正について質問をいたします。

質問をいたします。

まず、条例の中で加算金というのが1万2,000円ありますけれども、この加算金というのはどういった金額なのか教えてください。また、50万円ということになりますが、産婦人科等で支払う費用というのは、今どのぐらいになっているのかということについても、併せて教えてください。この費用については、例えば滞納解消するための費用として相殺をするとか、そういったこともあるのかどうか教えてください。

○保険福祉部長（小林徹男君）

まず加算金でございますが、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合は1万2,000円を加算するものでございます。費用の平均につきましては、令和3年度の1人当たり約45万円でございます。

3点目でございますが、精算については直接支払制度を利用した場合は、滞納等に関係なく支払いをしなければなりません。直接支払制度を利用しなかった場合や直接支払制度を利用したが、負担額が支給総額に達しなかった場合は、差額支給分を滞納分に充当する承諾をいただき、充当することになります。以上でございます。

○4番（河合克平君）

1点目の産科医療補償制度に加入する病院にかかった場合、出るということでもいいですか。市が全ての人に支給するというわけではないんですね。その確認です。

あと、直接支払制度を利用しない場合については、本人の同意をもって滞納にするということですが、同意できなかった場合については、ちゃんと支払いをしてもらえるのかについて確

認です。お願いします。

○保険年金課長（橋本 創君）

産科医療補償制度とは、産科医療補償制度は病院、診療所、助産所が加入する制度で、安心して産科医療を受けられる環境整備を目的として、分娩に関連して重度脳性麻痺となった子供に対して救済措置を行う制度でございます。

続きまして、2点目の充当しないかどうかにつきましては、充当しないというものでございます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

再質。

○4番（河合克平君）

充当しない。ちょっともう意味分からん。

○議長（杉村義仁君）

よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第7号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第8・議案第7号：愛西市水道事業給水条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、11番・原裕司議員、どうぞ。

○11番（原 裕司君）

それでは、議案第7号：愛西市水道事業給水条例の一部改正について、2点ほど質問をさせていただきます。

今回の利用料金のほうが、基本料金を制定してということで5段階から6段階に変更されております。特に10立方メートルの方の料金設定と基本料金という形で算出すると、10立方丸々使えば今までの現状の単価と同じような状況になるのかなというふうに算出はさせていただいたんですが、この各段階の対象世帯、これ八開と佐織地区別々でお願いしたいと思っております。

それと、この水道料金の見直しに当たって、負担額がどのように増減をするのかなあと、これ全体的で結構ですので、お答えをお願いしたいと思います。以上、お願いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

まず、1点目の各段階の対象世帯数についてでございます。

こちらの令和3年12月調定ベースの給水戸数は、八開地区1,461戸、佐織地区8,776戸となり、

内訳です。10立方メートルまでは八開311戸、佐織2,550戸、11から20立方メートルまでは八開452戸、佐織2,598戸、21から30立方メートルまでは八開369戸、佐織2,099戸、31から40立方メートルまでは八開174戸、佐織925戸、41から75立方メートルまでは八開140戸、佐織525戸、76立方メートル以上は八開15戸、佐織79戸となります。

2つ目の見直しに伴う負担額について、同じく令和3年12月調定をベースに算出した見込額は、消費税抜きで年間約1,987万8,000円の増額となります。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

**○5番（真野和久君）**

今回の値上げによって、まず基本的に例えば5立方ですね、それから10立方、20立方、30立方、40立方あたりのところで節目で、八開地区、佐織地区の金額は、現在と比べてどういうふうになるのかということについて、現在の値と値上げ後について教えてください。

それから、その値上げによって県下の自治体の中で比べて改正後の水道料金というのはどのぐらいの位置に来るのかについてもお尋ねします。

それから、今後の水道料金の体系の問題として、今統一の方向には進んでいますけれども、例えば口径別の料金体系等を採用するような考え方はないのかについて確認します。

それから、水道料金の統一がこの間ずっと佐織の料金を上げていく形になってはいますが、やはり今後もこうした料金の高いほうに合わせる方針でやっていくのか、その点の考え方についてお尋ねします。

**○上下水道部長（山田英穂君）**

まず1点目でございます。

1か月使用分の消費税抜きの金額で、使用水量別で申し上げます。

八開地区は、5トンで現行1,650円、改定後1,225円、10トンで現行、改定後とも1,650円、20トンで現行、改定後とも3,300円、30トンで現行、改定後とも4,950円、40トンで現行、改定後とも6,700円、佐織地区は、5トンで現行1,200円、改定後1,125円、10トンで現行1,200円、改定後1,450円、20トンで現行2,550円、改定後2,900円、30トンで現行4,200円、改定後4,550円、40トンで現行5,950円、改定後6,300円となります。

続きまして、改定後の料金水準は何番目になるかでございます。

県下の料金水準を令和2年度の愛知県の水道年報を引用して1か月分の10トン、20トン、30トン使用時で上からの順位を申し上げます。なお、口径別採用団体は口径13ミリの順位となっております。

八開地区は、10トンで改定後は3番目、20トンで改定後は1番目、30トンで改定後は2番目、佐織地区は、10トンで改定後は4番目、20トンで改定後は2番目、30トンで改定後は4番目となります。

次に、口径別の料金体系についてでございます。

こちら口径別の料金体系の検討は課題の一つであると理解しております。ただし、現状にお

いては考えておりません。

次、4点目の高いほうに合わせる方針になっていないかでございます。

今回の改定は、公平性の観点からも段階的に格差の是正を目指すと同時に、今後の水道事業収益が減少傾向にあり必要な財源確保のために行ったものでございます。

料金改定後は、おおむね3年を目安に適正価格を試算して料金統一に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

最初に確認ですけど、八開、佐織それぞれ3番目、1番目、2番目、4番目、2番目、4番目というのは、県下でその使用量のときの料金として高いほうからでいいんですか。その辺をちょっと確認したいのと、それから口径別は課題けれども現在は考えていませんという話でしたが、今後そうしたものを採用していく、例えば家庭用と業務用などを含めたやはりかなり3番目、かなり上位のほうに水道料金が上がっている以上は、そうした対策も必要だと思うんですけど、そうしたことは今後どこかの段階で導入を含めて検討すべきでは、するかどうかについてお尋ねします。

それから、3年後を目安にまた料金改定をしようと言っていますが、そのときには今現状の収入等も含めて、例えば全体的に値段が下がっていく、利用料金が下がるようなこともあるのかどうか、その点について、あるいはどのぐらい値上がりを考えているのかについてお尋ねします。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

まず1点目でございます。こちらは順位が高いほうからでございます。

2点目の口径別料金の検討はということでございますが、こちらのほうは将来的に3点目と同じ質問にはなるんですが、水道料金等検討議会で今後審議していただく内容の一つとしたいと考えております。

3点目、下がるかということでございますが、同じく水道料金等検討委員会でこちらのほうも審議していただくこととなりますので、今の段階ではどうなるかということはお答えできません。以上でございます。

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○7番（吉川三津子君）

議案第7号：愛西市水道事業給水条例の一部改正について質問させていただきます。

重複するところがあるんですが、ちょっともう一度自分のチェックのために答弁のほうをお願いしたいと思います。

それぞれの佐織、八開の使用量が6段階になったわけですけども、世帯数とこの世帯数の比率ですね、何%に該当するのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、常々高齢者世帯で利用量が少ない世帯への救済をということを書いてきたわけなんですけど、月当たり5立米以下の世帯というのは何世帯あるのか、それもお聞かせをいただき

たいと思います。

今後統一までのスケジュールについて、いつ頃にどうしていくんだという計画をお示しいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

まず1点目でございます。

こちら全体の給水戸数は、1万237戸となり、内訳といたしましては、10立方メートルまでは2,861戸、比率は27.9%、11から20立方メートルまでは3,050戸、比率は29.8%、21から30立方メートルまでは2,468戸、比率は24.1%、31から40立方メートルまでは1,099戸、比率は10.8%、41から75立方メートルまでは665戸、比率は6.5%、76立方メートル以上は94戸、比率は0.9%となります。

2点目の5立方メートル以下の世帯数は1,735戸になります。

3点目のスケジュールについてでございます。

こちらは水道料金等検討委員会の答申を踏まえまして、料金改定後はおおむね3年を目安に社会情勢や水需要の動向に応じて料金検討を行うものとしております。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

先ほど、10立米以下というところで27.9%の世帯がある。そのうち5立米以下が1,735世帯あるという答弁がありました。このことは、高齢者の貧困世帯と年金世帯とに生活に必ず必要な水道を届けるという意味で検討を求めてきたわけですが、このことについて5立米以下についての検討はされたのか、議題に上がったのか、お聞かせをいただきたいと思います。以上です。

○上下水道部長（山田英穂君）

こちらのほう5立米以下の戸数についても、水道料金等検討委員会のほうでお示しさせていただいております。こちらは独り暮らしの高齢者への負担軽減を考えたということで、委員会のほうでは説明させていただいております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第8号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第9・議案第8号：市道路線の廃止についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第9号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第10・議案第9号：市道路線の認定についてを議題とし、質疑を行います。  
通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

議案第9号：市道路線の認定についてを質問いたします。

市道路線の認定についてですが、1556号線の一部払下げがあったためということがありますが、この内容、理由について教えてください。

市道5287号線、道の駅再整備に伴い、東ゾーンの造成をするためということですが、どのような造成を行うので、これが市道として認定されるのか教えてください。

○産業建設部長（宮川昌和君）

まず1点目でございますが、土地所有者が南北で隣接する土地と市道の1556号線の一部を一体利用し、有効活用を図るためでございます。

2点目でございますが、道の駅の東ゾーンの都市公園の整備に伴って一部区間を廃止し、新たに認定をするものでございます。以上です。

○4番（河合克平君）

1556号線は一体利用ということですが、大きいところだと思いますが、どのような一体利用をされるのか、どのような業種の方がどのようにしたいのかということについて確認させていただきます。

あと、5287号線についてですが、造成するためということは、この認定された市道が短くなっていますが、短くなったところは全て市道じゃなくなるということだと思いますが、その公園の中に含まれるということでもいいか確認です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

1点目の市道1556号線でございますが、そこに隣接して南側、北側で土地を所有してみえる、工場を経営してみえる方でございますが、そちらのほうで一体利用ということで使うということでございます。

それと、市道の5287号線、こちら道の駅のところでございますが、今認定してあるところを短くしまして、その部分が都市公園でちょうど駐車場ぐらいになるかなあというふうに思っておりますが、そういう形で新たにその縁のところ、西側が短くなりそこから認定されるものでございます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、お昼の休憩を取らせていただきます。再開は13時ちょうどといたします。

午前11時52分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

これから補正予算及び当初予算の質疑に入りますが、質疑におきましては愛西市議会会議規則第54条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。予算質疑でありますので、予算書または概要書のページ数及び款項目を示してから発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第11号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第11・議案第11号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第12号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、11番・原裕司議員、どうぞ。

○11番（原 裕司君）

それでは、議案第11号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第12号）について、ページ数につきましては、4ページ、5ページですね。

第3表に債務負担行為の補正についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目ですけれども、各指定管理料におきまして、事業の名称が変わっております。処遇改善臨時特例対象経費の名称から、処遇改善事業対象経費というふうに変っておりますが、この名称変更の理由についてお伺いをしたいと思います。

2つ目ですけれども、指定管理料の限度額の増減が行われております。佐屋西児童館の管理料だけが減額になって、あとは増額になっておりまして、この増額の障害児受入推進事業対策経費と処遇改善事業対策経費の増額の割合、これをお願いしたいと思います。

3点目です。

各指定管理事業所におきまして、この障害児受入推進事業対象経費ということでもありますけれども、この障害児を受け入れられている状況について、この3点をお願いしたいと思います。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

それでは1点目の名称変更についてですが、国の補助事業名称が変更されたことに伴い変更しております。

続きまして、増額の関係ですが、今回の限度額の増額は児童クラブの利用時間延長等に係るもので、障害児受入推進事業対象経費と処遇改善事業対象経費は含まれておりません。

続きまして、障害児受入れの状況ですが、令和4年度各指定管理施設での障害児受入れ状況は、佐屋西児童館5人、市江児童館2人、永和児童館1人、勝幡児童館1人、北河田児童館1

人、草平児童館ゼロ、西川端児童館1人、立田北部子育て支援センター1人、立田南部子育て支援センター2人、開治子育て支援センターゼロ、八輪子育て支援センター1人となっております。以上でございます。

○11番（原 裕司君）

先ほど、今の増額分については、この時間延長の件で限度が上がったというお話をお伺いしましたが、佐屋西児童館が減額になっているんですが、その理由についてお伺いします。

○議長（杉村義仁君）

分からないですか。

暫時休憩をお願いします。

午後1時05分 休憩

午後1時07分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

児童クラブの利用時間の延長や開館時間の短縮によるものでございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

暫時休憩をお願いします。

午後1時07分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開します。

まだ回答が出てこないそうですので、また改めてきちっと出てから回答していただくということをお願いします。

原議員、あとはよかったですか。よろしいですか。

○11番（原 裕司君）

はい。構いません。

○議長（杉村義仁君）

次に移ります。

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第11号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第12号）について、質問します。

9款1項1目10節需用費の89万6,000円についてですが、救急出動が増加したということで、令和4年度の救急出動回数は何回か、月別で教えてください。

次に、9款1項2目17節備品購入費、消防団費、備品減額19万4,000円について、この減額理由をお尋ねします。よろしくをお願いします。

○消防長（加藤義久君）

まず1点目です。

令和5年2月末現在で3,137件です。

月別です。令和4年4月260件、5月249件、6月252件、7月331件、8月345件、9月287件、10月257件、11月276件、12月315件、令和5年1月318件、2月247件です。

次に、2点目です。

消防団車両の更新に伴い、事業費が確定し減額となりました。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

1点だけ、再質問させてください。

令和4年度の出動回数で見込んだが、これ全体としてこの月の出動回数が増えたと考えるのか、どうなのかというところをちょっと答弁お願いします。

○消防長（加藤義久君）

増額の理由ですけれども、全体的に出動件数が増えたものでございます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第11号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第12号）について、質問いたします。

4ページの第2表の繰越明許費の土木費についてですが、道路橋梁費ということで2,277万5,000円、これについて場所とその工事内容について、どのような工事内容が繰り越されたのか教えてください。

続いて、先ほど原議員の質問にもありましたが、第3表の債務負担行為費で、佐屋西児童館指定管理料については減額をされていると、そのほかの指定管理料については増額をされておりますが、その理由について教えてください。

続いて27ページに飛びます。

27ページの4款1項2目の個別予防接種事業料委託料ですが、個別予防接種委託料については、確定でということで話がありましたが、1,900万円減額をされた確定の内容ですね、どの種類の予防接種がどれぐらい減額したかについて教えてください。

また、がん検診等委託料についても、同様にがん検診の種類、どのがん検診が少なくなって減額したのかを教えてください。

あわせて、風疹抗体検査300万円についても同様に、どのような減額理由があったのか教えてください。

続いて、同じページ数で、6款1項5目の多目的機能支払で966万4,000円についてですが、減額の理由を教えてください。

続いて、6款1項6目の農業施設管理費の中の委託料ですが、道の駅整備実施設計委託料については800万円ということで、減額理由ですね、仕様書に基づいて実施設計をしていただいたと思うんですけれども、実施設計が行わない部分があったからこの金額になったのか、行わ

なかったことがあれば、教えてください。

続いて、29ページの8款2項1目道路維持費ですが、道路維持管理費の工事請負費が2,500万円減額をされています。この減額をされている理由と、幹線道路工事、この行わなかった場所について教えてください。

8款2項2目の道路新設改良費についてですが、側溝設計委託料で1,600万円というマイナスが出ております。これについては、減額理由と行わなかった測量設計の場所、状況等をお伺いします。

8款2項4目の橋梁新設改良費について、委託料で測量設計等委託料について減額をされた理由を教えてください。また、行わなかった測量設計等があれば教えてください。

最後に、8款3項1目の12節委託料の道の駅周辺整備公園実施設計委託料3,000万円についてですが、これについても行わなかった内容、設計があるのであれば、お伺いをいたします。また、減額理由も併せて教えてください。以上、お願いします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

初めに新設改良の2,277万5,000円ということで、場所とその内容ということでございます。

場所につきましては、市道の9120号線、諸桑の中江地内になります。

業務内容でございますが、日光川右岸堤防災害道路への取付け道路の基本設計業務、あと測量、地質調査、あと解析の業務委託でございます。以上です。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

まず増額等の変更理由についてですが、今回の限度額の変更は、児童クラブの利用時間の延長、児童館・子育て支援センターの開館時間の短縮によるものでございます。

続きまして、予防接種の減額と減額の理由ですが、減額理由は、予防接種の4月から12月までの実績と3月までの見込みにより減額するものでございます。

種類別の金額では、日本脳炎が202万6,000円、子宮頸がんが1,603万7,000円、水ぼうそうが10万6,000円、高齢者肺炎球菌が87万7,000円、風疹5期が75万8,000円、同予診のみが4万9,000円です。B型肝炎とBCGは不足が見込まれ減額分と相殺して1,900万円減額いたしました。失礼しました、日本脳炎が220万6,000円です。

続きまして、がん検診の種類と減額の金額、減額理由についてです。減額の理由は、6月から11月までに実施した集団検診で積算見込みの人数よりも少なかったためです。

種類別の金額では、胃がん検診が125万円、大腸がん検診が30万円、肺がん検診が25万2,000円、前立腺がん検診が13万8,000円、乳がん検診が102万円、子宮がん検診が104万円です。

続きまして、風疹です。風疹の減額理由は、4月から11月までの実績、12月から3月までの請求分180万円を見込み減額するものです。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

多面的機能支払の減額理由でございますが、こちらの減額理由につきましては、国の交付金の確定によるものでございます。

続きまして、道の駅再整備の実施計画の委託の減額理由、あと行わなかった内容ということ

でございますが、減額の理由は、入札執行により事業費が確定したためでございます。実施設計では予定した業務について全て実施をしております。

続きまして、道路維持費の減額理由、あと行わなかった場所はということでございますが、変更の理由につきましては、国の交付額の確定によるものでございます。あと、予定した工事場所につきましては、全て実施をしております。

次、道路新設改良の測定の委託でございます。

こちらの減額理由と行わなかった測量設計はということでございますが、減額の理由は入札執行により需用費が確定したためでございます。あと、予定した測量設計は全て実施をしております。

その次、橋梁の測定の委託でございます。こちらの減額理由、行わなかった測量設計はということでございますが、減額理由は入札執行により事業費が確定したためでございます。予定した測量設計につきましては、全て実施をしております。

続きまして、道の駅周辺整備のほうの実実施設計の委託でございます。こちら行わなかった設計があるかということでございますが、今年度の公園実施設計で予定して業務内容、これは全て行っております。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

では、道路橋梁費についての新設改良事業については、諸桑の県道、防災道路に取り付ける部分だということで、繰越明許となった理由というのか、なぜ繰越明許としてなってしまったのかお伺いします。

あと、第3表の債務負担行為補正ですが、理由は時間延長と開館時間の短縮ということですが、全てについてそういうことでいいということ前提で話をするならば、佐屋西児童館の指定管理は、時間延長よりも時間の短縮のほうが多くて減額がされるという意味でいいですか。

延長というのは増額部分かと考えるならば、短縮が減額部分かなというふうに考えたんですが、開館時間の短縮が。そうすると開館時間の短縮が減額部分として多くなっているという、そういう理解でいいか確認です。

あと、債務負担行為の補正ですが、令和5年度からですよ、児童館が時間延長になるのが。なぜ、今回補正をしないかのか、5年からでいいんじゃないかなと思うんですが、この補正をしなければならない、限度額を変更しなければならない理由、年度内に支払うものが発生しているからかと思うんですが、その理由について教えてください。

続いて27ページについてですが、様々少なくなったということでお話がありましたが、これも少なくなったということは予定している計画よりも少なくなったということだと思っておりますが、この少なくなったのはいつぐらいに分かって、それを少なくなったのを補填するようなそれを増やすような取組というのはされたのかなということが1点知りたいので、個別予防接種についてとがん検診について、それぞれいつ分かって、増やすような努力をしたのかどうかの確認をさせていただきます。

あと、27ページの農林水産業費の農業土木費の中の多面的機能支払は、どうも来年度から減

る地域があるらしいんですが、その理由なのかどうかの確認です。だからなのかということでお願ひします。

あと、農業施設管理費については、設計は入札で800万安くなったということなのでということが分かりました。

あと、29ページの土木費の道路維持費ですが、2,500万円については、予定したものは全部終わっているということですが、その委託料の1,600万もそうですが、これは見込み過ぎて多くなったという理解でいいんですかね。普通、ここまで2,500万とか1,600万ってかなりの金額になると思うんですけど、これについて当初予算が見込み過ぎていたという結果、このようになったという理解でいいのか、教えてください。

あわせて、道の駅周辺整備工事実施計画委託料ですが、3,000万円もマイナスをしたということで、これについても全て行っているということであれば、もともとの設計の予定が狂っていたのかなというふうに思うのですが、サウンディング調査をやってこの実施設計をやってということもありますんで、サウンディング調査の費用が少なくなったから、費用が落ち着いたのかということがもし分かるんだったら、教えてください。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

繰越明許の理由というところでございます。

こちらにつきましては、地元調整に時間を要して着手が遅れたためでございます。以上です。

**○健康推進課長（服部芳樹君）**

個別接種とがん検診の減額の理由ですが、そちらのほう分かったのは11月頃に分かりました。取りあえず、取組としましては勸奨案内を広報等でうたったり、それからホームページのほうで勸奨の記載、案内をさせていただきましたが、このような結果になりました。以上です。

**○子育て支援課長（長谷川 努君）**

今回、債務負担行為の補正に上げましたのは、事業の内容の中で処遇改善臨時特例事業対象経費、こちらが処遇改善対象経費に事業名が変わったことによるものでございます。

**○4番（河合克平君）**

その話は違うよね。

まだ、分からないんですかね。

**○議長（杉村義仁君）**

すみません、答弁の内容が違う。項目が違うということですので。

次の答弁に移ります。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

まず多面的機能の減額のほうの地区でございますが、31地区減額の地区でございます。それと、道路維持の2,500万円の減額でございますが、こちらにつきましては、国の交付金の確定ということで、額が減ったことによってその分ができなかったということでございます。

**○4番（河合克平君）**

予定しておるものは、しておると言わなかった。

○産業建設部長（宮川昌和君）

場所についてはやっているんですが、交付額の減額によって、要するに、延長が短くなったというところがございますので、その分が国からの交付金が入らないことによって延長が短くなっております。

その次、9つ目の道路新設のところでございますが、こちらは入札のほうで執行が低く抑えられたということで、減額のほうをさせていただいております。

最後に、公園のほうの実施設計のほうでございますが、最初の予算がというようなお話もございましたけれども、一応、こちらにつきましては、公園の実施設計における積算基準、あと標準歩掛なんかで一応算出のほうをしておりますので、予算時の適正な価格ということで考えております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次でいいですか。

答弁できますか。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

なぜ今回、今、行ったかというところですが、条例改正をして速やかに対応するため今年度で補正をさせていただきました。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

よろしいですか。

じゃあ次に移ります。

○4番（河合克平君）

答えてもらっていないけど、減額理由はまた答えてもらえるということがいい。

○議長（杉村義仁君）

後です。

今は答えられませんね。後。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

はい。

休憩をお願いします。

○議長（杉村義仁君）

暫時休憩をお願いします。

午後1時32分 休憩

午後1時33分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

今の子育て支援課のあれは、まずは詳細をきちっと分かるまで調べていただいて、終わるまでに調べていただいたら、それまでに報告をさせていただくということでお願いします。

○4番（河合克平君）

先ほどのサウンディング調査のことについても確認をしていたので、それについて答弁をしてもらいたいと思います。

○議長（杉村義仁君）

答弁漏れですね、それは。

○産業建設部長（宮川昌和君）

失礼いたしました。

道の駅の実施設計の中に、サウンディング調査が入っているかないかという御質問でしたが、入っているということですのでよろしくお願いします。

○議長（杉村義仁君）

それでは、次に移ります。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、11ページですけれども、ちょっと細かいんですけれども、今回補正をするという形で財源的なものはほぼ確定してきているわけですが、1つは1款2項1目固定資産税の現年課税分が8,000万円増えているということですが、その増えている理由についてお尋ねします。

同じく、11ページの11款1項1目の地方交付税がかなり減っていますが、その減っている理由について、算定基準等はどういうふうになっているのか、減額の理由についてお尋ねをします。

その中で、地方交付税交付金の中の確定について、基準財政収入額とか需用費の変更等があったのか、現在愛西市としては、現在どのぐらいの金額になっているのかについて、またその変更した要因についてお尋ねします。

それから、13ページですが、17款1項2目の1節の利子・配当金のうち、配当金についてですけれども、それぞれの減額と増額の理由について、利率が変わったのかどうかその点についてお尋ねをします。

それから19ページの2款1項10目の24節ですが、積立金についてですけれども、1億3,900万円、およそのうちの公共事業整備基金と市民協働まちづくり基金について、それぞれこの額を積み立てた理由についてお尋ねをしたいと思います。

それから、25ページですが、2款の7項1目18節の補助金で、自主防災組織活動補助金200万ほどの減額ですけれども、これについて減額の理由ですね、防災訓練等補助金、その申請の状況についてお尋ねをします。

それから、同じく19ページの2款1項11目の18節交付金であいさいさん祭りの実行委員会の減額の理由についてお尋ねをします。

それから、25ページの自主防災会、言ったな。すみません、飛ばしておった。

それから、31ページですけれども、10款2項1目12節の警備委託料ですけれども、あと同じく中学校のほうもあります、警備委託料について、これ減額の理由について、何で減額にな

ったのか、またもしその中で変更した警備とか内容があれば教えてください。

それから、31ページですけれども、10款の2項2目19節の扶助費ですけれども、準要保護ですけれども、準要保護就学援助と、それから要保護就学援助費等の減額の理由について教えてください。これ給食費が回ったのか、その辺についても含めてお願いします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

まず1点目の固定資産税の増額の要因でございます。こちらは令和3年度において実施されましたコロナ特例による減免が解除されましたことや、南河田企業団地の影響額によるものでございます。

次に、地方交付税の減額要因と収入額、需用額の変更の関係でございますが、当初見込みよりも固定資産税の増により、収入額の増及び係数補正による需用額の減のため変更後の基準財政収入額は77億5,168万円、需用額は130億2,112万1,000円となります。

次に、利子及び配当金の減額・増額理由でございますが、各基金の残額の変動によりまして利子額が増減するためでございます。

次に、積立金のそれぞれの積立理由でございます。

公共事業整備基金の積立金は、今後公共施設の更新、老朽化対策等の歳出増額が見込まれることから積み立てることとしたものでございます。また、市民協働まちづくり基金については、今年度御寄附をいただきました積立金を積み立てるものでございます。私からは以上でございます。

#### ○市民協働部長（人見英樹君）

あいさいさん祭り実行委員会交付金の減額理由については、コロナ対策に係る費用が計画より抑えられたことによる減額です。以上です。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

自主防災組織活動費の減額理由としましては、訓練に係る補助金の申請が当初の見込みを下回ったためです。それぞれの執行額につきましては、連合会分で575万8,903円、単位自治防災会分で111万9,522円です。以上でございます。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

警備委託料の減額でございますが、佐屋地区と立田、八開地区及び佐織地区の3地区で、異なっていた警備委託業務を統一したことに伴う契約金額の確定による減額です。

なお、警備業務の内容の変更はございません。

続きまして、2点目でございますが、就学援助費の支給項目のうち、給食費部分について減額するものでございます。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

では、再質問を行います。

1つは、さっきの自主防災でいくと、防災訓練等の補助金の申請率は何団体中何団体だったかというのをちょっと教えてください。

それから、警備委託料のほうですけれども、先ほど警備の統一と言っていましたけど、一方

で警備の変更はないという話でしたが、どういう形で統一、業者を統一したのか、それとも業務内容を統一したのか、その辺りについて詳しく教えてください。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

全体の訓練数は60回ありました。そのうち20回が申請がございました。以上でございます。

**○学校教育課長（猪飼政和君）**

警備業務につきましては、別々の委託業者だったところを、仕様を統一して1つの業者に9月から統一したものになります。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

次に移ります。

次に、7番・吉川三津子議員。

**○7番（吉川三津子君）**

議案第11号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第12号）について質問いたします。

御質問があったところは省略をいたします。

19ページの2款総務費、1項総務管理費、財務管理費、12節の委託料の関係で、ふるさと応援寄附金支援委託料についてお聞きをしたいと思います。

この額の積算根拠についてお伺いをしたいと思います。

そして27ページ、民生費、児童福祉費、障害児通所支援費、扶助費の障害児通所給付金についてお伺いをしたいと思います。

よくこちらの障害者関係のほうでは、補正予算が度々出てまいります。今回人数が全体的に増えているのか、それともお一人で複数のいろいろなサービスをお使いになっている増加なのかどうか、その点について現状を教えてくださいと思います。そして、障害者の関係、特に発達障害等については、手帳を持っている方、持っていない方があるわけですが、手帳を持っている方の割合、子供の割合等を教えてくださいと助かります。

それから27ページ、民生費、児童福祉費、児童措置費、12節の委託料の地域子育て支援センター事業委託料で700万円の減額がされております。この内訳について教えてくださいと思います。以上です。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

ふるさと応援寄附金のまず支援委託料の積算根拠の関係でございますが、ふるさと応援寄附金支援委託料といたしましては、システム事務委託料として寄附金額の約6.6%と返礼品調達品及び送料として寄附金額の約33%が必要となります。以上でございます。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

障害児通所給付費につきましては、利用者数の増加と利用日数の増加でございます。複数施設の利用は集計はしておりません。

手帳を持っている子供の割合でございますが、令和4年4月1日現在、18歳未満の人口8,599人のうち、身体障害者手帳所持者は0.28%、療育手帳所持者は1.36%、精神障害者保健福祉手帳所持者は0.28%でございます。以上でございます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

地域子育て支援センターの関係です。事業者からの辞退の申出があったためでございます。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

まず、最初に19ページのふるさと応援寄附金に関してですけれども、いろいろやるに当たって必要な経費のことが理解できたわけなんです、かなりの経費等が必要になってきておりますが、今の現状で、このふるさと応援寄附金制度で利益が出ているのか、それとも利益が出ていないのか、その辺のところを詳しく、数字的なものもあれば教えていただきたいと思っております。

それから、あと27ページの障害児通所給付金についてであります、手帳を持っている割合等が理解できました。

また、この手帳を持っていないような、グレーゾーンで医師等の診断書がある子供たちについても入所等が認められているかと思っております、そういった子供の数が分かれば教えていただきたいと思っております。

それから、27ページの地域子育て支援センターの関係で、辞退があったんだというお話ですが、どのような辞退なのか、内容について説明をいただきたいと思っております。

○総務部長（近藤幸敏君）

一応、ふるさと納税の関係でございますけれども、収入実績と他市への納税額との差を踏まえまして、令和3年度実績ではプラスになっているというふうに考えております。

額については、約1,940万円のプラスというふうに見込んでおります。以上でございます。

○社会福祉課長（田口貴敏君）

手帳をお持ちでない方の人数ですけれども、令和5年度1月現在、支給決定者が186人のうち、手帳をお持ちでなくてサービスを利用してみえる方が78件となっております。以上です。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

辞退の理由は、職員の確保が急遽できなくなったためでございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第12号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第12・議案第12号：令和4年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題と、質疑を行います。

通告に従い発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

議案第12号：令和4年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）ですが、9ページのところにある2款1項1目の備品購入費850万8,000円について、減額理由と繰越明許にしない理由を教えてください。

○保険福祉部長（小林徹男君）

この医療器具でございますが、レントゲン整備でございます、国庫補助金の対象となるため、新たに新年度予算に計上するためでございます。以上でございます。

○4番（河合克平君）

今回、そうですね、国庫補助が100万円減額されているということになるかと思います。今度、来年度は必ずその国庫補助が取れるという前提でいいでしょうか。その確認です。

○保険年金課長（橋本 創君）

来年度申請して、補正予算をもらう予定しております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

○保険年金課長（橋本 創君）

新年度予算で予算計上しておりまして、もらえる予定しております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第13号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第13・議案第13号：令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

議案第13号：令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第5号）について質問いたします。

6ページ、7ページの8款1項5目その他一般会計繰入金のうち事務費繰入金がマイナス繰入れということでマイナスになっておりますが、その理由についてお伺いします。

続いて、9ページの4款1項1目の基金積立金の24節積立金1億9,840万9,000円、介護給付費準備基金積立金というのが、予算時は264万円だったのが、約75倍となっている理由についてお伺いします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

まず1点目につきましては、事業の確定による減額と新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等の臨時的な取扱いを行ったことによる減額が主なものでございます。

2点目につきましては、毎月の介護給付費は4億円から4億3,000万と変動があることや交付金の精算など事業がある程度確定するまでは繰越金と基金積立金が確定しないためでございます。以上でございます。

○4番（河合克平君）

確定した理由は分かったんですが、積算は766万1,000円マイナスとなったのは、新型コロナに係る費用が使わなくなったからマイナスということでしょうか。

人的って言った。それをもう一度確認です。使わなくなった理由をもう少し教えてください。

あと、介護給付準備基金については、4億から4億3,000万が要る状況でそれが確定するまで待っていたよということは分かるんですけども、確定したことによって75倍に積み立てられることに今回なったんですけど、その75倍まで膨れ上がった理由ですね。それなりに分析がしているんじゃないかと思うんですが、教えてもらえますか。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

まず事務費の減額につきましては、コロナウイルスの12か月延長というのがありまして、そちらがまだ今年度いっぱいまで制度としてありますので、コロナウイルスの延長により審査会にかけなくていいものですから、その分の経費の減となります。

あと、基金の積立ての75倍のところですけども、こちらにつきましては、前年度繰越金が確定をしまいいりまして、来年度の当初の運用の一部にもこのお金はなりますし、今後先ほど申し上げたように、介護給付費をあと2回ほど払わないといけないところもありますので、今後基金にどれだけ積むのか、取り崩すのかというのも見極めながら進めていくというようなこととなります。以上でございます。

○4番（河合克平君）

決まっていなくてこと、予算で。積み立てるのを。

まだ積み立てていないのもあるということやね。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

基金の積立額につきましては、今の時点ではきちんとしたことは決まっておりません。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時10分といたします。

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第14号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第14・議案第14号：令和5年度愛西市一般会計予算を議題とし、質疑を行います。通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、10番・石崎誠子議員、どうぞ。

○10番（石崎誠子君）

議案第14号：令和5年度愛西市一般会計予算について、質問いたします。

予算書7ページ、第2表 継続費、8款土木費、3項都市計画費、道の駅周辺整備事業（西ゾーン公園整備）で1億4,030万7,000円。その下に8款土木費、3項都市計画費、道の駅周辺整備事業（東ゾーン公園整備）で13億4,190万1,000円とありますが、西ゾーンの公園整備と東ゾーンの公園整備を分けている理由は何かお聞かせください。

続いて、予算書147ページ、8款土木費、3項都市計画費、1項都市計画総務費、18節の海部南部水道企業団383万1,000円については、概要書95ページの道の駅周辺整備事業にも分担金、海部南部水道企業団加工事との記載がありますが、この負担金の目的についてお聞かせください。

続いて、概要書96ページ、企業用地創出事業の企業誘致推進事業2,209万2,180円については、愛西市南部地区に計画されている工業団地の設計に必要な予算となっていますが、では、これまでの事業の経緯及び進捗状況についてお聞かせください。また、令和5年度以降の計画はどのようなになっているのかも併せてお聞かせください。

続いて、概要書105ページ、適応指導教室事業については、佐屋地区と佐織地区にあるすまいるは、学校とどのような連携を図られているのかお聞かせください。

続いて、予算書162ページ、10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、12節で言葉の大切さを学ぶ事業委託料として152万4,000円とありますが、言葉の大切さを学ぶ事業の事業内容及び事業を実施する目的についてお聞かせください。また、この事業の委託先はどこなのかも併せてお聞かせください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは1点目、継続費の道の駅関係、西ゾーンと東ゾーンが分かれている理由ということでございますが、道の駅周辺整備事業は鶴戸川を挟みまして、西ゾーンと東ゾーンで造成工事のほう区分をしております。分割した主な理由といたしましては、全面供用までに順次供用する予定である一部施設の運用に支障を来さないということ、あと経済性、効率性を優先して手戻り、工事の内容に年度にとらわれず、必要な工期を確保することのため分けているということでございます。

その次、同じ道の駅の関係で南部水道企業団への分担金のお話ですが、こちら道の駅の東ゾ

ーンにつきましては現在水道施設がないため、新たに水道を引込みいたします。それに伴う海部南部水道企業団の分担金2種類が必要です。1つは、メーター器の申込み分担金で121万円、排水本管を分岐する工事分担金で261万1,000円でございます。

その次、企業誘致の関係でございます。これまでの事業の経緯及び進捗状況ということでございますが、これまでの経緯といたしますと、平成30年度に当地区の一部地権者から企業立地の要望書等が市に提出され、令和元年度に予備調査の実施、令和3年度に地区計画の素案作成等を行い、令和4年3月に県企業庁の審査会をもって開発検討区域に位置づけられました。今年度は、関係機関協議、あと土壌調査、地権者説明を行い、開発要件を整理している状況でございます。

令和5年度以降の計画はということでございますが、令和5年度以降の主立った計画につきましては、地区計画の策定を行ってまいります。また、周辺道路の環境整備といたしまして、交差点改良、あと舗装の改修、通学路の安全対策等の工事を行っていきたくと考えております。以上です。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

適応指導教室と学校との連携でございます。

入室している児童・生徒の担任と指導員とが情報交換し、意思疎通を図っております。適応指導教室室長は、生徒指導部部会やいじめ不登校対策委員会などへオブザーバーとして出席するなど、学校との連携強化に取り組んでおります。

続きまして、言葉の大切さを学ぶ事業でございます。

小学校3年生から6年生を対象に、友達と仲よくなる言葉、自分を好きになる言葉、周りを明るくする言葉を学びながら言葉の大切さを伝えるための出前授業や、笑顔で挨拶や発声練習をするなどの、朝から元気に声を出したり、教室と世界をつないだりするオンライン挨拶などを実施いたします。

続きまして、その目的でございます。

言葉の大切さを伝え、よりよい言葉があふれる環境の中で、伸び伸びと学校生活が送れるように導くとともに、よい言葉は自分にもよい影響を与え、自己肯定感につながり、自分の可能性を感じ、夢や目標を持つことができるようになることを考え、本事業を実施いたします。

委託先につきましては、一般財団法人ハッピートークアカデミー協会を予定しております。以上でございます。

#### ○10番（石崎誠子君）

それぞれ御答弁いただきありがとうございます。

それでは、数点再質問させていただきます。

予算書7ページ、第2表 継続費の西ゾーン公園整備並びに東ゾーン公園整備についてですが、西ゾーンは令和5年、6年度の2か年で、東ゾーンは令和5年、6年、7年度の3か年と、それぞれ工期に違いがありますが、その理由は何かお聞かせください。

続いて、予算書147ページの海部南部水道企業団の負担金のところで、新たに水道を引き込

むため2種類の分担金が必要だということなのですが、発注等も含め、どのような工事になるのかお聞かせください。

続いて、概要書105ページの適応指導教室です。どのくらいの児童・生徒が学校へ復帰されているのか、また中学校卒業後の進路はどのような状況なのか併せてお聞かせください。

続いて、予算書162ページの言葉の大切さを学ぶ事業委託料については、言葉の大切さを伝えるための出前授業や挨拶、笑顔で発声練習とかというオンライン朝礼を実施されるということなのですが、期待される事業効果はどのようなことが上げられるのかお聞かせください。また、委託先はハッピートークアカデミー協会ということでありましたが、把握されている市内外での実施実績についてお聞かせください。以上です。よろしくお願いいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

まず西ゾーン、東ゾーン、それぞれの工期の違いはということでございます。

東ゾーンでは、観光拠点施設の建設に配慮した工程計画を立てた結果、3か年の継続工事として発注する予定でございます。西ゾーンでは、農産物直売所の継続的な運用や、24時間トイレの供用に配慮することに加えまして、仮設的に利用するエリアの確保等を考慮いたしまして、2か年の継続工事として1次造成工事、2次造成工事を予定しております。

続きまして、南部水道企業団への発注も含め、どのような工事かということでございますが、工事発注は、市が海部南部水道企業団に依頼し、海部南部水道企業団が工事発注を行います。工事内容につきましては、東ゾーンに新たな水道を引き込むため、県道佐屋・多度線に埋設されております配水本管を分岐する工事となります。以上です。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

学校への復帰状況でございますが、目的の一つであり、令和4年度は総入室者数35名中7名でございます。

続きまして、中学校卒業後の進路でございます。令和3年度末の進学状況は、全員が進学し、進学先は専門学校、通信制学校、県外普通高校などでございます。

続きまして、ハッピートークの関係でございますが、期待される事業効果でございます。コミュニケーション能力が上がり、人間関係をうまく築け、プラス思考で前向きに物事が捉えられるように、また笑顔が増え、人から好かれ、説明上手になり相手から理解されやすくなるなど様々な効果が期待されます。

続きまして、委託先の実績でございます。愛西市内では、令和3年度に佐屋西小学校と開治小学校が学校活動総合事業補助金等を活用し実施いたしました。市外では、津島市とあま市が一部の学校で実施し、蟹江町は平成28年度より全小学校の5年生を対象に実施しております。以上でございます。

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、3番・中村文武議員、どうぞ。

#### ○3番（中村文武君）

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

議案第14号：令和5年度愛西市一般会計予算について、4点ほどお伺いします。

予算書の103ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の19節扶助費、1歳児子育て応援給付金についてお伺いします。

こちら申請は必要な制度でしょうか。また、この事業に取り組んだ背景や市民に対するメッセージ、思いというものはどのようなものでしょうか。お伺いします。

同じく103ページ、款項目は同じで18節、補助金、子ども会活動費についてお伺いします。

子供会の単会に対する補助額はどのようにして決まるのでしょうか。また、老人会のような基礎額になるようなベースの補助金というのはないのでしょうか、お伺いしたいと思います。

続きまして、135ページ、6款農林水産業費、1項農業費、6目農業施設管理費、12節委託料の道の駅及び都市公園運営事業者選定アドバイザー業務費についてお伺いしたいと思います。

こちら、選定アドバイザーということなので、そのアドバイザーに関する委託のみでしょうか。そのほか市場調査やマーケティング等は含まれないのかお伺いしたいと思います。

あと、勉強会でお伺いした見積りの内容につきまして、人件費等はすごい妥当だなあというふうに思ったんですけども、管理費等はすごい多額だなあというところで、この辺精査できないのかお伺いしたいと思います。

続きまして、予算書145ページ、土木費になります。

8款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費、14節工事請負費の藤浪駅前広場改修工事について、具体的に来年度どのような工事をするのかお伺いをしたいと思います。

以上、4点御答弁よろしくお願ひします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

1歳児子育て応援給付金についてです。保健センターで行っている10か月児相談時に、面談による相談支援及び情報提供を行うとともに、給付金の申請受付をしております。

次に、取り組んだ背景や市民へのメッセージについてです。

子育てに対して不安を抱いたり、経済的負担を感じる家庭も少なくない状況があります。子育て家庭に対し、妊娠期から出産、子育てまでを寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援交付金事業に、さらに切れ目なく子育て支援をするための市独自事業として1歳児子育て応援給付金を新設し、相談支援及び経済的支援の充実を図ることで、安心して子育てできる環境を整えるものと考えております。

次に、子ども会についてです。

単位子ども会は、児童1人当たり600円の補助となります。

老人会のような基礎額補助はないのか、子ども会には1団体当たり基礎補助額はございません。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

初めに道の駅アドバイザー業務についてですが、こちら指定管理者の募集及び選定に係るアドバイザーに関する委託でございます。市場調査やマーケティングにつきましては含まれてお

りません。管理費につきましては、国の基準に沿って算出のほうをさせていただいております。

続きまして、藤浪駅前広場の改修工事の具体的に来年度はということでございますが、令和5年度につきましては老朽化した施設を撤去し、芝生広場を各種イベントの開催やキッチンカー等の進入が可能な空間に改修いたしまして、さらにあずまや、パーゴラの建設等を行います。以上でございます。

### ○3番（中村文武君）

御答弁ありがとうございました。

1点だけ再質問したいと思います。

1歳児子育て応援給付金につきましては、10か月児の相談のときに説明、申請ということですが、育児中とか大変だと思うので、その場で申請が終わるために例えば必要な情報とか、またその周知とかはどうやってするのでしょうか。それか、後日オンライン申請とかメールで申請しても大丈夫ですとか、そういうような配慮をされているのでしょうか。お伺いしたいと思います、よろしくをお願いします。

### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

10か月児相談は定期的に行う事業なので、10か月児相談開催案内に1歳児子育て応援給付金の申請書を同封し、10か月児相談のときに申請を受け付けます。どうしても理由があり来所できない場合については、オンライン面談も可能とします。以上でございます。

### ○議長（杉村義仁君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

### ○1番（馬淵紀明君）

議案第14号：令和5年度愛西市一般会計予算の予算について、質問します。

まず、予算書93ページの3款1項2目7節報償費の801万5,000円のうち、ダイヤモンド婚・金婚等祝品の、また敬老金の減額、前年度と比較して減額していますが、その理由を教えてください。

続きまして、予算書114ページ、4款1項2目予防費ですが、これも前年度と比較すると1,959万7,000円となっておりますが、この予防費全体の減額になっている理由をお願いします。

続きまして、概要書67ページ、健康なまちづくり事業。前年度と比較すると約100万円の予算減額、予算が異なっていますが、この減額の理由。それから、これ勉強会でも聞いたんですけど、もう一度ちょっと確認も含めて質問させていただきますけれども、この予算額が減っているのに、なぜ報償費が増額するのかというのをちょっともう一度確認のため教えてください。

それから、事業目的は健康寿命の延伸及び医療費の増加抑制につなげることだと思いますけれども、この事業は何年行っていて、この医療費の抑制の効果は出ているのかをお聞きします。

最後の通告してある10款2項2目12節の言葉の大切さを学ぶ事業委託料152万4,000円は、石崎議員と同じ内容で、理解したのでここはちょっと省かせていただきます。

では、以上よろしくをお願いします。

### ○保険福祉部長（小林徹男君）

1点目のダイヤモンド婚・金婚等祝い金、敬老金の減額理由につきましては、対象者の見直しによる減額でございます。祝い品は、ダイヤモンド婚と金婚といたしました。敬老金は、88歳の米寿と100歳の節目にいたしました。以上でございます。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

私からは、予防費の減額となっている理由について、昨年度実績及び今年度の執行状況に基づく減額となっております。

次に、健康なまちづくり事業の予算額の減額の理由ですが、従来の活動量計の購入費用やバーチャルウォーキングに係る委託料を減額したことによるものです。

続きまして、事業の報償費の増額の理由ですが、スタンプラリーの景品を消耗品費での計上から報償費での計上に改めたことによるものでございます。

次に、事業の部分ですが、平成29年度に事業を開始し、令和4年度で6年目となります。医療費抑制効果につきましては、把握することができません。以上でございます。

**○1番（馬淵紀明君）**

分かりましたけれども、数点再質問します。

予防費の予算額は、来年度の予算の考え方は減額の理由は分かったんですけども、市としてこの予防費の予算編成上はどういう考えなのかというのをちょっと、理由は過去の予算を見ていくと減額しているときもありますし、増額するときもありますし、それぞれいろんな理由があると思うんですけども、来年度はそういうことが分かったんですけども、予防費についての市の考え方をちょっと教えていただきたいです。

あともう1点は、健康なまちづくり事業の消耗品費から事業報償費に移し替えたということですかね。となると、消耗品費も昨年よりも予算としては上がっているんですけども、それはどうしてなのかというのを確認させてください。お願いします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

予防費の考え方ですが、委託料の個別予防接種等の実績に基づき精査をしているので、毎年広報はするんですが、実績に基づいておおむねどれぐらいかということ、年代別人口と比べて立てているので、毎年同じとは限らない状況になっています。あと、消耗品費については課長から答弁します。

**○健康推進課長（服部芳樹君）**

消耗品費の増額は、その事業を達成した対象者を小学生以上ということに改めたので、その達成賞の景品が増えたためです。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

それでは次に、9番・角田龍仁議員、どうぞ。

**○9番（角田龍仁君）**

それでは、通告のとおり質問させていただきます。

議案第14号：令和5年度愛西市一般会計予算。概要書33ページ、権利擁護支援センター事業の中の権利擁護支援連絡協議会、委員報酬費が9万1,600円の委員のメンバーと人数をお聞き

したいです。

次に、同じ項目のセンター事業の中で、こちらの委託料ですね、委託料が2,004万900円ですね、こちらが委託するということで、勉強会でお聞きしたんですが社会福祉法人に委託するという事なんですが、こちらは入札で行うのかどうか、それをちょっとお聞きしたいです。

次に、概要書49ページ。高齢者福祉タクシー料金助成事業の中の高齢者福祉タクシー扶助費ですが、令和4年度までは一般財源だけであったのが令和5年度からその他特定財源1,000万円があるのはどうしてかお聞きしたいです。また、令和4年度から比べて令和5年度の予算が140万ぐらい上がっているのはどうしてか、こちらもお聞きしたいです。

次に、予算書145ページ、8款3項1目12節の委託料の中の道の駅周辺整備工事監理業務委託料が1,524万5,000円は、どこまでの範囲の委託料なのかお聞きしたいです。よろしくお願いいたします。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

協議会委員の関係ですけれども、弁護士、司法書士、社会福祉士、医療関係者、高齢者福祉関係者、障害者福祉関係者などの7名で構成し、年2回の会議を予定しております。この事業委託につきましては、随意契約を予定しております。

続きまして、高齢者福祉タクシーの関係でございますが、その他財源の1,000万円につきましては、愛西市地域福祉振興基金でございます。予算の増額につきましては、実績に基づいた利用者の増加見込みとタクシーの初乗り料金の値上げ分でございます。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

道の駅の監理業務委託の範囲でございますが、こちら東西両ゾーンとなります。以上です。

#### ○9番（角田龍仁君）

それでは、2点ほど再質問させていただきます。

まず擁護支援センターの委託料なんですが、こちら随意契約でやるということは今お聞きして分かったんですが、その理由をお聞きしたいです。

そして2点目の再質問ですが、道の駅の委託の関係なんですが、こちら東と西ゾーンをひっくるめてやるということなんですが、こちらの理由ですね。あと、何年契約でやるのかちょっとお聞きしたいです。よろしくお願いいたします。

#### ○社会福祉課長（田口貴敏君）

随契の理由ですけれども、この事業の性質、目的が競争入札に適さない特定の事業に該当すると判断しているためであります。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

道の駅の監理業務、その理由と、あと何年の契約かということでございます。こちら工事内容につきまして造成工事、あと公園施設の整備工事など複数の工種にまたぐことから、専門的、あと技術的な知識が多岐にわたり、助言、アドバイスが必要になると判断したからでございます。委託期間につきましては、公園整備事業の工期に合わせ、令和5年度から令和7年度までの3か年を予定しております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

それでは次に、2番・佐藤旭浩議員、どうぞ。

○2番（佐藤旭浩君）

それでは、議案第14号：令和5年度愛西市一般会計予算について、質問させていただきます。まず初めに、概要書21ページ、コンビニ交付事業についてですが、コンビニ事業者等手数料22万2,300円ですが、この手数料の試算方法について根拠をお尋ねします。

もう一点ですが、この参考資料等を見ると、住民票の写し、印鑑証明のみの発行となっていたんですが、課税証明とか非課税証明の交付はできるのかをお尋ねいたします。

もう一点ですが、予算書163ページ、10款2項1目14節の工事請負費、空調整備工事の4,852万円の金額ですが、概要書106ページを見ると、予算額4,331万7,000円となっていて、約520万3,000円の差額がありますが、これについてこの差額は何かをお尋ねいたします。

あとは、小学校特別教室のエアコン設置についての時期はいつになるかをお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○市民協働部長（人見英樹君）

まずコンビニ交付事業の事業所等手数料の試算ですが、想定交付数を令和3年度発行実績の10%の半年分1,900件とし、自治体版クラウドシステムを活用する場合の1通当たり117円を乗じて試算しました。

次に、交付できる証明書は住民票の写しと印鑑登録証明書になります。以上です。

○教育部長（三輪進一郎君）

それでは、空調設備工事の関係でございます。

予算の内訳は、音楽室の空調整備のほかに、佐屋西小学校の通常学級と立田北部小学校の特別支援学級がそれぞれ1クラス増えることによる空調設備整備の費用を計上しております。設置時期につきましては、夏の暑さが厳しくなる前の可能な限り早い時期に設置したいと考えております。以上でございます。

○2番（佐藤旭浩君）

御答弁ありがとうございます。

では、再質問させていただきます。

コンビニ事業費等の手数料の続きなんですが、全国のコンビニではできるというお話だったんですが、今後コンビニ以外の展開の検討もあるのかを質問させていただきます。

もう一点、空調のほうなんですが、小学校の音楽室ということだったんですが、特別教室は理科室であったり図工室、あとは家庭科室等もあるんですが、なぜ今回音楽室を設置したのか理由をお尋ねいたします。お願いいたします。

○市民協働部長（人見英樹君）

コンビニ以外への展開につきましては、専用の多機能端末を設置すれば交付が可能となります。以上です。

○教育部長（三輪進一郎君）

音楽室に設置する理由でございますが、使用頻度が高く、普通教室の代替利用が難しいことなどの理由によるものでございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

○6番（山田門左エ門君）

議案第14号：令和5年度の一般会計予算なんですけれども、ページ数でいうと91ページの3款1項1目12節、解体工事設計業務委託料318万7,000円なんですけど、この建物は解体が予定されているということなんですけれども、この建物の取得価格と現在の帳簿上の価格を幾らかお答えください。よろしくお願ひします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

取得価格は、約1億4,852万円です。

簿価につきましては、約4,752万円でございます。以上でございます。

○6番（山田門左エ門君）

再質問させていただきます。

以前、前回、4,000万かけて解体するということがあったんですけど、売却とかそういう努力とか何かされたんでしょうか。お願ひします。

○社会福祉課長（田口貴敏君）

今回、この立田社会福祉会館の在り方というものを検討して、関係課で集まってその中で検討をして、その中に売却という選択肢もありました。ただ、用途が限定される、もしくは修繕箇所が多い等も含めまして、現在の結果に至っております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第14号：令和5年度愛西市一般会計予算について、確認をします。

概要書の3ページですが、表2の一般会計歳入予算についてです。前年度よりも市税、配当割交付税、法人事業税、地方消費税交付金、地方特例交付金、分担金及び負担金、繰越金、諸収入、市債において増額の見込みとなっている理由を教えてください。

概要書の4ページの表3. 一般会計歳出予算について、前年より民生費、農林水産業費、土木費、消防費、教育費において増額の見込みの根拠を教えてください。

また、民生費において要綱、要領が変更され、新規事業や縮小、停止される事業、主な事業について教えてください。

概要書7ページの資料3. 地方債の状況についてですが、前年より増加の見込みをするようですが、その根拠を教えてください。地方交付税を補い、目的の限定なく100%交付税措置される臨時財政対策債の上限金額、今回1億5,000万円ですが、今年の上限金額を教えてください。

続いて、概要書9ページの資料5. 基金の状況についてですが、取崩し額が前年より財政調

整基金、減債基金、公共事業整備基金、地域福祉基金、ふるさとづくり事業推進基金、地域づくり振興基金、市民協働まちづくり基金について、取崩しが多くなる見込みですが、それぞれの根拠を教えてください。

続いて、予算書の86ページです。

86ページの2款9項1目の新型コロナウイルス感染症緊急対策費のうち、感染症予防費と事業者支援対策費として12万円と680万円が出ておりますが、これについて対象の施設と目的、また対象施設ごとの金額等が分かれば教えてください。

続いて、概要書40ページです。

障害児通所給付費支給事業についてですが、この内容の中で、障害児の児童発達支援ということだと思いますが、この中で別建てで昨年は児童発達支援事業利用料負担助成費というのが別建てでありましたが、その児童発達支援事業の利用者負担助成費というのは廃止になったのか確認をさせてください。

93ページの予算書です。

先ほど馬淵議員からもお話がありましたが、もう一度確認をいたします。

3款1項2目の老人福祉費の中の報償費の確認です。もう一度基準が変更になったというお話もありましたが、再度の確認で、どのような変更になったのか。ダイヤモンド婚・金婚等の祝い品について、敬老品について、また金額基準について変更したのかということをお聞きしますので、教えてください。

あと、3款1項2目の同じページで10節の需用費についてですが、修繕費の中で修繕費132万5,000円、この修繕費の132万5,000円はどこかの修繕なのか教えてください。

続いて、そのまま予算書をめくっていただいて95ページ、3款1項2目の12節委託料について確認をします。委託料について、去年はあった乳酸菌飲料配付委託料が今回の委託料の中には入っていません。その入っていない理由を教えてください。

また、委託料の下に団体事務委託料というのがあるんですが、1,255万9,000円。これはどういった団体への委託をされる、団体事務って何の事務を委託されるのか、どういう内容なのかを教えてください。

あと、同じく3款1項2目14節工事請負費で264万円について、場所と工事の内容について教えてください。

以上が予算書です。

続いて、概要書の47ページを確認します。

概要書の47ページ、高齢者見守り事業についてですが、これは勉強会でも確認しましたが、再度の確認です。高齢者見守り事業について、国庫支出金の472万7,000円については、介護の云々とありましたが、もう一度詳細を教えてください。

そして、確認ですがいずれの事業も75歳以上のいる世帯であれば条件なく設置ができるのか。1人、2人、または昼間独居という話もありましたが、そのことについてお伺いします。

あと、見守りということであれば、当然緊急性が必要で24時間対応がされるのではないかと

思うんですが、24時間オペレーターは対応してくれるのか確認をしてください。確認です。

あと、国庫支出金の事業になるということですが、従来の緊急通報システムとは変更になるのか、緊急システム事業について教えてください。

そして、消防署は誰が連絡をするのかと。消防署のシステムの機種が変わるのか、また案内はどうするのか、要綱はどのように変更されているのかなどで、この高齢者見守り事業について詳細に確認をさせてください。

続いて、予算書の123ページで予算書に戻っていただいて、123ページの4款1項7目の新型コロナウイルスワクチン接種事業ですが、報償費で医療事故調査委員会報償費と書いてありますので、これについてはあと何回ほど行われるのか、予定なのか、また人数の変更はあるのかという確認をさせてください。

あとずうっと概要書の確認です。

概要書の78ページですが、道の駅再整備事業（道の駅周辺整備事業）についてです。整備工事費については、道の駅再整備工事費の工事費6億1,816万1,000円について、24時間トイレとかそれぞれ細かく書いてありますが、各整備工事の金額、またそれぞれ業者の選定方法を確認させてください。

続いて概要書の87ページの道路改良事業についてです。道路改良事業ですが、不動産鑑定評価、市道2321号線の53万3,000円について、今後の予定はどのようになっているのか教えてください。また、なぜ行うのかも併せて教えてください。市道2321号線はずうっと問題になっている本部田の部分だと思うんですが。

次、続いて市道158号線の土地購入について、これについて、今その土地の前に下水道メーターや集落排水、駐車場などがありますが、その保守等の補償というのは行うのかどうかについては予算がありませんが、するのかどうかですね、今後。

また、以東、それよりも東については歩道をまた引き続き造っていくということなのか、ここで終わりなのか、その確認だけ教えてください。

続いて、概要書92ページの佐屋駅周辺整備事業ですが、今回は計画をすると、基本計画をつくっていくということですが、基本計画に当たって周辺の地元、利用者の意見をどのように反映されるのかということがありますので、教えてください。

続いて、概要書93ページの道の駅周辺整備事業です。

ここで、93ページの道の駅周辺整備建築実施設計委託料ということで、建物を建てるということでの基本的な設計だということですが、どういったものを建てるのか、何平米ぐらいのものを幾つ建てるのか、教えてください。延べ床面積のどれぐらいのものをどのように建てるのか教えてください。

95ページ、道の駅周辺整備事業ですが、これも勉強会で質問しましたがけれども、再度の確認で、用地取得単価を教えてください。また、いつまでに買収を進めるのか、議会承認が要る買収はあるのか、教えてください。

同じく95ページの今度は整備のほうですね、道の駅周辺整備事業については、基盤整備工事

ということで幾つか出ております。これは分割発注をされるのか、一括で発注をされるのか、確認をさせていただきます。

続いて96ページの都市計画総務事業、都市下水路用地取得について、その場所と広さ、単価について教えてください。

最後に、概要書112ページの学校給食管理事業ですが、値上げをされましたけれども、物価が上がっているので値上げをしたということですが、例えば物価が元に戻った場合については値下げをするのか、どういう考えでいるのか教えてください。

以上、ちょっと長くなりましたが御解答よろしく申し上げます。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

まず1点目の歳入の予算の増額の見込みの根拠でございます。

市税につきましては、企業誘致に伴う固定資産税の増額要因はあるものの、全体としてはほぼ横ばいで見込んでおります。また、交付金ほかその他歳入につきましては、令和4年度交付額や歳入実績、及び国、県等の動向を鑑み算出をいたしております。

続きまして、歳出の前年よりも増額の見込みの根拠でございます。

民生費は、扶助費の増額、農林水産業費や土木費では、道の駅関連事業費の増額、消防費では、救助工作車を呼び消防庁舎改修事業の増額、教育費では、中学生体験学習事業、学校給食管理事業などの増額となります。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

民生費において、要綱、要領が変更されたものでございますが、要綱を変更事業で緊急通報システム事業、敬老金支給事業、新規事業で高齢者見守りシステム事業、要綱廃止事業で、独り暮らし、老人に対する乳酸菌飲料支給事業でございます。以上でございます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

同じく、民生費で新旧廃止する主な事業についてです。民生費、児童福祉費、児童福祉総務費のうち、1歳児子育て応援給付金事業を新規に計上し、民生費、児童福祉費、児童措置費のうち、民間教育、保育施設運営費の運営費補助費を廃止いたしました。以上でございます。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

次に、地方債の増加見込みでございます。

こちらは、消防庁舎の改修工事や道の駅周辺整備事業等の起債を計画しているためでございます。

次に、臨時財政対策債の上限額でございますが、こちらは現時点では分かりません。

次に、基金の状況でございますが、増加の見込みの根拠でございます。こちらは、各基金の目的に沿った事業の財源として、基金を活用するためでございます。

私からは以上でございます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

児童福祉施設の消耗品についてです。

児童福祉施設消耗品は、佐屋児童館で、児童福祉施設等感染防止対策事業費は、児童クラブ

事業所15施設、地域子育て支援拠点事業所2施設、ファミリー・サポート・センター1施設が対象となります。児童クラブ事業所は、定員19人以下で30万円、定員20人以上59人以下で40万円、定員60人以上で50万円の補助金上限となります。地域子育て支援拠点事業所、ファミリー・サポート・センターは、それぞれ30万円の補助金上限となります。

目的は、感染症拡大防止の徹底を図りながら、事業を継続的に実施するため必要な経費を支援するためとなります。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

児童発達支援事業利用者負担助成費でございますが、これは令和3年度末で廃止し、令和4年度は経過措置として令和3年度分のみの助成のみ実施していました。

続きまして、祝い金敬老金の減額の理由でございますが、これは対象者の見直しによる減額でございます。祝い品は、ダイヤモンド婚と金婚といたしました。敬老金は、88歳の米寿と100歳の節目の方にいたしました。

続きまして、老人福祉の修繕料の関係でございます。

佐屋老人福祉センター、南館浄化槽フロア修繕で84万7,000円。佐織総合福祉センター、柱状SOG取替え工事で45万8,000円。公用車点検で2万円でございます。

続いて、委託料の乳酸菌飲料配付委託料でございますが、事業の目的である高齢者見守り事業を見直し、新規事業の高齢者見守りシステムで、安否確認が可能となるためでございます。

団体事務委託料につきましては、民生児童委員会事務業務委託で806万3,000円、老人クラブ事務業務委託で449万6,000円でございます。

工事請負費につきましては、佐織老人福祉センターの1階事務室で、空調機の取替え工事を行います。

続いて、高齢者見守り事業の国庫支出金の関係でございますが、介護保険の保険者機能強化推進交付金の目的が、高齢者の自立支援や介護予防、重度化防止の取組に充当ができることになっていきますので、それに充当いたします。

続いて、事業の年齢のことでございますが、75歳以上の独り暮らしの方、もしくは同居の御家族が日中不在となり、日中に75歳以上の方だけになる世帯の方を対象といたします。また、身体障害者手帳1級、2級所持の独り暮らしの方、もしくは同居の御家族が緊急時に対応できない方であれば設置可能でございます。対応につきましては、24時間対応が可能でございます。

緊急通報システムの詳細でございますが、利用者の利用方法の変更はございません。また、緊急通報システムの機器も変更せず、継続利用をいたします。通報先が愛西市消防本部から委託事業者の受信センターに変更となり、状況を確認し、オペレーターから119番通報をいたします。利用者への周知につきましては、機器の点検時に順次進めていきます。要綱は、利用対象者の範囲、受信先、利用者負担を変更いたします。以上でございます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

医療事故調査委員会についてです。

現在、6人の委員で令和5年度に9回開催することを見込んだほか、追加で委員をお願いします

ることを想定し、2人で5回を見込んでおります。以上でございます。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

道の駅再整備の各種工事の金額でございます。24時間トイレ新設工事が約1億6,100万円。駐車場外構整備工事が約2億1,000万円。道の駅浄化槽、キュービクルの撤去更新が約2億3,200万円。倉庫工事が約1,500万円でございます。以上です。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

業者選定の方法でございますけれども、工事設計金額に応じまして総合数値に合わせて業者を選定いたします。以上でございます。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

それでは、市道2321号線の不動産鑑定の関係でございます。

こちら、今後の予定となぜ行うかということですが、用地買収の参考とするため行います。用地買収後、順次工事のほうを行う予定でございます。

次に、市道158号線の用地買収ですが、こちらにつきまして補償はということでございますが、工事施工に合わせて補償をする予定をしております。

その場所の、それより東側の歩道はということでございます。工事予定の箇所に歩道設置工事ができれば歩道がつながるということでございます。

続きまして、佐屋駅の周辺整備事業の関係ですが、地元の意見や何かの反映ということで、地域関係者との勉強会を開催いたしまして、整備計画に対する意見の集約をした上で、基本計画策定に向けて業務のほうを進めたいというふうに考えております。

その次、公園の建築物には何があるかということでございますが、都市公園内に建設する観光拠点施設の面積でございますが、こちら756平方メートル、屋根つきステージの面積は40平方メートルを予定しております。屋外トイレ、あとあずまやの面積につきましては、建設実施設計にて整理したいというふうに考えております。

その次、道の駅の用地の関係でございます。まず用地単価でございますが、平方メートル単価につきましては、一律9,500円でございます。いつまでに買収するかということですが、買収の完了につきましては、令和5年7月中旬頃を予定しております。議会の承認は1件というふうに考えております。基盤整備工事は分割するのかということですが、こちら分割で発注をいたす予定をしております。以上でございます。

**○上下水道部長（山田英穂君）**

都市下水道用地についてでございます。

所在地は日置町山の池地内、買収面積は107.40平方メートル、買収単価は5万2,500円になります。以上でございます。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

学校給食費の関係でございます。

給食費の変更につきましては、定期的に検証をし、決定することとしております。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

では、再質問しますが、まず前年より増えている歳入、9ページの基金の状況についてですが、財源を入れるということを言われました。財政調整基金は財源をどこにしてもいいと思うんですが、減債基金、公共整備基金、地域福祉基金、ふるさとづくり事業推進基金、地域づくり振興基金、市民協働まちづくり基金については、目的の基金になりますのでそれぞれどういったことで使われるのか確認をさせてください。個別にですね。

あと、続いて予算書の93ページのところで、敬老会の費用について報奨金についていろいろと聞きましたが、88歳と100歳までにするというところで、今まではもっとたくさんの年齢の基準があったかと思うんですが、88歳と100歳について幾ら報奨がされるのか、その金額について確認をさせてください。

続いて、乳酸菌飲料の委託については、高齢者見守りを見直すということでしたが、これは75歳以下の方はいらっしやらないという前提でそういう検討をしたのか、75歳以下の方がいらっしやらないのか、確認をさせてください。

あと、概要書の47ページの高齢者見守り事業についてですが、75歳以上の独り暮らしと昼間独居の方も申請ができるということでしたが、それについては申請をすることによって審査を当然されるのでしょうか。審査をされた上で決定をされるということでしょうか。その確認です。

あと、緊急通報システムについては、従来とは変更がないということで、システムについては変更がない等々話はありませんでしたが、要綱も変更されているようですが、電話代の負担をしなくなるということでは要綱変更があったかと思うんですが、その内容について教えていただけますでしょうか。

あと、医療事故調査委員会の報償費ですが、国はワクチン接種と死亡との因果関係を認めたいんですけども、この愛西市の事故調査委員会は予定どおり進むのか、短くなるのか、それについてもし分かることがあれば教えてください。

あと、92ページの佐屋駅周辺整備事業ですが、計画に当たって地域との勉強会を行っていくということで、それで反映するのかということだと思いますが、これはバリアフリー化というのを考えているのか、この計画に含まれるのか、教えてください。

あと、道の駅の周辺整備事業として、公園の建設については観光施設が766平米と屋根が40平米と結構ちっちゃいんだなあというふうに思いましたけれども、その2つだけなのか、再度の確認です。以上ですね。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

基金の充当の関係でございますが、例えば減債基金でありますと、元利償還金の一部に充てさせていただくでありますとか、公共事業整備基金については、いろんな修繕、改修工事等に充当させていただく部分もございます。また、地域福祉振興基金や地域づくり基金については、それぞれ基金の目的趣旨がございますので、そちらに沿った形での充当とさせていただいております。以上でございます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

金額でございますが、88歳は5,000円、100歳が2万円の予定で積算をしております。

2点目、乳酸菌の……。あと課長が答弁します。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

ヤクルトにつきましては、75歳以上の方が対象者の方にいるかどうかということですが、今ちょっと数字を持ち合わせておりません……。

〔「以下」の声あり〕

75歳以下の方でヤクルトを御利用されている方がいらっしゃるかどうかということですが、今ちょっと数字を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えをさせていただきます。申し訳ありません。

それから、緊急通報システムの日中独居の審査をして決定をするのかというようなところで、おっしゃるとおりです。

それから、システム変更の基本料金の負担の要綱のところですが、平成28年度までに設置の方の基本料金を今助成しておりますが、経過措置になっておりますので、要綱自体を変える形になります。以上でございます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

医療事故調査委員会についてです。現段階では、詳細については分かりません。以上でございます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

佐屋駅のバリアフリーのお話でございます。私どものほうで、当然設計していく上では当然障害者の方にも優しい形でバリアフリー化については当然検討をしていくべきだというふうに考えておりますし、ただ、駅舎につきましては、やはり鉄道事業者さんの関係もございまして、その辺はまた話し合っていきたいというふうには思っております。

あと、公園のほうの建物のお話ですが、一応先ほども述べさせていただいた観光拠点施設のほうが756平方メートル、あとステージのほうで40平方メートルということですが、それ以外にも当然屋外トイレ、あとあずまやなんかも当然建築の面積に入っておりますが、そちらにつきましては実施設計で今進めているところでありますので、そちらも入ってくるということで御了承いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（杉村義仁君）

ここで休憩を取らせていただきます。再開は15時30分といたします。

午後3時16分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

先ほどの河合議員の質疑に答弁をさせていただきますが、ヤクルト配達事業で75歳未満の方

はいらっしゃいません。以上です。

○議長（杉村義仁君）

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第14号について質問をいたします。

最初に概要書12ページの市有バスの運行管理委託事業ですが、今回、今年度について利用できるある団体から利用できなくなっちゃったという話を聞いたんですけれども、そうした利用などの規約の変更があるのかどうかについて確認をしたいと思います。

それから、バスの補助席は本来使わないというのが基本だとは思いますが、いわゆる申請をする場合の定員からそれを除く考えはないのか、もう一度確認をしたいと思います。

それから、概要書20ページの新婚世帯住居費等支援事業に関してですけれども、40世帯の加入の申請を見込んでいますけれども、子育て世帯への拡大や重点地域助成などをつくる検討についてお尋ねをします。

それから、概要書21ページの戸籍住民基本台帳事業ですが、戸籍総合システムリプレイス作業委託についてですけれども、いわゆるそのデータをクラウド化することによって例えば情報漏えいの危険性の問題や、またクラウド化することでの災害時の対応ですね、そうしたことについての対策はどのように行われているのかお答えください。

それから、マイナンバーカードの交付等支援事業についてですけれども、現在マイナポイントの登録等の事業をやっておりますが、それについてはいつまでそれを行っていくのかについてお答えください。

それから、概要書の23ページですけれども、あいさいさん祭りの実行委員会交付金についてですが、今年度から出店料を徴収するというようなことが出されていますけれども、それが決まった経緯についてお尋ねをしたいと思います。

それから、概要書67ページの健康なまちづくり事業についてですけれども、活動量計は今年度から廃止ということでその理由について、それからまた現在、この配付されている活動量計は今後どうするのか、例えば返却をするのか、その辺りについて、また何か活用の仕方はないのか。また、あいち健康プラスを使っていくという話ですけれども、例えばスマートフォンアプリのあいち健康プラス等の利用の促進をどうやって図っていくのかについてお尋ねをしたいと思います。

それから、概要書107ページですが、小学校のG I G Aスクール事業、また109ページの中学校のG I G Aスクール事業で、今年度工事費としてクラスが増えた分のところの教室の通信ポイント、アクセスポイントの増設の工事費が出ていますが、一部学校全体で同じように通信回線を使うような場合に遅延が起こったりするようなことが出ているような話も伺っているんで

すけれども、そうした通信幅量の増強など、そうしたことの対策というのには取らないのでしょうか、その点についてお尋ねします。

それから、概要書115ページの文化部活動地域移行推進事業に関してですけれども、吹奏楽部活動が対象となるという話ですけれども、具体的にどういった地域団体と連携を図っていくのか。また、それと学校、クラブ、そしてその地域団体とどういう関係で活動を行っていくのか、ちょっと具体的に説明をお願いします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

まず市有バスの関係でございます。

利用できる団体の変更の件でございますが、各種団体が利用するための登録に当たりまして、変更点はございません。

それから、定員からの補助席の関係でございますが、市有バスの定員から補助席を除くことは考えておりません。以上でございます。

#### ○市民協働部長（人見英樹君）

まず新婚世帯住居費等支援事業で、子育て世帯への拡大や重点地域助成をつくる検討についてですが、補助制度の目的と異なりますので検討していません。

次に、戸籍総合システムのクラウド化による情報漏えいの危険、災害時の対策ですが、戸籍総合システムのクラウドで使用する回線は専用回線であり、外部からのアクセスはできません。また、災害対策ですが、データセンターは耐震性に優れた建物に設置され、非常用発電機を備え、火災に対しても十分な消火設備が整っています。

次に、マイナンバーカード交付等支援事業の特別体制の期間ですが、マイナポイント申込み支援は5月31日まで実施します。マイナンバーカード出張申請支援につきましては、最長で6月末までを予定しています。

次に、あいさいさん祭りの出店料の決定の経緯です。祭りの開催後に参加する団体によって金銭的負担の有無があるのはどうかとの問題提起があり、実行委員会で協議をされた結果、出店者の方にも費用負担をお願いすることになりました。

私からは以上です。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

健康なまちづくり事業についてです。

活動量計の耐用年数の経過などによる故障で、機器の更新が必要になった方が増えてきました。また、スマートフォンのアプリで手軽に歩数管理ができることから、県と共同で運用しているあいち健康プラスの活用に切り替え、活動量計を廃止することといたしました。活動量計は返却していただく必要はありません。万歩計として御使用いただけます。

あいち健康プラスの利用促進方法は、あいさい健康マイレージのチャレンジシートに記入していただく取組の一つとして紹介するほか、市ホームページ、ポスター掲示等の方法で周知を図ってまいります。また、令和4年度に運動支援事業に参加していただいた方には個別に案内を行い、希望の方にはアプリのダウンロードや利用方法の説明等を行っております。以上でご

ございます。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

G I G Aスクール事業の通信の関係でございます。

現在は、通信速度を考慮した事業が展開されており、通信異常は報告されておりません。各小・中学校は、N T T西日本が愛西市内に提供している最大1ギガの通信速度で現在契約しております。愛知県内で整備が進められている最大おおむね10ギガの通信速度が愛西市に提供されるようになった場合に、通信環境の増強を検討してまいります。

続きまして、吹奏楽活動の件でございますが、今回は県のモデル事業として現在地域で活動している団体に委託し、休日に生徒を受け入れる環境を整えてもらうため、佐織中学校等の連携を図ります。

続きまして、今回の受入れ団体は、練習場所として佐織体育館や勝幡小学校体育館を使用しているなど地域に密着していることから、Aisai Marching Band B L O W I N Gといたしました。地域貢献や青少年育成を図るとともにマーチングの発展を目指している団体であり、佐織中、佐織西中の卒業生等を中心に構成されていることから佐織中学校吹奏楽部といたしました。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

最初に市有バスの運行管理委託事業についてですけれども、利用団体等に変更はないという話でしたが、例えば介護保険の関係での高齢者のサロンではないですけれども、いわゆる介護保険関係のほうについては団体が利用できないというような話を伺ったんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

それから、住民戸籍基本台帳のほうですけれども、センターの耐震性は大丈夫だという話ではあるんですが、広域災害が起こった場合の通信そのものが切断されてしまう等の問題が起こる可能性とか、それに対する対策というのはどのようになされるのか、これはもう国任せなのか、その点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、あいさいさん祭りの出店料の問題ですけれども、実行委員会で協議をしたということでありましたが、今回それぞれの団体側に対しては何の連絡も協議内容等が知らされるわけでもなく、当然今回から出店料が必要になりますという形にしてしまったのは、やはり問題ではないかと思うんですが、その点についての見解をお願いします。

それから、健康なまちづくり事業に関してですけれども、1つは活動量計に関していうと、活動量計の会社が独自にアプリをつくっているんですけれども、スマートフォン用のそうしたものの案内とかはなされるのかということと、あと健康プラスを利用する中でこれまで以上の参加者とか、そうしたものを考えているのか、参加してもらうような対策を打っていくのか、またそういったことについてちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、G I G Aスクール事業に関してですけれども、現在1ギガということですが、外との回線の問題というよりは中での、例えば一斉の学校全体でそうした形のあれを使うとか、そういったことはなかなか難しいんだという話も聞いたんで、一時的な容量そのものを増やし

ていくことは、スピードだけではなくて通信容量そのものの一度の転送、そういったことについての検討はされないのかについてお尋ねをします。

それから、文化部活動地域移行事業に関しては、BLOWINGに委託をするということですけれども、委託料が全額そのままお金を渡してしまうのか、具体的にどういった活動でどういって使ってくださいという取決め等を、また報酬費とか、そうしたものについては具体的にどんなことになっていくのかについてお尋ねをします。

#### ○総務課長（佐藤博之君）

私からは、市有バスの取扱いについて御説明をさせていただきます。

令和5年1月から市有バスの団体登録につきましては、各種団体を所管する担当部署に周知を図らせていただいているところでございます。先ほど総務部長がお答えさせていただきましたとおり、各種団体が利用するための登録に当たり、変更点はございません。以上でございます。

#### ○市民協働部長（人見英樹君）

戸籍総合システムの広域災害の対応、対策についてです。

大災害等で万が一データセンターが使用できなくなった場合、ほかの場所にあるデータセンターでバックアップサーバーによりデータを保全しています。また、通信ができなくなった場合は、市の庁舎内にリカバリーサーバーを設置し、前日までのデータを保存します。

続きまして、あいさいさん祭りの出店料について、何の説明もなく突然聞かされたことに問題がということですが、あいさいさん祭りは、実行委員会の下部組織として運営委員会が設置されています。また、各運営委員会は参加団体の代表者で構成されており、その委員の中から実行委員会委員が選出されていますので、選出された代表者が協議に加わっております。以上です。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、健康なまちづくり事業についてです。

独自のアプリについての紹介はしていくことはいたしません。あいち健康プラスの活用に切り替えていくため、あいち健康プラスのアプリを多くの人に知っていただくために、SNSやホームページ、あいさいさん祭りなどでPRをしていくという考えでいます。以上でございます。

#### ○学校教育課長（猪飼政和君）

GIGAスクールの関係なんですけれども、学校施設内の通信環境の容量は確保されておるんですが、外部との接続の都合で通信速度が出ないという状況となっております。そういったことに対応するためにも学習支援ソフトであったり、学習ドリルソフトを使って一時的な大容量の通信が発生しないような取組を進めている状況です。以上です。

#### ○生涯学習課長（石田泰弘君）

生涯学習課からは、部活動の地域移りの件でお話をさせていただきます。

BLOWINGへの委託の具体的な内容ということでございましたが、今回の積算に当たっ

ては講師の謝礼とか会場の使用料、そして楽器の運搬料等を計上しておりますので、BLOWINGさんのほうにはそちらのほうをお願いするような形になっておりまして、ただ、具体的な内訳については、現在学校と運営団体であるBLOWINGと調整中ですので、今後調整をした上で、活動内容を詳細に詰めていくというようなことになっておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第14号：令和5年度愛西市一般会計予算について、ちょっとたくさんになりますが質問のほうをさせていただきたいと思います。

概要書の3ページ、表2の一般会計歳入予算の状況の地方交付税についてお伺いをしたいと思います。

ちょっといろんな勉強会に参加をして、マイナンバーカードの取得率が地方交付税に反映されるというお話を聞いております。その影響はどのように出てくるのかお聞かせをいただきたいと思います。

また、工業団地の関係で固定資産税が増額になると、この地方交付税が減額されるということは先ほどの一般会計の補正の中でも出てきておりましたが、どのような影響を令和5年度考えているのかお聞かせをいただきたいと思います。

また、公共施設の廃止、例えば立田社会福祉会館など廃止がされましたが、こういった廃止の影響がこの地方交付税に影響してくるのか。また、公共施設、市が持つ土地の面積等についても、この地方交付税に影響があるのかお聞かせをいただきたいと思います。

そして、概要書の4ページ、表3の一般会計歳出予算の状況の総務費、民生費、衛生費で、要綱を変更して利用者の範囲を変えたりしたものはないかということで、私も河合議員と同じ質問をさせていただきました。これは後ほど再質問のほうでさせていただきましたので、答弁をいただいたということで省略をさせていただきたいと思います。

それから物価高、人件費高騰での予算で、今までの事業において人件費はどれぐらいアップしているのか、光熱費はどれぐらい、何%ぐらいアップしているのか。そして、上記契約について事業者と話し合いをするなど市としての統一的な方針を示して、この予算を決めたのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

それから、概要書の7ページの図6．地方債残高の推移についてお伺いをしたいと思います。

この地方債の中で、合併特例債がどれぐらいの比率を占めているのか、今後どう推移するのか。今回、道の駅でかなり地方債のほうが発行されると思いますが、この地方債の中での合併特例債の比率がどう変わっていくのか説明を受けたいと思います。

それから、今後のこの地方債の考え方についてお伺いをしたいと思いますが、今後、この地方債の上限額を決めていくに当たって、返済額を見越して、この返済額の推移で借入れ可能額というのを決めていく方針を取っていかれるのか、その点の確認。そして、生産者人口がかな

り減っていきますので、1人当たりの地方債の額、そういったものを見ながらコントロールをしていくのか、その点について、この地方債の上限額をどう考えて今回の予算を組んでいらっしゃるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

そして、概要書9ページです。

資料の5. 基金の状況についてお伺いをいたします。

先ほどこれも河合議員のほうから質問があったと思いますが、再度地域福祉振興基金、地域づくり振興基金、市民協働まちづくり基金、国民健康保険支払準備基金についてお伺いをしたいと思います。

地域づくり振興基金については積立金をされていないということで、これはなくなったらもうやめていくんだらうとかか、この地域づくり振興基金と市民協働まちづくり基金はどう違うんだらう。そして、地域福祉振興基金というのは以前から議会で申し上げておりますが、もう役割が終わった基金がまだ残っております。どのように使われていくのか今後の積立て、払戻し、そして基金の目的等について御説明をいただきたいと思います。

次に、概要書の56ページ、永和児童館外壁等の改修工事、そして児童館トイレ改修事業からこの指定管理者全般、体育館とか、福祉施設とか、子育て施設とか、いろんな指定管理のところがあろうと思いますが、その修繕費の考え方についてお伺いをしたいと思います。

古い施設は小さな修繕が幾つも必要になると思います。そして、予算を決めるに当たって、この指定管理者全般の考え方で、多くが全施設で10万円以下は指定管理者が持つことになっていると思います。これは市の方針なのか、また公募仕様書には古い施設でも修繕費の予算を多めに確保するような、そんな必要性について記載をして、この修繕費が年間どれぐらいかかるよというような、そんな仕様書になっているのかお聞かせをいただきたいと思います。また、古くて予期できない修繕が複数続いた場合、市との相談体制は整っているのか、それともあくまで10万円以下ならば何回でも事業者に支払いを求め、負担を求めていくのか、その仕組みについてお伺いをしたいと思います。

それから概要書の12ページです。

総務費、総務管理費、一般管理費の巡回バス運行管理委託事業についてお伺いをしたいと思います。

各地域ごとの利用者数を再度教えていただきたいと思います。そして、地域によって利用者にかなり開きがあります。その理由についてどのように分析をされているのか、その対策をどうされるのかお聞かせをいただきたいと思います。

15ページの総務費、総務管理費、文書広報費、広報事業についてお伺いをしたいと思います。

広報ですが、今自治会の未加入の方に総代さんのほうからきちんと届いているのか。23ページに行政事務委託事業にも関係いたしますが、これが総代さんのほうからきちんと広報が届いているのか、今の仕組みについてお聞かせをいただきたいと思います。

それから次に、ホームページについてお伺いをいたします。

いろんなお知らせ、特にパブコメが求められたときの計画案等がすぐに消されてしまって、

あつという間に消されるんですけども、そのことは以前にも議会で河合議員も取り上げられたと思いますが、こういったすぐにお知らせが削除され、今どのような案が協議されているのか全く分からなくなってしまうわけですが、なぜ改善されていないのか、その点についてお伺いをいたします。

そして審議会、地元説明会、今回も教育部局のほうで地域の学校統廃合に対する審議会の説明会とか、審議会とかが開催されたのですが、分かりやすいところに載らない。また、会議録も新しくアップされましたというお知らせもないので、皆さん今情報が届いていない状況であります。こういったことも以前から改善を求めています、改善が多少なりともされたのか、今後されるのかお伺いをしたいと思います。

概要書16ページのふるさと応援寄附金についてお伺いをいたします。

先ほどの補正予算のときに、経費と収入等利益が上がっているかということをお聞きしました。そのときにはよそに寄附されている方と寄附されている方の比較で御答弁がありました、必要経費、人件費とか広報費とか様々な費用がかかっています。その費用と入ってくる金額、それで収支、利益が上がっているのか、職員の人件費もかかっていると思いますが、その点については、どのように評価をされているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、寄附者から寄附金の活用の希望、犬山市とかいろんな自治体ではどんなことに利用してほしいですかというような、そんな応募の用紙に記載する仕組みがありますが、愛西市では、そのようなことがされているのかお聞かせをいただきたいと思います。

19ページの市民活動支援公募事業についてお伺いをいたします。

3年ごとに公募がされるということで、3年で自立した市民団体を育成していくのが、多分この補助金の役割だと思います。そこで3年間支援するということを決定され、この3年間で継続と自立に対する支援はどのように行っているのか、具体的にそれぞれの団体への支援状況、支援体制について確認をさせていただきたいと思います。

概要書の32ページの立田の社会福祉会館管理事業についてお伺いをいたします。

これは条例の改正で、12月議会で解体予定だという説明がありました。ところが2月に、この立田福祉会館の利用方法について公募が出されているんです。2月に公募を出して、なぜこの3月議会の予算に解体予算が計上されているのか、ぜひ説明をいただきたいと思います。そして、解体に至った経緯ですが、どこの関係課といつ、何回、どのような検討をしたのか詳しく経緯を説明いただきたいと思います。そして、今後のスケジュールをどうするのかお伺いをしたいと思います。

そして、公共施設の廃止をする、解体をする、売却をするについて、市としての基本的な判断をするための要綱、計画、そういうのをお持ちなのか、それとも各課で判断していくことになっているのか、その点について教えていただきたいと思います。

こういった公共施設の統廃合は定期的な見直しがされるということで、計画をつくったときに見直しをするということが明確に書かれているわけなんです、今回のこの立田の社会福祉会館については、定期的な見直しがされた上で判断をされているのか。私もホームページを見

ましたが、されていないんですよ。どういった今までの調査、計画の中で判断をしたのかお伺いしたいと思います。

○議長（杉村義仁君）

すみません、吉川議員、自己の意見はなるべくごめんなさい、予算に関してだけの御質問にしてください。

○7番（吉川三津子君）

事実を申し上げました。ホームページに載っていないということの事実を申し上げました。よろしいでしょうか。ホームページに載っているか載っていないかの事実を申し上げましたので。

○議長（杉村義仁君）

通告どおりにお願いします。

○7番（吉川三津子君）

通告どおりです。全部これは通告してありますのでよろしくお願いします。

○議長（杉村義仁君）

よろしくお願いします。

○7番（吉川三津子君）

通告に載せたものを全部発言させていただいておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

33ページの権利擁護支援センターについてお伺いしたいと思います。

今回の事業仕様書はどのようになっているのか、またこの積算根拠はどうなっているのか、契約はどことするのか、場所はどこですか、使い勝手のいい場所でないと市民は困りますので、その点についてお伺いしたいと思います。

概要書の40ページ、生活困窮者自立支援事業について質問いたします。

以前、これは仕様書がしっかりしていないということで指摘をさせていただいた事業でございますが、今現在何人で行っているのか、どんな状況まで改善されたというラインはどこまで見届けるのが役割なのか、そして具体的な支援事例と課題についても御説明をいただきたいと思っております。

41ページ、生活保護についてお伺いしたいと思います。

不正受給者の件数は令和4年度あったのか、そして市としてどのような確認がなされたのか、またどのような確認が市として可能なのかお聞かせをいただきたいと思っております。

47ページの高齢者見守り事業についてお伺いをいたします。

こちらのほうは緊急通報システムと高齢者の見守りシステム、今までのものが緊急通報システムだということですが、この固定電話利用の契約は終わると聞いておりましたが、再契約をされるのか、内容が変わるのか。件数がかかなり増えておりますが固定電話でなくても使えるようになるのか、登録方法が変わるのか教えていただきたいと思っております。総事業費が減額されているのはまたなぜか、その理由についても教えていただきたいと思っております。

あと利用者の条件の制約ですけれども、何らかの条件、何かあったときに、高齢者見守りシステムですと冷蔵庫を何時間か開けないと通報が行く仕組みです。そうすると近所の方に誰かお願いをしないとこの仕組みは使えないのか、何かあったときに連絡先がないと使えないのか、そんな条件に制約があるのであれば、その説明をいただきたいと思います。

49ページの高齢者福祉タクシーについてお伺いをします。

どこにでも行ける稲沢のような福祉タクシーの検討を求めてきたわけですが、今までこの検討は、今どこまで進んでいるのかお聞かせをいただきたいと思います。

50ページ、老人福祉センターの指定管理事業についてお伺いをいたします。

こちらのほうは他の自治体と比べると、総合事業など老人が集う事業というのが総合事業や自主事業で大変少ない状況であります。令和5年度において、新たに指定管理が行う事業があれば教えていただきたいと思います。

51ページの発達支援センターです。

こちらのほうは当初いろんな計画の中で、足の確保をきちんとするんだということも上げられておりましたが、当初計画でやり残していることは何なのか、令和5年度で達成するということがあれば教えていただきたいと思います。

78ページの道の駅整備事業です。

何度もお聞きしておりますが、維持管理費の見込みはどうなっているのか。犬山市では、この道の駅事業はこれからの建築費とか、コロナでの見通しとか、物価の値上げで凍結をされましたが、維持管理費を幾らに見込んであるのか、これは重要なことですのでお示しをいただきたいと思います。

そして、見直しが今回49億円に事業費がアップしておりますが、サウンディング型市場調査がされております。2億8,000万円です。実施計画による見直しが6億2,700万円です。それぞれどのような見直しをされたのか説明をいただきたいと思います。

あと、道の駅の総事業費については通告しておりましたが、全員協議会でお話がありましたので再質問のほうに飛ばさせていただきます。

あと105ページの特別支援教育支援員等配置事業について、手帳の所持者、医師の診断等で特別支援級にいる子供、そして普通級になじめないからということで、障害ではないけれども、特別支援学級のほうに在籍ではないですけれども利用している子、その人数等について教えていただきたいと思います。

あと少しです。106ページの小学校、中学校のICT事業とGIGAスクールについて、どこまで進んだのか、どこまで進んでいるのか、残っている課題は何なのかを御説明いただきたいと思います。

108ページ、111ページの準要保護児童についてお伺いをしたいと思います。

準要保護児童、要保護児童、おのおの全小・中学生の何%を占めているのか、この数年の推移も含めて教えてください。

それから112ページ、給食管理費についてお伺いをいたします。

給食費の公会計化というのは、もう国のほうが先生の働き方改革の一環として推進され、文書も出ております。今愛西市は、この給食代をいまだに学校で徴収して管理しているのか、その実態について教えていただきたいと思います。

最後に115ページ、文化部活動地域移行推進事業について、今後の進め方については先ほどお話がありましたが、市が考える地域移行の課題は何なのか、この推進事業についてどんなことを知りたいのか、その点について御説明いただきたいと思います。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

まず1点目の地方交付税の関係でございますが、マイナンバーカードの取得についての交付税の影響額でございます。

普通交付税のマイナンバーカードの影響につきましては、現時点で具体的な影響額は明らかではございません。

次に、工業団地の影響でございますけれども、南河田工業団地の影響額といたしましては、市税が賦課されることになれば基準財政収入額も増額となります。

また、公共施設の廃止への影響についてでございますけれども、施設の廃止による影響額につきましては、個々にその影響額を示すことは困難でございます。

続きまして、物価高騰、人件費高騰の統一的な見解でございますけれども、物価高、人件費が今後どのように高騰していくかは現時点では不透明なため、必要に応じ補正対応等を検討していくことになると考えております。

続きまして、合併特例債の比率の関係と推移です。

令和7年度までに実施する事業については、合併特例債の有効活用を検討していくこととなります。その後は借入れができなくなりますので、比率は低くなっていくと考えております。

次に、地方債の借入れの額の関係でございますが、令和7年度までは、事業計画や内容により活用するかどうか検討していくこととなります。

次に、基金の状況でございます。

今後の方針でございますけれども、まず地域福祉振興基金や地域づくり振興基金については、目的に沿う事業の財源として活用を検討してまいります。また、市民協働まちづくり基金については、寄附金を一旦積み立てた上で、目的に沿った事業の財源として活用させていただきます。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

国民健康保険支払準備基金につきましては、被保険者の負担軽減から取崩しをしてきました。今後の方向性につきましては、国民健康保険特別会計の財政状況が見込めないことから未定でございます。以上でございます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、永和児童館等修繕の関係です。

修繕費のリスク分担は施設ごとに異なりますが、児童館、子育て支援センターの修繕費については、10万円以下を指定管理者の負担としています。古い施設について、公募の仕様書に修

繕費、予算を多めに確保する必要がある旨の記載はございません。

次に、予期できない修繕が重なった場合についてですが、協定書により定めたリスク分担により対応していくことが原則ではありますが、状況によって協議も行っております。以上でございます。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

続きまして、巡回バスでございます。

地域ごとの利用人数でございますが、令和4年4月から12月までの利用者人数で、佐屋地区は3万832人、立田地区は2,440人、八開地区は5,579人、佐織地区は1万4,437人、海南病院は6,231人に御利用をいただいております。

次に、地域に開きがあるその理由と対策でございますが、立田地区並びに八開地区ルートは、平成19年9月1日に運行を開始してから他の地区ルートと比較して利用者が少ない状況が続いております。令和2年4月から巡回バス運行検討委員会の提言を受けて、バス停留所をそれぞれ5か所増設するとともに、ルートの見直しを行った上で運行をしているところでございます。以上でございます。

**○市民協働部長（人見英樹君）**

広報紙の配付につきましてです。

自治会等への加入、未加入に関わらず配付いただくようお願いをしております。以上です。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

私からはホームページに掲載されるパブリックコメントが、お知らせがすぐ削除される改善についてですが、ホームページに掲載しているパブリックコメントについては、意見募集期間を統一としているため、意見募集期間が終了したものは掲載を終了しております。

続きまして、同じくホームページに関することです。

審議会の会議録について、アップされてもお知らせが載らないにつきまして御答弁させていただきます。

審議会等の会議開催に当たっては、原則会議の開催予定日の7日前までに、日時、場所、傍聴人の定数などの情報をホームページに掲載するものとしております。会議録につきましては、トップページ上の愛西市の会議公開から愛西市の審議会等の一覧を確認することができ、各審議会等の会議録を確認していただくことが可能でございます。以上でございます。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

続きまして、ふるさと応援寄附金の関係で必要経費と収入の関係でございます。

必要経費につきましては5,002万3,000円で、寄附金収入見込額は1億23万円ほどを計上しております。なお、人件費は専任職員ではないため算出はできません。

次に、寄附金の活用希望でございますが、寄附金申込み時に8項目から御選択をいただいている形となっております。以上でございます。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

市民活動支援公募事業に関して御答弁させていただきます。

この事業は、市民活動団体が実施する公益的な活動に対し、自発的活動の推進及び活性化を図るとともに、自立を促進すると認められた団体に対して交付するものであり、補助金を交付することが支援だと考えております。毎年度行っていただく交付申請に当たって提出していただく事業計画書には、事業の自立に向けた取組を記載いただき、審査委員会による審査を行い、採択された場合には、最長3年間補助金の交付を受けることができる制度でございます。この3年間の間で、活動継続と自立に向けた取組の準備を検討していただけるものと考えており、個別の支援は特に行っておりません。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

立田社会福祉会館の関係でございますが、解体費用については、解体する方向性は変わってはおりません。

続いて、この経緯でございますが、解体に至った経緯は、関係課で利活用、売却、解体の項目で検討を行った結果でございます。解体の方向性を決定した上で、広く活用希望の提案募集を行いました。今後のスケジュールにつきましては、提案者と協議を進め、おおむね3か月をめどに結果を提案者に対して報告をいたします。売却可能であれば入札を行います。売却が難しいようであれば解体設計を行います。以上でございます。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

公共施設の廃止についての計画でございますが、総合管理計画では、経過年数、利用状況等を勘案して施設の方向性、対策の優先順位などを定めます。廃止となった施設については、譲渡や取壊しなどの方向性を検討、協議いたします。

次に、統廃合の定期的な見直しをした上での判断が進んでいるかということでございますが、総合管理計画は5年ごとに必要な見直しを行っていきますので、個別施設計画の見直しも行います。立田社会福祉会館は個別施設計画において廃止の方向性となっており、施設の利用、躯体の消耗程度など現状について確認、検討し、廃止の判断となりました。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

続きまして、権利擁護支援センターの関係でございます。

主な事業内容は、成年後見制度の広報及び啓発業務、続いて総合相談窓口業務、続いて成年後見制度の各種手続業務、続いて成年後見人等への支援業務、続いて権利擁護支援連絡協議会の運営業務としております。平日午前8時間半から午後5時15分で開所をするという仕様書でまとめております。積算は人件費2名分、支援会議の委員報酬、光熱水費、通信運搬費のほか車両、パソコン、複合機、賃貸料などを積算しております。

契約につきましては、随意契約を予定しております。場所につきましては、まだ契約前でございますので未定でございます。

続きまして、生活困窮者自立支援事業の件で、令和5年度の積算については2人で積算しております。役割につきましては、就労支援や家計改善支援はプランを作成し、収入が増加したときや家計の管理ができるようになったときなど、当初の目的が達成した場合に支援を終了します。その他相談内容、ひきこもり等につきましては、必要な関係機関につないで終了する

場合もあります。その後、状況により継続的な支援をしていきます。

具体的な支援事例等、課題につきましては、高齢者で年金が少なく働ける方への就労支援や8050問題を抱えた世帯への支援、借金をして生活が苦しい方への支援などがあります。課題としては、高齢者の就労先が少ない、ひきこもりの方への就労支援等と考えております。

続きまして、高齢者見守り事業の関係でございますが、これまでのシステムは令和5年11月をもって契約が終了します。今のシステムを使って新たなシステムに変更をしていきます。総事業費の減額につきましては、平成28年度までに設置した利用者の固定電話基本料金助成を廃止するためでございます。

続いて、利用者の条件でございますが、75歳以上の独り暮らしの方、もしくは同居の御家族が日中不在となり、日中に75歳以上の方だけになる世帯の方を対象としております。また、身体障害者手帳1・2級所持の独り暮らしの方や、もしくは同居の御家族が緊急時に対応できない方であれば設置可能としております。なお、協力員2人と民生委員を考えております。

続きまして、生活保護の関係でございますが、不正受給者は、令和3年度と令和4年度は3件でございます。確認方法は、毎年の課税調査による所得状況確認、本人からの収入申告書及び資産報告書の提出による確認、また本人への面談等で確認をしております。

続きまして、福祉タクシーの関係でございますが、現在令和6年度に向け、他の制度との関連や統合等も含め、調整をしております。老人福祉センターの新たに担う業務につきましては、指定管理者と調整して考えていきます。

最後に発達支援センターにつきましては、計画どおりに事業を実施しております。令和5年度は支援者や保護者を対象とした研修会を計画しております。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、6款農林水産業費で計上されました道の駅再整備事業について御答弁させていただきます。

まず維持管理費の見込みはということでございますが、年間の維持管理費の見込みにつきましては、現在実施計画をやっております。それに併せて積算中でございます。

次に、見直しされた部分はあるかということでございますが、基本設計の計画から大きな変更はございませんが、一部の見直しはございます。以上でございます。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

特別支援教育について御答弁いたします。

現在、令和5年度に特別支援学級に在籍予定の児童・生徒約200人のうち、障害者手帳を取得している児童・生徒の役割は約31%、診断名がついている児童・生徒の役割は約64%になります。普通級になじめないという理由で、普通級在籍のまま特別支援学級に通う児童・生徒の該当はございませんが、試行的に特別支援学級へ通うという事例はございます。

次に、GIGAスクール事業でございます。

学習用タブレットの活用は、学校や学級によって様々でございます。ICTの特性を生かし、

学習効果が上がるような活用が行われております。活用の多くは教員が主体となっておりますが、生徒が主体的にタブレットを活用できるようになってもらいたいと考えております。そのために必要な手法などを教育委員会と学校が連携して検討してまいります。

続きまして、準要保護児童の関係でございますが、準要保護児童・生徒の割合は、令和2年度小学生7.9%、中学生11.9%、全体で9.3%、令和3年度小学生7.7%、中学生11.3%、全体で9%、令和4年度小学生9%、中学生8.7%、全体で8.9%でございます。要保護就学援助費の対象につきましては、対象項目が修学旅行費となりますので毎年0.1%以下でございます。

続きまして、給食費の関係でございますが、給食費の取扱いにつきましては、各学校と学校給食センターで連携し、徴収及び管理を行っております。給食費の徴収については、各学校が保護者から徴収し、市へ納入しております。給食費一般会計で歳入し、学校給食センターが賄材料費として支出する費用の財源に充当されます。

続きまして、文化部の地域移行でございます。

進め方につきましてはですが、県のモデル事業として、佐織中学校吹奏楽部を対象といたしますので、受入れ団体と調整し調整結果を踏まえ、随時吹奏楽部等への説明を行っていく予定でございます。

続きまして、課題でございますが、地域部活動推進検討会議を設置し、鋭意検討中ですが、様々な課題が考えられます。中でも受入れ団体と学校側の調整は課題の一つと考えられます。以上でございます。

## ○7番（吉川三津子君）

では、順次再質問をいたします。ちょっとありきたりな答弁ばかりで少しショックを受けております。

最初に、地方交付税についてお伺いをしたいと思います。

マイナンバーカードの取得率で地方交付税に反映されると、その影響はということで明らかではないという答弁がありました。何が明らかではないのか、地方交付税に算入されるということは明らかなのか、額が明らかでないのか、この点について説明をしてください。そして今回、南河田の工業団地のほうで、固定資産税がどれだけ増額して地方交付税に影響しているのか、額等示されておりますので、再度お示しいただきたいと思っております。

あと、公共施設の廃止等の影響は個々には示せないということですが、今回の予算の中でどのような、この地方交付税に影響が出るのか。やはりこういった廃止というのは明らかにこの地方交付税の額に影響してくるのか、この点にちょっと説明をいただきたいと思っております。

それから2番目に、要綱を変更して福祉サービスの低下がなかったのかということについてですが、これは次年度からなのかどうか分かりませんが、障害者の方で自動車税の減免をされている方には、概要書の32ページの障害者タクシーのチケットを渡さないんだという、そんな御意見が届きました。これは窓口で言われたんだということなんですが、バリアフリーの考え方から、どうしてこんなことになってしまっているのかということで、津島市ではきちんとこういった方にもタクシーチケットが渡されているということですが、愛西市において本

当にこういった判断をされているのか、このような判断をされたならば、なぜこのような判断をされたのかお聞かせをいただきたいと思います。

そして次に、あと大体の人件費とか物価高での影響についてお伺いをしたんですが、これはさらに6月に、電気代とか人件費がまだ上がるということ、この間国会中継を聞いていたら、そんな話が出てまいりました。先ほども事業者と話し合いをするなどしていく必要性についてはあったんですが、委託事業者等から市に対して、こういった話し合いを求められたらきちんとそれには対処していくのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。これは途中で委託事業が頓挫してしまったりとかする可能性も出てきますので、その点について確認をさせていただきたいと思います。

あと、概要書の9ページの基金の関係なんですが、地域づくり振興基金でしたか、こういったものについては基金の積立てがされておりませんが、こういったものについてはなくなったらもう終わりにされるのか、それぞれの基金の上限額を決めて、これからも基金を積み立てていくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

あと、古い指定管理については、状況により協議するということで御答弁をいただきました。あと、この指定管理に出すときに十分な修理をして引き渡すということは、前、副市長からの答弁もあったんですけども、その折の調査不足が原因でいろんな修理が必要になっている場合、そういったものも市としての対応が必要になると思いますが、そういったこともきちんとされていくのかお伺いをします。

それから、あとこの指定管理の修理に関し市として統一的なルール、要綱等があるのか。私、いろんな部署に確認したんですが、全部お話が違っておりました。市としての統一的な指定管理に対する、この修繕の考え方についての統一的なルールがあるのかお聞かせをいただきたいと思います。

あと12ページの巡回バスについてです。

立田では、かなり利用者が少ないということで停留所を増やした、それで対処してきたんだよという答弁があったんですが、それでもまだまだ少ない。そのことについての私は理由と対策をお伺いしました。先ほどは、平成19年にこういった停留所なりを増やしたんだよとか、そんなお話があったかと思うんですけども、今現在何が課題でこれだけ利用が低いのか、どう分析されているのか、その対策をどう考えているのかお聞かせをいただきたいと思います。

あと15ページの、私、先ほどちょっとあまりにも答弁が早くて聞き漏らしたかもしれませんが、15ページの広報紙ですね、これについては自治会に加入していなくてもきちんと配付がされているということは確認されているのか。以前の議会の答弁では、入っていない人は佐織の庁舎に取りに来てもらうとか、入っていない人は取りに来てもらうんだという答弁があって、いまだに加入していない方に広報が届いていない実態もあるんですが、その点はどうなっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

先ほどからホームページにはアップしているんだというお話がありましたが、どこにあるのかとても分かりづらい状況ですので、これは改善が必要かと思いますが、これが今分かりやす

い状況でお知らせができているのか、その辺の認識について確認をさせていただきたいと思います。

あと16ページのふるさと応援寄附金についてです。

先ほど人件費については分からないとか、収入が1億あるとかというお話がありましたが、いろんな職員の方も動いていらっしゃる、観光協会にしてもいろんなところがやっぱりふるさと応援寄附金、そして委託事業とかをされている中で、これが全国の問題として、利益として上がっているのか。広報のする手段としては私もあるとは思いますが、収支という関係で、本当にこれが黒字の事業なのかということをお尋ねさせていただきたいと思います。

もう一個、先ほど私聞き漏らしておりますが、応募用紙には何に使いたいのか希望を書く仕組みになっているのか、その点についてごめんなさい、あまりにも早くてちょっと聞き漏らしております。その点について確認させていただきたいのと、もしかしてそれが無いのであれば、なぜそのことをしないのか確認をさせていただきたいと思います。

あと19ページの市民活動支援公募事業であります。

先ほど交付金を出すことが支援だという、私はもう本当に悲しい答弁をいただきました。支援金を出して、その地域で継続的に活動する団体を育成していくのが、この公募事業の目的に上がっていると思います。そして市民団体とは何かとか、そういった収支の記載とか、途中段階で市民協働課などいろんなところが関わりながら市民活動を増やし、そしてお互いの助け合いを地域でつくり上げていくのが重要だと思いますが、この支援体制が今本当にない状況なのか、具体的に一切そういった支援はしていないのか再度確認をさせていただきたいと思います。

それから、32ページの立田社会福祉会館の関係であります。

私は解体に至った経緯をいつ、何回、どのように検討したかということをお聞きさせていただきました。検討したということしか御答弁が返ってきておりません。いつ、何回、関係課はどんな関係課で検討したのかお伺いをしたいと思います。

そして今回、公募に出されているわけですが、この公募とか御意見は何件ぐらいあったのかお聞かせをいただきたいと思います。そして、解体を含めた価格で建物つきで売却するのが市としての仕事も削減でき、結果的に安価になりますが、こういった公募を行っているということは、この解体設計費はすぐに執行しない、またいい案であれば執行しないという考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。

先ほど5年ごとに、この公共施設の総合管理計画というのを見直ししているよということでしたが、愛西市の公共施設カルテ、これはホームページに載っているんですよ。毎年更新していく予定ということが書かれていて、毎年やっぱり公共施設の統廃合、在り方についてはSDGsとか、使えるものは使いましょうという方針にもなってきているので、毎年見直すんだよということが堂々とホームページにも書かれているわけです。ですから全体として、今どのようにこの全体の公共施設の在り方についての協議がされているのか、ぬるい計画のまま今進んでいるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

あと、今回解体に至ったということで、改修費より解体費のほうが安いという前議会での説

明があったと思いますが、再度改修費に幾らぐらいかかるのか、解体費に幾らぐらいかかるのかの見積額を教えていただきたいと思います。

それから、33ページの権利擁護支援センターについてです。

本当に重要なセンターになってくると思います。皆さんが行きやすい場所、高齢者も行きやすい場所でないと困るわけですが、場所は大体どの辺りになるのか教えてください。そして、この一度に仕組みができるわけではないと思います。今いろいろ目的、事業等は上げられましたが、1年目に最低限これは達成したいという事業目標があれば教えていただきたいと思います。

あと、47ページの高齢者見守り事業についてお伺いをいたします。

固定電話の契約が終わるということで、以前議会でも取上げをさせていただいておりますが、今回予想件数が増えているんですが、これは携帯とか何かでも使えるようになるのか。登録方法、内容等、先ほど変わらないとおっしゃっていたんですが、私も以前聞き取りの中で、これは大きく変わるなということを実感しているわけですが、再度この電話を利用した緊急通報システムはどのように変わるのか。御案内とかを見ると、やはり連絡先をお願いしなきゃいけないとか、友人にお願いするとか、民生委員にお願いするとか、そんな条件が付されております。そういったところでの条件に制約があるのか、そういった方が用意できないときにはどうするのかお聞かせをいただきたいと思います。

特に、冷蔵庫の開け閉めを利用した高齢者見守りシステムについては、今困っているから助けてというのではなくて何時間冷蔵庫が開かないから通報が行くものでありますので、多分孤独死を防止するのが高齢者の見守りシステムで、緊急通報システムが今困っていますと思うのですが、この冷蔵庫がなかなか開かないからといって、これをキャッチした会社はどのように当事者のところに行くのか、誰が孤独死していないかどうか確認するのか、そして家の鍵は誰かが預かるのか、それについてお聞かせをいただきたい。そして、先ほどの答弁の中で審査があると言われました。どのような審査が必要なのか、その点について教えていただきたいと思います。

そして、49ページの高齢者の福祉タクシーについてですが、以前、稲沢市のほうの事例の紹介をさせていただきました。研究していくということで、今研究が進んでいるというふうに思っていますが、今検討をしている中で、稲沢市のタクシーとどのような違いが出てくるような計画になっているのか、今の段階でよろしいので教えていただきたいと思います。

あと、50ページの老人福祉センターの指定管理です。

今後、これから話合いをしていくとおっしゃっていますが、この補正予算が通った段階で契約書が結ばれると思います。その後どのような事業をやるのか、そんな話合いがあるなんて本末転倒だと思います。今の段階、予算を出す段階で、次年度の老人福祉センターの事業内容がしっかり話合いがされて確定していないのか確認をさせていただきたいと思います。

51ページの発達支援センターです。

当初計画をしていたことはやっているんだとおっしゃいました。でも、保護者の方と足の確

保をするというお約束をしているはずですが、それはどのような形で達成されているのか。中・高生や大人の方も受け入れられるわけで、車に乗れない障害をお持ちの方もたくさんいらっしゃいます。そういった方々の足の確保をどのように解決をされているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、WISC検査が発達支援センターでできるということになっていると思いますが、これには経験と専門的な知識のある人が必要で、臨床心理士が確保されているということが大変重要になりますが、臨床心理士の確保ができ、このWISCという検査ができる状況になっているのか確認をさせていただきたいと思います。

あと、道の駅についてです。

犬山市の事例を紹介しました。コロナや戦争を理由にした円高で地元企業が進出する力が今あるかどうか、そんな議論が市内の企業たちと議論がされ、昨年9月に前市長が計画を凍結する、そして今議会で新しい市長も計画を凍結するというので、この事業を進めてよいか否かということで大変議論がされたと聞いております。この維持管理費が将来幾らかかるかというのは大変重要な問題です。この維持管理費を幾らまでならば健全に愛西市の財政が運営できるのかという大きな数字ですが、再度この維持管理費を幾ら見込んでいるのか、幾らまでならば大丈夫なのか、その点について再度お伺いをしたいと思います。そして、犬山市のほうでもできるだけ市の支出は減らしたいということで進んできておりますが、この愛西市の道の駅では利益が出るのか、その点についてはどう考えていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

そして、先ほど見直しについてお聞きをいたしました。ほとんど見直しが無いという答弁でしたが、サウンディング型の市場調査で2億8,000万、実施設計で6億2,700万円を見直ししたという資料を頂いているわけです。ですから、この部分についてどのような見直しなのか再度御説明をいただきたいと思います。

そして、サウンディング調査は誰に参加してもらって参加者は募集したのか、業種、地域、テーマなどどのように実施したのか説明をしていただきたいというふうに思います。

あと、今回多額の増額になりましたが、実施設計で必要性が判明したと言われておりますが、まだ実施設計等も続き、これから工事が始まるわけですが、さらに値上がりの可能性はないのか、その辺について見解を求めます。

それから実施設計は、都市公園では令和5年度まで続いて、6月まで電気代も上がると言われておりますが、さらに総事業費の値上げはないのかお聞かせをいただきたいと思います。そして、こういった事業費が値上がりし、建設費が値上がりすると、テナント料金も値上げせざるを得ないという問題があるということも私も勉強してまいりましたが、このテナント料金についてはどのように試算をされているのかお聞かせをいただきたいと思います。

あと、106ページのICTとGIGAスクールについてお聞かせをいただきたいと思います。

先ほどの議会の中で、ポケットWi-Fiの利用がゼロということですが、全世界帯でWi-Fiが設置されているから不要なのか、それともWi-Fiを利用するまでの活用レベルに至っていないのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

112ページの給食費の徴収について、どこが管理しているのかということをお答えいただきました。あまりにも正々堂々と御答弁されたので大変驚いているんですが、国のほうからは公会計化を早い段階で、文書が国から出ているわけです。その公会計にする、市が徴収して、市がきちんと会計の中に盛り込んでいくということになっているわけですが、その取組について国からの調査もあったと思うんですが、取り組まないという見解なのか取組予定なのか、その辺を教育部局としての考えをお聞きしたいと思います。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

ここでちょっとお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により会議規則第8条第2項の規定に基づき、会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

ここで休憩を取ります。17時ちょうどに再開いたします。

午後4時52分 休憩

午後5時00分 再開

**○議長（杉村義仁君）**

それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

吉川三津子議員の答弁からお願いします。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

まずマイナンバーカードの交付税の影響でございますけれども、こちらについては算定までは影響額を算出することはできません。また、公共団地の影響額につきましても、令和5年度の賦課の状況により算出いたしますので算定額については未定でございます。また、公共施設の影響額でございますけれども、施設によって交付額の影響額を個々にお示しすることは困難でございます。

続きまして、物価高騰の委託の関係でございますが、委託につきましては、委託契約に基づき対応を検討するものと考えております。

続きまして、地域づくり基金の関係でございます。

こちらは地域づくり基金につきましては、目的に沿って活用を検討しているところでございます。今後の状況については未定となっております。

**○社会福祉課長（田口貴敏君）**

私からは要綱変更に関して、障害者のタクシーチケットに関しての御意見ということで答弁をさせていただきます。

来年度令和5年度の障害者タクシーチケットに関しては、従来どおりの使用ということをお考えおりますので変更はございません。ただし、社会的弱者の足という意味では、今後総合的にいろいろと検討していかなければいけないという認識は持っております。以上です。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

巡回バスの関係でございます。

こちらについては、巡回バスの運行検討委員会において、現在、主に巡回バスの運行に係るニーズの把握に係る協議を進めております。運行ダイヤや発着地の検証を進め、利便性を高めたいと考えております。

続きまして、ふるさと納税寄附の関係でございますが、年度ごとの寄附金の収支の状況によりますが、令和3年度の実績ではプラスと考えております。

また、寄附金の活用希望については、先ほど申し上げましたとおり寄附金申込み時に8項目から選択をしていただく形となっております。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

すみません、戻りまして永和児童館等の指定管理者についてですが、指定管理者から修繕箇所については、その都度市と指定管理者が協議を行いながら進めていく方向性です。

それから統一的なルールがあるのかというところですが、指定管理者施設は愛西市指定管理者ガイドラインに沿って、市と指定管理者において修繕リスクの分担を明確にし、協定書を交わすこととしております。以上でございます。

#### ○市民協働部長（人見英樹君）

私からは、未加入者への広報配付の確認をしているかとの答弁にお答えします。

総代によりましては、広報を配付しなければならないことは分かっているが、未加入者への配付は地元の理解を得るのが難しく、正直厳しいという御意見もいただいております。現在総代を通じて、自治会等へ未加入者への配付についてもアンケートを行っているところでございます。以上です。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

ホームページに関してです。

より分かりやすいホームページの運営に努めるよう職員へ定期的に周知しているところです。引き続き周知していきたいと考えております。

続いて、市民活動に関することです。

この補助金は自立を促すための一助であると考えておりますが、制度開始より補助対象限度の3年を経過する団体も出てきておりますので、事業化への関係性などを聞き取り、補助金審査委員会の意見も聞きながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○社会福祉課長（田口貴敏君）

私からは、立田の社会福祉会館の検討の具体的な内容に関して御報告をさせていただきます。

まず令和3年度に1回、令和4年度に2回検討会議を行いました。出席をしましたのは、社会福祉課、都市計画課、経営企画課、財政課のメンバーで、具体的な内容とすれば、利活用、売却、それから賃貸の3件に関しての検討を行い、現在の結果になりました。

それから現在、提案をいただいております案件ですけれども、2月末に締め切りまして、2件募集がありました。その結果を受けて、今後おおむね3か月をめどに協議を行い、実際に売却するのか解体をするのかということを検討し、実際売却をするということになれば、解体設計に関しては施行しないということになるかと思っております。

それから以前に答弁させていただいた修繕、それから解体設計の内訳でございます。大規模修繕にかかる修繕費用は約7,000万円に対して、解体にかかる費用、解体工事費といたしまして約4,375万円を想定しております。

続いて、権利擁護支援センターの場所ですけれども、具体的にはまだ契約前ですのでお話しできませんが、市民が使いやすく利便性の高い場所を想定しております。

それから今後、来年1年どの辺りを目標にというお話でしたが、まずはセンター自身の周知、それから制度の啓発といったものを中心に行いながら、総合的な窓口としての御相談を受けるということを中心に行っていくと考えております。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

公共施設の個別施設計画の関係でございますが、施設の利用状況や建物の状況などを現状について確認をしつつ、検討をしているところでございます。以上でございます。

#### ○高齢福祉課長（八木久美子君）

私のほうからは、緊急通報システムの件数が増えることですけれども、今回対象者の要件を変更しまして、75歳以上の方で、日中75歳以上の方ばかりになる方というような要件になりますので、利用者が増える見込みで件数を増加しております。また、携帯電話の利用はできません。

続きまして、緊急通報システムの内容自体は、これまでのシステムとほぼ同様のものとなります。協力員につきましても、消防署などからの要請に協力してもらうために、これまでどおり必要となります。

続きまして、冷蔵庫の開閉による見守りシステムになりますが、こちらにつきましても、1日2回開閉がないとセンサーが作動するようなことになりまして、前日の朝7時から当日の朝7時までに開閉がないと8時頃、当日の夜中の1時から昼の13時に開閉がないと14時にセンサーが作動し、コールセンターから本人に電話にて安否確認を行います。ここで電話がつかない等があると、緊急通報システム同様、協力員さんに協力要請を行うような形になります。

審査につきましても、その対象者の要件が幾つかありますけれども、その要件に合う方かどうか、例えば独り暮らしでいらっしゃるのか、日中75歳以上の方ばかりになる方なのかというようなことを聞き取りさせていただきます。場合によっては御自宅のほうを現地確認というようなことも考えております。

続きまして、申し訳ありません。見守りシステムですけれども、孤独死防止もおっしゃるとおりそうなんです、固定電話がおうちにない方、または認知症などで緊急通報システムのボタンが押せないという方も結構このところいらっしゃいますので、そういう方にも穴がないようにということで考えたシステムになります。

続きまして、高齢者福祉タクシーになりますけれども、稲沢市との違いは分かりませんが、対象者とか行き先とかを今検討している段階であります。

続きまして、老福につきましても、補佐のほうから答弁しますのでよろしく申し上げます。

### ○高齢福祉課課長補佐（山田光正君）

老人福祉センターが指定管理の新たに担う事業ということで、介護予防の関係で新規事業はありませんが、令和4年度で計画を立てていましたがコロナの影響でできなかったものを実施したり、回数を増やしたり、内容を変更して実施するというふうに聞いております。以上です。

### ○発達支援センター長（伊藤 恒君）

発達支援センターの件でございます。

足の確保については、検討してまいりましたが、費用面や運用面などの件から困難であると判断しました。また、臨床心理士につきましては、現在既に配置されておりまして、リスクにも対応しております。以上です。

### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは道の駅の関係、6款農林水産業費のところでの再質問ということでございますが、初めに道の駅全体として、6款の枠を超えるということでお答えのほうをさせていただきたいと思っております。

初めに健全な財政をとということで、維持管理費は幾らまでというような御質問でございました。維持管理費につきましては、先ほども御答弁させていただいたように、今実施設計中ということの中で積算中ということでございます。当然施設の規模によって維持管理費というのは変わってまいりますので、そこら辺をよく見えた上で過大にならない、過小にならない適正な額で積算のほうをしていきたいというふうに考えております。

あと、総事業費がまだ上がるんじゃないか、あとR5でやる都市公園の設計のほう上がるんじゃないかということでございますが、この物価高騰につきましては、ある程度私どものほうでも想定はしておりますが、当然今のこの世界情勢を鑑みるところによりますと、どのような形になっていくか分からないというのはあるところでございます。皆様に見ていただいている資料でも、この金額についてはまだちょっと未定ですよなんていう書き方もさせていただいておるところでございますので、今後どのような形になっていくかというのは、その動向について注視していきたいというふうに思っております。

私からは以上です。

### ○産業振興課長（清水直樹君）

私からは、まず1つ目は、道の駅は利益が出るかについてであります。道の駅につきましては地域の振興を目的としておりまして、そちらは利益を生むと考えられますが、都市公園側につきましては市民の憩いの場ということでありますので、相殺をいたしますと現状では利益が出るかどうかは分かりかねます。ただし、今後進めていくに当たりまして、利益を出すように行っていきたいと考えます。

2つ目、サウンディングにつきましては9者行いまして、6者につきましては道の駅の管理実績を有する企業、3つにつきましては都市公園の管理実績を有する企業であります。

最後にテナント料についてですが、令和7年度からの新しい指定管理者と検討をして算出をしていきたいと考えます。以上です。

○学校教育課長（猪飼政和君）

まずG I G Aスクールの関係の御家庭での通信環境の関係ですけれども、現在各学校がいろいろ工夫して家庭への持ち帰りを進めておりますが、現時点では通信環境を必須とした使用方法についての使い方にはなっておりません。ただ、通信環境を利用してでの使用も可能という内容で実施をしておりますので、今後御家庭での通信環境の状況を徐々に確認をしながらと、家庭でのタブレットの活用方法を充実させていきたいというふうに考えております。

次に、給食費の公会計化の関係なんですけれども、文部科学省が出しております学校給食費徴収・管理に関するガイドラインでは、公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減するためには、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる公会計制度を採用するとともに、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことが適切であるとなっております。愛西市におきましては、以前から賄材料費等の関係になりますけれども、給食費の会計については一般会計で対応しております。ただ、給食費の徴収の部分に関しては、学年費等と合わせて学校にお願いをしている状況ですので、そちらについては少し沿っていないのかなあというふうに思いますが、給食費の食数であったり管理、生産については給食センターのほうで行っておりますので、ほぼ公会計化の状態になっているというふうに判断をしております。以上です。

○市長（日永貴章君）

1つ私から御答弁させていただきます。

道の駅立田ふれあいの里の改修工事の東ゾーンの都市公園の維持管理につきましては、他自治体の都市公園同様の維持管理経費は年間にかかってくるのではないかとというふうに我々としては想定をしております。その中で、西ゾーンの道の駅部分でいかにどのような利益を出していくかということになってくるかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第15号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

日程第15・議案第15号：令和5年度愛西市国民健康保険特別会計予算を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、3点ほど質問します。

1つは、概要書126ページの事業勘定の総額についてであります。今年度は県支出金が増

えているわけですが、その増額の理由について教えてください。

それからもう一つ、加入状況について、現在の国保加入者の世帯数、加入率、また国保加入者数と市民における加入率の推移について教えてください。また、その国保世帯の収入の状況の推移について教えてください。

それから、あと概要書の133ページなんですけれども、診療所ですけれども、今年度は昨年度に比べて1割ほど、1,000万ほど減額するんですが、診療収入が1,000万の減額になるというのを見込んだその理由ですね、それについて教えてください。

医療機器の問題については、河合議員のほうから質問があったので省略します。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

県の支出金の関係でございますが、県支出金のうち、前年度精算分の普通交付金と保険者努力支援分で増額見込みをしております。

加入状況につきましては、市の総世帯数は増加しておりますが、それ以外の加入世帯数や加入率、総人口、加入者数等については全て減少傾向でございます。また、加入者の所得状況の推移につきましては、令和2年度から令和4年度の本算定時の所得額は増加しておりますが、令和5年度は減少傾向にあると試算しております。

続いて、診療報酬、診療収入でございますが減額の理由でございます。

これにつきましては、実績に基づき減額をしております。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

県の支出金の増額については、前年度の精算分がそのまま入ってくるということですけど、それをさっき2つほど言われましたが、結局メモが取れていないのもう一遍ちゃんと教えてください、どこに回すのかということも充てるのか。

それから診療所です。実績に基づいてということですが、この間コロナの関係等もあって様々な要因はあったと思うんですが、実績に基づいてというのは、今後診療所収入についてはこのようなペースで減っていくのか、あるいは現状維持のような状況になっていくのか、その辺りの見通しについてどう考えているのか教えてください。

#### ○保険年金課長（橋本 創君）

まず普通交付金の精算分を見込んでおまして、その調整で増額となっているものでございます。

続いて、診療所の収入が減る件でございます。

患者の数が毎年減っておりまして、前年対比93%と減少しているからでございます。今後の見通しとしまして、経営努力はしてまいりますけれども、減少傾向に歯止めが利かないというふうにも見込んでおります。以上です。

#### ○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第16号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第16・議案第16号：令和5年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

これについても概要書136ページの加入状況についてですけれども、加入者数とか加入率の推移、また所得状況の推移について教えてください。

○保険福祉部長（小林徹男君）

前年と比較し、加入数は464人増で受給者率は0.9%増となっております。また、5年度の基準所得額は、総額で約2億4,200万円の増額を見込んでおります。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第17号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第17・議案第17号：令和5年度愛西市介護保険特別会計予算を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第17号：令和5年度愛西市介護保険特別会計予算について確認をしますが、私からは1点ですが、概要書138ページのところで一覧表が載っていますが、繰入金も1億円も増えている内容ですね、これはなぜこのような計算になるのかお伺いをします。以上です。

○保険福祉部長（小林徹男君）

財政調整交付金が前年度比で5,492万5,000円減となっており、この減額分を賄うため基金繰入金の増加となっております。以上でございます。

○4番（河合克平君）

財政調整交付金の減額となったということですが、それはどの部分の、国庫支出金の部分ですかね。財政調整基金が幾ら減額になったので繰入金を多くしないと駄目だからということなのか、そのことについて1点お伺いをすると、保険給付費が減っていくのではないかと、負担が増える状況もありますので、その辺の1割負担から2割負担、3割負担へと増えていった

部分についてのこの保険給付費の見込みはされているのか、実際0.7%ぐらい減ってはいますけれども、保険給付費についての動向についてはどうなるのを確認させてください。

**○高齢福祉課長（八木久美子君）**

財政調整交付金の減額につきましては、財政調整交付金自体が基本5%のものなのですが、これは市町村の所得の段階であったりとか、高齢化率によってパーセントが決まるものになります。計算が今回につきましては、2.56%で計算を令和5年度の予算はしておりますので、その分の減額というようなことになります。

あと給付費の見込みですが、こちらにつきましては増額を見込んでおります。令和4年度の予算よりも見込んでおりますのでどうぞよろしくお願ひします。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○7番（吉川三津子君）**

議案第17号：令和5年度愛西市介護保険特別会計予算について質問させていただきます。

概要書の146ページの介護予防・支援サービス事業についてお伺いをいたします。

今までも何度か取り上げておりますが、チェックリスト該当者や要支援の方が利用する総合事業の民間事業所への参入状況についてお伺いをしたいと思います。現行並みと緩和型のAというのが民間の事業所が登録等していると思いますが、名前はあるけど利用ができないとか、参画状況についてまずはお伺いをしたいと思います。

そして、全国的な問題として民間事業所の職員不足、そして総合事業のほうが介護給付と同じような仕事をしていても単価が安いということで、民間事業所が総合事業から離れていっているというのが全国的な傾向にあります。そういったことで、この民間事業所の参画の見通しについて、愛西市ではどう考えていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

まず1点目でございますが、訪問介護相当サービスにつきましては39件、訪問型サービスAは37件、通所介護相当サービスは58件、通所型サービスAは43件となっております。

今後の見通しでございますが、民間事業所には新規指定の相談のときに、住民の方に様々なサービスが提供できるよう依頼しておりますので件数は増えております。現状ではサービスを希望している方は、全てサービスを御利用いただいている状況となっております。以上でございます。

**○7番（吉川三津子君）**

先ほど御依頼されている方は、全てサービスが提供できているということをおっしゃったわけですが、断った事例の数字の集計等はされているのでしょうか。私自身やはり現場にいて、こういうことをお願いしたけれども駄目だった、年末年始はヘルパーさんが週に本当は2回だけ1回にされたとか、そういったところでしわ寄せが出ているはずですが、そういったところで御希望どおりにサービスが提供できているとおっしゃる、その根拠についてお伺いをしたいと思います。

そして、もう一点お伺いをします。

法改正等があって、今までチェックリスト該当者、要支援の人が総合事業を利用していた場合、要介護になっても利用できるということで法改正がされました。要介護になっても自宅で頑張っている方がたくさんいらっしゃるわけですが、ごみ出し等で大変お困りということで、総合事業のお助けがどうしても必要になっているわけですが、そういった面で、ケアマネにこういった法改正の周知というのが十分されているのか、その辺大変私、疑問に思うわけですが、どのようにされているのか前にも質問しておりますが、再度しつこく質問させていただきます。

#### ○高齢福祉課主査（城 安江君）

定員がありますので満員の事業所もありますが、ほかの事業所を紹介し、入浴やリハビリ等の利用者が希望しているサービスは受けていただいています。ただ、やはり年末年始は駄目だったという御意見ですけれども、事業所も年末年始はやはりお休みをしているところも、運営規程にきちっと定めてやっているところもありますので、その辺はまた事業所のほうにもそういった要望があることは伝えていきたいと思っております。

あと、法改正がありまして、もともとサービスBとか使っていた方が、要介護になってもサービスが使えるようにということはおっしゃるとおりかと思えます。ケアマネの連絡会議とか、そういったところでは周知をしておりますけれども、今年度もありますので、その辺しっかりと周知していきたいと思っております。あと要支援の方から介護になった方は、包括支援センターが一緒に行っていますので、その辺はきっちりとまた包括と相談しながらやっていきたいと思っております。以上です。

#### ○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第18・議案第18号（質疑）

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第18・議案第18号：令和5年度愛西市水道事業会計予算を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○5番（真野和久君）

それでは、概要書147ページの収支予定額に関して質問をしたいと思えます。

営業収益が今回大分減っているんですけれども、3,300万ほど、その減額になる理由について教えてください。この間ちょっと水道料金の基本料金等の市の助成とかもあったので、なかなかこの数字そのものがどうなのかというのはありますけれども、その点ちょっと説明をお願い

いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

上水道料金免除補助事業に係る補助金以外の要因といたしまして、営業収益のうち給水収益の見込みといたしまして、前年度の実績に基づき算出した全体の水道使用料金が下がるためでございます。以上です。

○5番（真野和久君）

有収率が下がるということと全体の利用も下がっているということですか、その辺ちょっともう一度。

○上下水道部長（山田英穂君）

有収水量は当然なんです、実際その補助金の金額を差し引いて、実際その水道料金が423万ほど下がるということで見込んでおります。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第19号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第19・議案第19号：令和5年度愛西市下水道事業会計予算を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

152ページの予算の総額というところもありますが、概要書の153ページに下水道事業会計収益的支出という欄がありますが、ここには書いていないんですけれども、営業収益については大体4億3,000万円ということを見込んでおりますけれども、そのときに有収水量というのを考えてこの部分を見込んであるのではないかと考えていますが、それについて有収水量率はどのぐらい見込んでこの使用料の収益を上げていくのか、見込んでいるのか教えてください。

また、続いて2つ目が概要書の157ページですが、157ページには営業外費用として利息だけが載っています。利息だけが公共下水は約1億円、農業集落排水は3,600万円ということで載っておりますが、それぞれ利率はどのぐらいの利率なのか確認をさせてください。以上、お願いいたします。

○上下水道部長（山田英穂君）

まず1点目でございます。

概要書153ページの下水道使用料の算出について、有収率との関連性はございません。

続きまして、利息のほうです。

利息の利率について、償還未終了分の利率は最大で平成5年度借入れの農業集落排水で4.65%、最小で令和元年度借入れの農業集落排水で0.030%になります。以上です。

○4番（河合克平君）

見込みは有収水量を見込まなく立てたということなので、有収水量というのは大したことにならないのかなというふうには感じますが、そういう大きく収入に影響しないという前提で有収水量というのを考えないんであるということであれば、そのことについて再度確認をさせていただきます。有収水率について見込まないというのはなぜなのか、また教えてください。

あと営業外費用として、企業債利息ですが、平成5年というと、もう今から平成5年だと18年ぐらい前かな、4.65%とかなり高いんですけれども、こういったものを例えば借り換えるとか、費用として企業債の利息を安くしていくための方法というものも、企業体ですから経費を削減するという点についてはいつも考えていただきたいと思うんですけれども、この一番結構すぐに経費削減できる。目に見えて分かるのは、この利息の低いものへの借換えや高いものを残っている分をすぐに返してしまうとか、そういったことをやる中で利息を下げられるんですけれども、そういったことはこの令和5年度では考えていないのか、また考えていくのか確認をお願いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

まず有収率についてでございます。

こちらのほうは決算時に報告という形でございます。予算では算出のほうでは使用しておりません。下水道使用料の算出については、直近の調定額を基に計上しております。工業下水道においては、整備途中であるため増加世帯数を見込んで計上しております。

利息の関係ですが、今後支払い利息を削減できるか地方債の借入れ条件を検証する必要があると考えております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第19号：令和5年度愛西市下水道事業会計予算について質問します。

総合的に将来的な見通しについてお伺いをしたいと思います。概要書の158ページ、分担金・負担金、下水道工事に必要な財源ですが、これは市が立てている計画どおりの徴収が今現在できているのかお伺いいたします。そして、宅内工事も高齢者のみ世帯が増えて、なかなか宅内工事をしていただけない現状がありますが、計画どおり達成できているのかお伺いをいたします。そして、市としてこの公共下水道の関係で何割ぐらいの接続の目標をお持ちなのかお聞かせをいただきたいと思います。

まず最初に、その3点をお聞かせください。

○上下水道部長（山田英穂君）

まず1点目でございます。

公共下水道事業の受益者負担金等は全体で5,209万3,000円、そのうち滞納分が52万2,000円

になっております。滞納分については徴収事務に努めております。農業集落排水及びコミュニティ・プラントの加入分担金は、納入確認後の工事となっております。

2点目の計画どおり達成できているかということでございます。

公共下水道の水洗化率は令和元年度57.4%、令和2年度57.7%、令和3年度59.3%であり、整備途中であることから約60%を推移しております。今後も接続促進に努めてまいります。

続きまして、3点目でございます。

接続目標について、令和4年度に策定しました第2次愛西市下水道事業経営戦略では、令和14年度末の目標値を公共下水道で90%に設定しております。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

公共下水道についてお伺いをしたいんですが、分担金・負担金は52万2,000円の滞納ということで、これは計画どおり徴収しているということで評価されているのかお聞かせいただきたいです。

それからあと、宅内工事も現在60%ぐらいを推移しているということで、計画どおり達成できているかという質問に対してはお答えがありませんでしたが、令和14年度に90%を目指していらっしゃるわけで、今の段階でこの90%に到達できるめどをお持ちなのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

そして、もう一点質問いたします。

この分担金に関しては、私が議会の中でも取り上げました徴収猶予について、地方裁判所の判決が出まして、徴収猶予にすることは市長の裁量範囲内だという判決が出ました。しかし、この間業者との問題解決のために十分な交渉がされていないこと、悪水路や歩道の問題と受益者負担金等の納入の問題を同時に解決するめどが立たない場合、徴収猶予を継続することが明らかに合理性に欠き、徴収猶予を継続することは著しく妥当性を欠くというとんだ判決文が出ております。つまり長期にわたって、この徴収猶予をすることはまかりならん、ある時期で分けて考えなければならないという判決が出たわけでございます。今後どのように取り組んでいられるのか、そして解決しなければどの時期で分けて考えられ分担金を徴収されるのか、そのお考えについてお伺いをしたいと思います。

今回このように徴収猶予を認められたということは、今後分担金の徴収に関して、道路とか水路とかに提供している世帯がいつも徴収猶予にするということを申請できるということが認められてしまったわけですが、そのような申請があった場合、市は認めていくのか御答弁のほうをお願いいたします。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

まず負担金のほうですが、計画どおり進んでいるかということで滞納分が1%に当たることから、ある程度は計画どおりに進んでいるかと感じております。

第2次愛西市の下水道の経営戦略で90%という設定でのいつ頃、めどに関してですが、現在その宅内工事の関係ですが、公共下水道工事自体が整備途中であることから60%とやはり分母が増えていきますもので、いまだにまだ60%ということで、今後整備が完了されればだんだん

接続率は上がっていくと感じておりますので、14年度末を目標に今後接続のほうに取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、徴収猶予の関係でございます。

こちらのほうは相手の方と今後とも交渉のほうは続けてまいります。猶予の申請に関しても、ほかの方が申請を出された場合は、下水道課のほうで適正に判断して許可のほうを出すか出さないかということで進めてまいりたいと思っております。以上です。

○7番（吉川三津子君）

議長、答弁漏れです。

○議長（杉村義仁君）

答弁漏れがあるそうです。

○7番（吉川三津子君）

答弁漏れ、いいですか。

○議長（杉村義仁君）

ちょっと待ってください、答弁漏れだそうですけど。

○7番（吉川三津子君）

私が説明しないといけないんじゃないでしょうか、何が答弁漏れか。

○議長（杉村義仁君）

何がだけ単直に。

○7番（吉川三津子君）

私は、先ほどこの裁判の判例で、この2つが同時に解決できない場合は分けて取り組むべきだという判決が出たということをお話いたしました。どの程度の時期でそのような判断をされるのかお聞かせいただきたいということで質問いたしました。

○上下水道部長（山田英穂君）

受益者負担金と水路の関係ですが、どちらにしても、その今の土地の中に水路が入っております。面積等も確定しておりませんもので、水路の部分に関しては、今後また水路等の調整という形で交渉を進めてまいりまして、その中でどのように相手方と交渉しながら今後判断していきたいと考えております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩を取らせていただきます。

午後5時48分 休憩

午後5時49分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

ここで総務部長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○総務部長（近藤幸敏君）

議案第11号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第12号）のうち第3表 債務負担行為補正に誤りがございました。正しくはお手元にお配りいたしました正誤表のとおりでございます。議員の皆様におわびして訂正させていただきます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

原議員、河合議員に対しての答弁をさせていただきます。

児童クラブ延長分の経費は各施設で増額し、開館時間の短縮経費は各施設で減額となります。2つの経費を相殺し算定した結果、全館ともに増額となっております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・委員会付託について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第20・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第1号から議案第9号及び議案第11号から議案第19号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

各常任委員会等に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、3月24日午前9時30分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時51分 散会